



茨城県

令和 7 年度 事業計画概要書

茨城県農林水産部農地局

目 次

1. 令和7年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方	1
2. 農地局の令和7年度予算	
(1) 令和7年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成	4
(2) 令和7年度農地局一般会計予算	4
(3) 令和7年度当初予算の概要	
① 事業費ベース	6
② 歳出ベース	7
(参考) 最近7ヶ年の農地局当初・最終補正予算の推移	8
3. 農地局の組織・分掌事務等	
(1) 農地局の組織	9
(2) 農地局各課・出先機関の分掌事務	11
(3) 農林事務所土地改良部門管内図	13
(4) 農地局職員数	15
4. 課別事業計画概要	
(1) 農村計画課	16
(2) 農地整備課	26
5. 令和7年度事業予定箇所	36
6. 令和7年度主要事業の概要	
(1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり	39
(2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり	41
(3) 基幹用排水施設等の整備	42
(4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策	44
(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策	46
(6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組	47
(7) 地域資源を活用した農村の活性化	48
(8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等	49
(9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進	51
(10) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進	56
(11) 土地改良区の充実強化	57
(12) 地籍調査事業の推進	58
7. 関係計画	
(1) 生活排水ベストプラン	59
8. 農業農村整備事業の制度概要	
(1) 農業農村整備事業の進め方	62
(2) 自然環境の保全	63
(3) 農業農村整備事業の制度概要	64
(4) 農業基盤整備資金等	112
(5) 農地中間管理事業	115
(6) 農地売買等事業	116
(参考) 補助率推移表	117
9. 参考資料	
(1) 地域指定の状況	119
(2) 土地改良区の状況	120
(3) 広域営農団地農道位置図	121
(4) 農地局関連の主な会議一覧	122
(5) 農業農村整備事業の変遷	124

1. 令和7年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方

農業農村を取り巻く情勢は、少子高齢化・人口減少による農業者の減少と農村集落機能の低下、大規模自然災害の頻発化・激甚化、ウクライナやイスラエル・パレスチナなど国際情勢、世界的な物価高騰、物流の2024年問題など、大きく変化している。

このような中、国では、令和3年3月には新たな「土地改良長期計画」が閣議決定され、持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現に向けて、生産基盤の強化による農業の成長産業化、多様な人が住み続けられる農村の振興、農業・農村の強靱化の3つの政策課題に取り組むこととしている。また、令和4年3月に土地改良法が改正され、受益者の費用負担や同意を求めずに実施できる農地中間管理機構関連事業の適用工種の拡充や、土地改良施設維持管理適正化事業の拡充に必要な仕組みの創設、ため池や排水機場等の豪雨対策が実施できる事業の拡充など、担い手への農地の集積・集約化を加速することや自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るための拡充措置が法制化された。加えて、令和6年6月には「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正「新たな食料・農業・農村基本法」が施行され、土地改良事業については、「生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化」や「近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化」に向けて推進していくこととなった。

県では、令和4年3月に、第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～を策定し、「活力があり県民が日本一幸せな県」の実現に引き続き取り組み、農業については「強い農林水産業の実現」を掲げ、農家1戸あたりの所得向上を図る取組等を進めていくこととしている。また、概ね2050年までの中長期的な視点をもった本県農業の指針として令和5年5月に、「茨城農業の将来ビジョン」を新たに策定し、米や野菜、畜産といった品目別の目指すべき姿や水田農業の構造改革に向けた土地改良事業の在り方などを示した。今後、水田の基盤整備を実施する地区では、意欲ある担い手へ農地の集積・集約を図るとともに、地域が自ら「地域における「儲かる農業」をどのように実現するのか。そのためにはどのような整備が必要か」等の将来の「儲かる営農構想」をしつかりと描いた上で、水田を「水田エリア」と「畑地化エリア」にゾーニングし、大規模経営体の育成、輸出用米や有機栽培米などの特色ある米づくりとともに、水田を畑としても利用可能にする畑地化などの取り組みを通じて高収益作物への転換や施設園芸団地の形成を推進していくこととしている。令和7年度以降こうした観点を踏まえた施策を展開する。

1 生産基盤の強化による農業の成長産業化

① 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

水田農業の生産コストを低減するため、ほ場の大区画化等を進めるとともに担い手への集積・集約を進める。また、用水のパイプライン化やICT等を活用し、水管理の省力化を図るとともに、米以外の高収益作物の生産拡大を図る水田の畑地化や汎用化を進めるため「経営体育成基盤整備事業」等を推進する。

② 高品質な青果物の安定生産に向けた畑地の基盤づくり

畑作営農の効率化を図る区画整理や、高品質な青果物の安定生産に向けた国営用水を活用した畑地かんがい施設の整備を進めるため「畑地帯総合整備事業」を推進する。

2 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化

③ 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

農業水利施設の機能を安定的に発揮するため、老朽化が進む基幹的農業水利施設について、機能診断結果や長寿命化計画に基づき、「かんがい排水事業」等により施設の補修・更新を推進するとともに、小規模な末端

の農業水利施設については「土地改良施設維持管理適正化事業」等により老朽化の状況に応じた適切な長寿命化対策を促進する。

④ 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

農地や農業用施設の機能維持、災害の未然防止及び被害解消を図るため、「農村地域防災減災事業」等を推進する。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発・激甚化し、水害リスクの増大が懸念されるため、防災重点農業用ため池に係る防災工事や水田が有する雨水貯留機能を高め、下流の市街地・住宅等の洪水被害や内水氾濫の軽減が図れる田んぼダムの取組拡大を促進する。

3 農村の活性化

⑤ 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

地域資源を活用した加工品開発や都市農村交流など、地域活性化につながる取組に挑戦する人材の確保・育成を図るとともに、地域産品の主要な販売拠点である農産物直売所等交流拠点の利用促進等を図るため「都市農村交流推進事業」等を推進する。

⑥ 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農地や水路、農道などの地域資源を適切に保全管理する地域ぐるみの共同活動、農業生産活動を維持するための活動や体制整備のための取組等を支援する。

⑦ 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

農村の生活環境の改善や河川・湖沼などの水質保全を図る農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援するため、「農業集落排水事業」等を推進する。また、老朽化した農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。

農産物流通の合理化や農村生活環境の改善を図るため、「農道整備事業」等を推進する。

⑧ 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

広域化する鳥獣被害の対策として「鳥獣被害防止総合対策事業」を推進し、地域住民による集落環境の点検や共同での侵入防止柵の設置など「地域ぐるみ」の防止活動に加え、ICTを活用した捕獲活動の効率化など、市町村における有害鳥獣捕獲活動等を支援する。

これらに加えて、農業農村整備事業を推進する取組として、土地改良区の体制強化を図るため、「土地改良区組織運営基盤強化対策事業」により、土地改良区の合併等の再編整備を推進する。

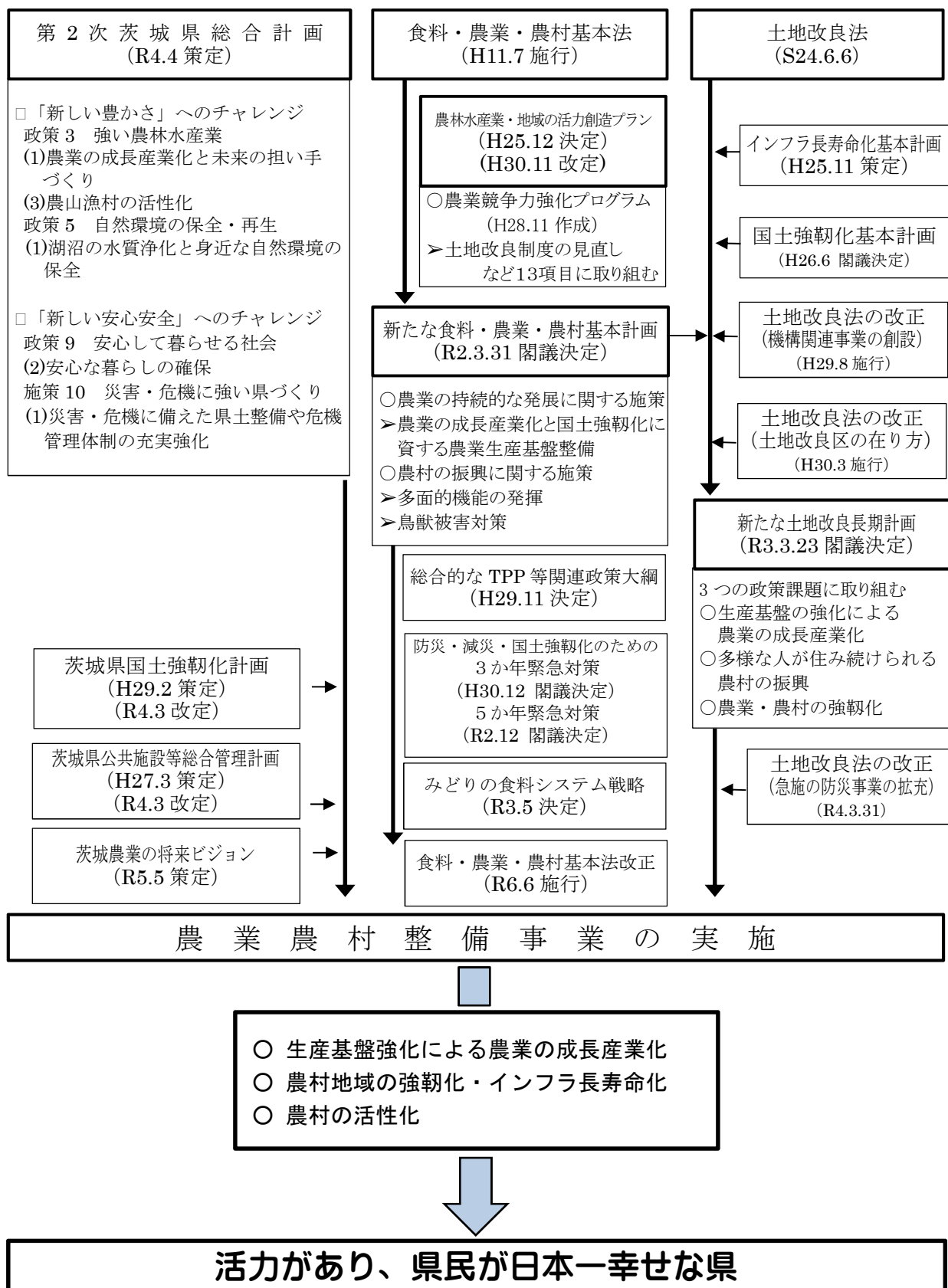
また、農業水利施設の省エネルギー化及び維持管理の省力化を進めるため、自然圧パイプラインやインバーターポンプ等の技術、水位・水温センサー、自動給水栓を水田へ導入するなど、水管理労力の削減や用水ポンプの運転時間削減に向けた取組を進めるとともに、農業農村整備事業の有効性や効果を農業者や県民に理解してもらうための広報活動に重点的に取り組む。

【参考】

*農業農村整備事業関係施策体系

【県の施策】

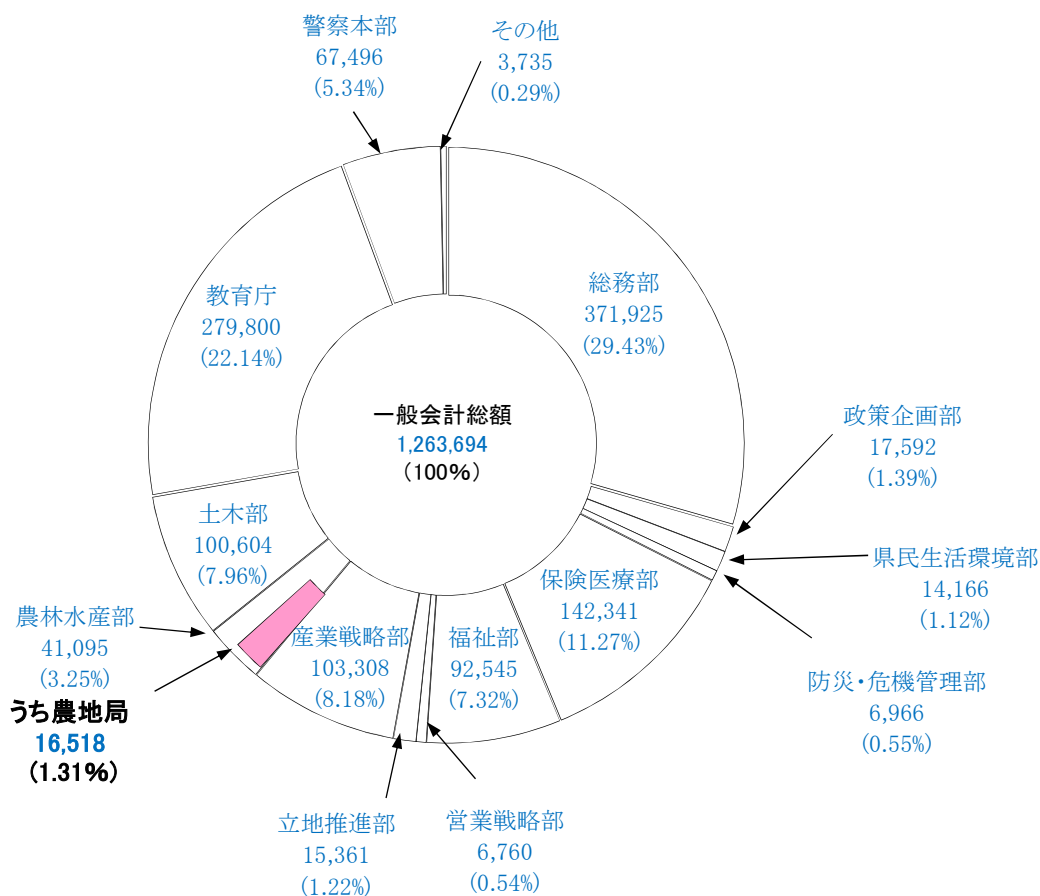
【国の施策】



2 農地局の令和7年度予算

(1) 令和7年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成

(単位:百万円)



(2) 令和7年度農地局一般会計予算

① 歳 出
ア 非公共及び公共別予算

(単位:千円、%)

事 項		7 年 度	6 年 度 (組替後)		対前年度比 (A/B)	7 年 度 構 成 比
		当 初 (A)	当 初 (B)	最 終		
非 公 共	国 補	2,324,388	2,329,304	2,078,643	99.8%	14.1%
	県 単	1,410,414	1,464,747	1,405,671	96.3%	8.5%
	計	3,734,802	3,794,051	3,484,314	98.4%	22.6%
公 共	国 補	(12,161,400)	(11,491,730)	(15,748,397)	105.8%	
		11,916,925	11,318,525	15,955,108	105.3%	72.1%
	補助事業	10,904,199	10,504,605	15,106,124	103.8%	66.0%
	国営土地改良 事業負担金	1,012,726	813,920	848,984	124.4%	6.1%
	県 単	(1,710,447)	(1,563,920)	(1,577,770)	109.4%	
		866,066	866,066	831,622	100.0%	5.2%
	計	(13,871,847)	(13,055,650)	(17,326,167)	106.3%	
合 計		16,517,793	15,978,642	20,271,044	103.4%	99.9%

(注) 公共の()は事業費ベース。

イ 課別予算

(単位:千円、%)

課 別	7 年 度	6 年 度		対前年度比 (A/B)
	当 初(A)	当 初(B)	最 終	
農 村 計 画 課	3,815,207	2,931,172	3,584,161	130.2%
農 地 整 備 課	12,702,586	13,047,470	16,686,883	97.4%
合 計	16,517,793	15,978,642	20,271,044	103.4%

② 歳 入

(単位:千円、%)

区 分		7年度		6年度		対前年度比 (A/B)
		当 初(A)	構成比	当 初(B)	最 終	
歳 出		16,517,793	100.0%	15,978,642	20,271,044	103.4%
特 定 財 源	国庫支出金	7,479,013	45.3%	6,911,342	9,079,511	108.2%
	分担金 及び負担金	1,707,830	10.3%	1,776,436	2,542,366	96.1%
	使用料 及び手数料	80	0.0%	80	80	100.0%
	財 産 収 入	2,821	0.0%	2,390	1,601	118.0%
	繰 入 金	41,060	0.3%	40,534	28,472	101.3%
	諸 収 入	412,374	2.5%	411,718	409,996	100.2%
	県 債	2,896,000	17.5%	2,825,000	4,544,200	102.5%
特 財 計		12,539,178	75.9%	11,967,500	16,606,226	104.8%
一 般 財 源		3,978,615	24.1%	4,011,142	3,664,818	99.2%

(3) 令和7年度当初予算の概要

①事業費ベース

(単位:千円、%)

事業名		7年度		6年度		負担区分		
		当初 ①	前年比 ①/②	当初 ②	最終 ③	国	県	地元
1	農村地域防災減災事業費	929,000	122.1%	761,000	1,532,242			
	内訳 県営ため池等整備事業費	426,000	157.2%	271,000	642,310	定・55・50	37・34・25	8・11・16・25
	内訳 団体営ため池等整備事業費	48,000	480.0%	10,000	24,432	定・50	－・42	－・8
	内訳 湛水防除事業費	305,000	98.4%	310,000	410,500	55・50	27・30・22.5	18・20・22.5
	内訳 地盤沈下対策事業費	150,000	88.2%	170,000	455,000	55	39	6
2	過年災害復旧費	6,270	100.0%	6,270	－	65	－	35
3	現年災害復旧費	126,025	100.0%	126,025	－	65・50	25・21・0	50・35・29・25・10
4	土地改良事業施行予定地区計画調査費	132,784	85.7%	155,000	115,578			
	内訳 土地改良事業施行予定地区計画調査費	128,784	90.7%	142,000	106,578	－	50	50
	内訳 実施計画策定費	－	0.0%	9,000	9,000	100・55・50	0・22.5・25	0・22.5・25
	内訳 産地育成畑地整備促進事業費	4,000	100.0%	4,000	－	－	3/4	1/4
5	耕作条件改善事業費	771,292	125.1%	616,682	484,588	定・55・50	18・14 等	32・36 等
6	水田水管理低コスト化事業費	10,000	100.0%	10,000	10,000	50	50	－
7	田んぼダム促進緊急対策事業費	598,400	－	－	136,000	100	－	－
①	農村計画課 計 1～7	2,573,771	153.7%	1,674,977	2,278,408			
1	国営土地改良事業負担金	1,012,726	124.4%	813,920	848,984	－	－	－
2	基幹水利施設管理事業費	737,069	102.9%	716,489	665,985	30	30	40
3	水利施設管理強化事業 ※1	398,536	135.7%	293,704	340,888	50	20	30
4	経営体育成基盤整備事業費	3,784,909	87.9%	4,307,524	7,252,594			
	内訳 ほ場整備事業費	2,769,049	81.5%	3,397,524	5,383,194	55～50	30・27.5	22.5～15
	内訳 土地改良総合整備事業費	715,860	93.0%	770,000	1,479,640	55～50	30・27.5	22.5～17.5
	内訳 農地中間管理機構関連農地整備事業費	300,000	214.3%	140,000	389,760	62.5	27.5	10
5	農地利用集積促進事業費	286,112	162.2%	176,412	176,383	100・55・50	50・33.3・30・25・0	25・16.7・15・0
6	県営かんがい排水事業費	1,880,303	112.1%	1,677,000	1,929,394	55～50	31～25	14～25
7	県営畑地帯総合整備事業費	1,045,140	84.2%	1,240,935	1,630,399	55～50	30～25	25～15
8	基盤整備促進事業費	83,200	55.5%	150,000	241,800	55～50	25～14	36～25
9	中山間地域農村活性化総合整備事業費	80,000	160.0%	50,000	48,000	55	30～25	15～20
10	基幹農道整備事業費	80,000	80.0%	100,000	61,400	50	27.5	22.5
11	農業集落排水事業費	199,634	68.7%	290,769	274,162			
	内訳 団体営農業集落排水事業費	162,825	68.8%	236,637	221,475	定・50	－	－・50
	内訳 農業集落排水事業推進交付金	36,809	68.0%	54,132	52,687	－	100	－
②	農地整備課 計 1～17	9,587,629	1173.5%	9,816,753	13,469,989			
③	国補公共 計 ①+②	12,161,400	105.8%	11,491,730	15,748,397			
1	県単土地改良事業費	1,376,167	110.4%	1,246,500	1,295,470	－	2/3～1/4	1/3～3/4
2	ICT等新技術調査・検討事業費	1,500	100.0%	1,500	1,500	－	100	－
④	農村計画課 計	1,377,667	110.4%	1,248,000	1,296,970			
1	担い手支援対策事業費 ※2	5,530	87.5%	6,320	2,074	－	70	30
2	農業水利施設強靱化促進事業費	32,500	68.4%	47,500	20,438	－	100・75	－・25
3	水田畑地化推進事業費	142,750	180.9%	78,900	78,273	－	62.5・50・100	37.5・50・－
4	ふるさと農道整備事業費	120,000	85.7%	140,000	140,000	－	70	30
5	中山間地域農業基盤整備促進事業費	32,000	74.1%	43,200	40,015	－	62.5	37.5
⑤	農地整備課 計	332,780	105.3%	315,920	280,800			
⑥	県単公共 計 ④+⑤	1,710,447	109.4%	1,563,920	1,577,770			
⑦	農地局(公共)計 ③+⑥	13,871,847	106.3%	13,055,650	17,326,167			

※1 R4年度までは、国営造成施設管理体制整備促進事業

※2 担い手支援対策は、市町村が事業主体であるが、貸し手農家の分担金を補助するものであるため、県補助額を記載。

② 歳出ベース

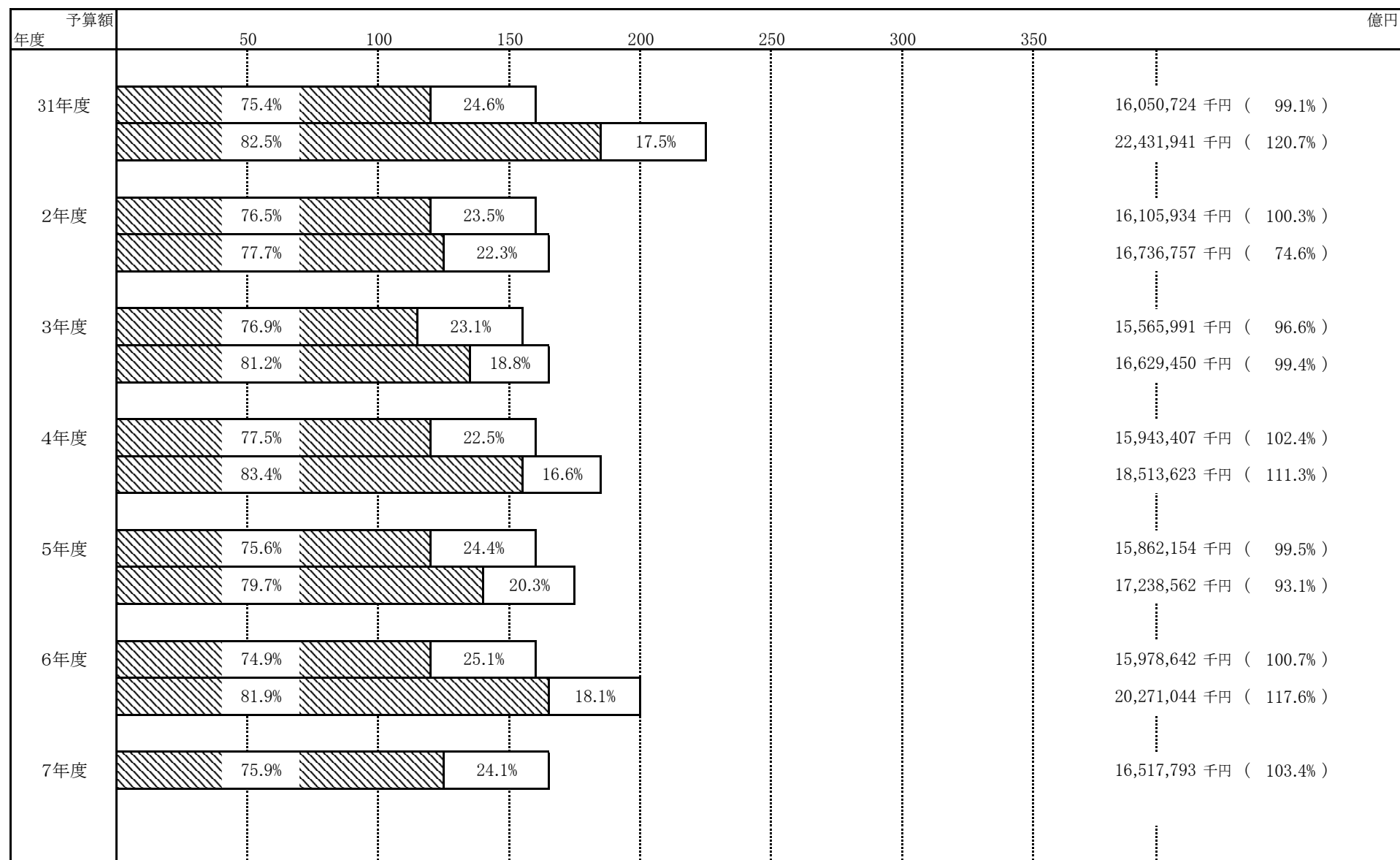
(単位:千円、%)

事業名			7年度		6年度		地区数		
			当初 ①	前年比 ①/②	当初 ②	最終 ③	R7 (当初)	うち新規	R6 (最終)
1	農村地域防災減災事業費		989,980	121.6%	814,385	1,635,172	17	6	15
	内訳	県営ため池等整備事業費	455,775	156.8%	290,735	686,826	11	5	9
		団体営ため池等整備事業費	46,880	496.1%	9,450	23,088	2	1	1
		湛水防除事業費	326,325	98.4%	331,650	438,683	2	-	2
		地盤沈下対策事業費	161,000	88.2%	182,550	486,575	2	-	3
2	過年災害復旧費		4,170	100.0%	4,170	-	-	-	-
3	現年災害復旧費		83,195	100.0%	83,195	-	-	-	-
4	土地改良事業施行予定地区計画調査費		132,784	85.7%	155,000	115,578	33	5	29
	内訳	土地改良事業施行予定地区計画調査費	128,784	90.7%	142,000	106,578	31	3	29
		実施計画策定費	-	0.0%	9,000	9,000	-	-	1
		産地育成畑地整備促進事業費	4,000	100.0%	4,000	-	2	2	-
5	耕作条件改善事業費		541,217	124.6%	434,246	342,620	33	28	25
6	水田水管理低コスト化事業費		10,000	100.0%	10,000	10,000	3	3	2
7	田んぼダム促進緊急対策事業費		598,400	-	-	136,000	10	10	3
①	農村計画課 計 1～8		2,359,746	157.2%	1,500,996	2,239,370	96	52	74
1	国営土地改良事業負担金		1,012,726	124.4%	813,920	848,984	-	-	-
2	基幹水利施設管理事業費		442,661	102.9%	430,313	400,603	4	-	4
3	水利施設管理強化事業 ※1		281,082	135.9%	206,847	262,131	9	-	9
4	経営体育成基盤整備事業費		4,055,672	87.9%	4,613,125	7,756,481	68	7	61
	内訳	ほ場整備事業費	2,966,848	81.6%	3,637,925	5,754,541	44	5	39
		土地改良総合整備事業費	767,474	93.0%	824,850	1,584,525	20	2	18
		農地中間管理機構関連農地整備事業費	321,350	213.7%	150,350	417,415	4	-	4
5	農地利用集積促進事業費		240,416	161.9%	148,509	148,480	12	-	13
6	県営かんがい排水事業費		2,012,267	112.1%	1,795,410	2,065,484	24	4	24
7	県営畑地帯総合整備事業費		1,120,172	84.4%	1,327,952	1,741,915	15	1	14
8	基盤整備促進事業費		62,400	55.5%	112,500	181,350	2	-	2
9	中山間地域農村活性化総合整備事業費		85,850	159.7%	53,750	51,600	1	-	1
10	基幹農道整備事業費		85,850	80.1%	107,200	65,948	1	-	1
11	農業集落排水事業費		158,083	76.0%	208,003	192,762	21	15	22
	内訳	団体営農業集落排水事業費	121,274	78.8%	153,871	140,075	15	14	13
		農業集落排水事業推進交付金	36,809	68.0%	54,132	52,687	6	1	9
②	農地整備課 計 1～17		9,557,179	97.3%	9,817,529	13,715,738	157	27	151
③	国補公共 計 ①+②		11,916,925	105.3%	11,318,525	15,955,108	253	79	225
1	県単土地改良事業費		597,096	100.5%	593,946	589,618	167	167	180
2	ICT等新技術調査・検討事業費		1,500	100.0%	1,500	1,500	1	-	2
④	農村計画課 計		598,596	100.5%	595,446	591,118	168	167	182
1	担い手支援対策事業費		3,870	87.6%	4,420	1,440	1	-	1
2	農業水利施設強化促進事業費		30,000	66.7%	45,000	20,438	4	4	5
3	水田畑地化推進事業費		90,000	180.0%	50,000	49,418	5	6	5
4	ふるさと農道整備事業費		123,600	85.7%	144,200	144,200	2	-	2
5	中山間地域農業基盤整備促進事業費		20,000	74.1%	27,000	25,008	6	6	7
⑤	農地整備課 計		267,470	98.8%	270,620	240,504	18	16	20
⑥	県単公共 計 ④+⑤		866,066	100.0%	866,066	831,622	186	183	202
⑦	農地局(公共)計 ③+⑥		12,782,991	104.9%	12,184,591	16,786,730	439	262	427
⑧	農地局(非公共)計		3,734,802	98.4%	3,794,051	3,484,314			
	内訳	多面的機能支払交付金	1,626,368	100.0%	1,626,368	1,625,699			
		土地改良施設維持管理適正化事業費補助	269,480	101.7%	265,040	265,040			
		県営換地清算金処理費	411,987	100.1%	411,384	409,654			
		国土調査事業費補助	362,100	96.1%	376,695	231,665			
		霞ヶ浦用水施設管理費	328,428	80.4%	408,650	349,118			
		農業集落排水施設接続支援事業 その他	26,000 710,439	100.0% 104.5%	26,000 679,914	16,317 586,821			
A	農地局 計 ⑦+⑧		16,517,793	103.4%	15,978,642	20,271,044	439	262	427

※1 R4年度までは、国営造成施設管理体制整備促進事業

(参考)

最近7ヶ年の農地局当初・最終予算の推移



(注1)

部分は特定財源

(注2)

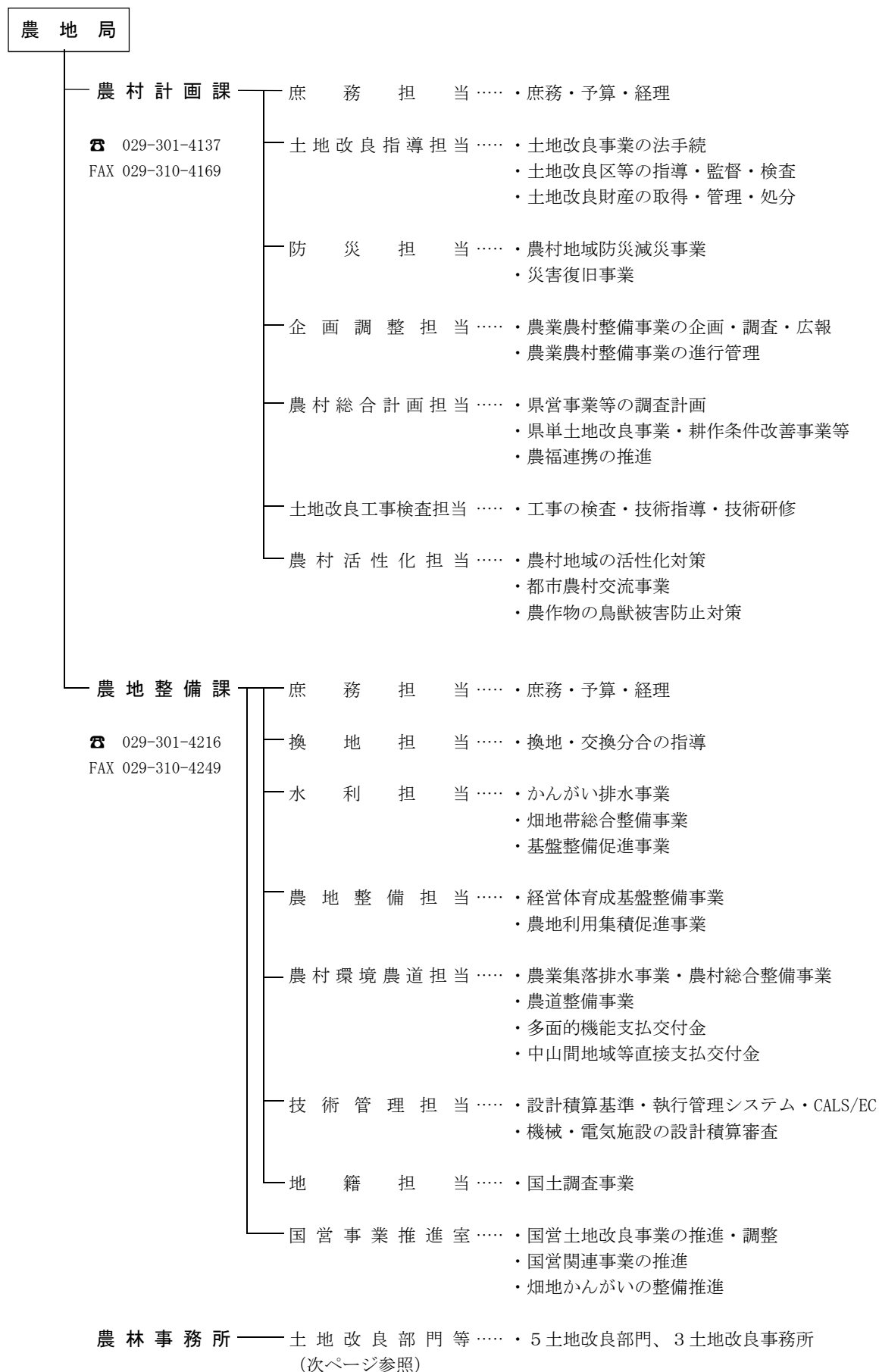
年度下段グラフは最終予算

(注3)

()内の%は対前年比

3. 農地局の組織・分掌事務等

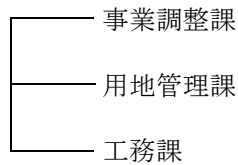
(1) 農地局の組織



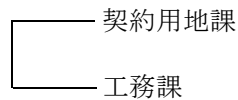
農林事務所 土地改良部門及び土地改良事務所

① 県北農林事務所

土地改良部門（常陸太田土地改良事務所）
常陸太田市山下町4119
常陸太田合同庁舎内〒313-0013
☎ 0294-80-3350
FAX 0294-80-3358

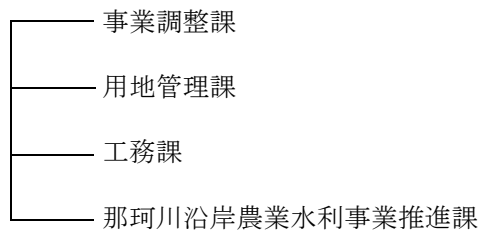


高萩土地改良事務所
高萩市春日町3-1
高萩合同庁舎内〒318-0031
☎ 0293-22-2379
FAX 0293-24-4660



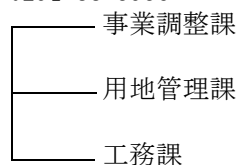
② 県央農林事務所

土地改良部門（水戸土地改良事務所）
水戸市柵町1-3-1
水戸合同庁舎内〒310-0802
☎ 029-224-3411
FAX 029-226-6871



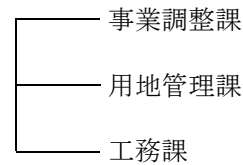
③ 鹿行農林事務所

土地改良部門（鉾田土地改良事務所）
鉾田市鉾田1367-3
鉾田合同庁舎内〒311-1593
☎ 0291-33-4120
FAX 0291-33-5956

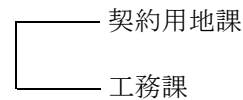


④ 県南農林事務所

土地改良部門（土浦土地改良事務所）
土浦市真鍋5-17-26
土浦合同庁舎内〒300-0051
☎ 029-822-5045
FAX 029-822-7346

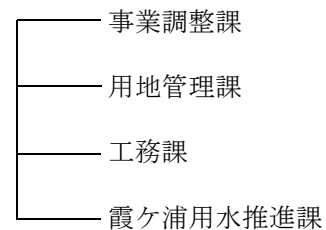


稲敷土地改良事務所
稲敷市江戸崎甲541
稲敷合同庁舎内〒300-0504
☎ 029-892-2411
FAX 029-892-2435



⑤ 県西農林事務所

土地改良部門（筑西土地改良事務所）
筑西市二木成615
筑西合同庁舎内〒308-0841
☎ 0296-24-9241
FAX 0296-22-2681



(2) 農地局各課・出先機関の分掌事務

○ 農村計画課

1. 土地改良区等の指導に関する事
2. 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の施行に関する事（農地整備課の所管に係るものを除く）
3. 土地改良財産の取得、管理及び処分に関する事
4. 農地等の防災事業、災害復旧事業及び突発事故復旧事業に関する事
5. 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関する事
6. 農業用利水に関する事
7. 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関する事
8. 県単土地改良事業・耕作条件改善事業等に関する事
9. 県営土地改良事業の工事に係る検査及び指導に関する事
10. 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事業に係る事務費に関する事
11. 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）の施行に関する事
12. 中山間地域の振興に関する事
13. 市民農園に関する事
14. ふるさと水と土基金に関する事
15. 都市農村交流事業に関する事
16. 農作物の鳥獣被害対策に関する事
17. 農福連携の推進に関する事（農林水産部の所管に係るものに限り）

○ 農地整備課

1. 土地改良法に基づく換地等に関する事
2. 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査及び土地分類調査に関する事
3. かんがい排水事業に関する事
4. 畑地帯総合整備事業に関する事
5. 経営体育成基盤整備事業に関する事
6. 基盤整備促進事業に関する事
7. 農業集落排水事業に関する事
8. 農道整備事業に関する事
9. 農村総合整備事業に関する事
10. 農業農村整備事業に係る農地集積に関する事
11. 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関する事
12. 多面的機能支払交付金に関する事
13. 中山間地域等直接支払交付金に関する事

(国営事業推進室)

1. 国営土地改良事業の推進及び調整に関する事

2. 国営関連事業の推進に関する事
3. 畑地かんがいの整備推進に関する事
4. 土地改良財産（御前山ダムに限る）の管理に関する事

◎ 土地改良部門

1. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関する事
2. 農業農村整備事業に係る基本調査に関する事
3. 農業農村整備事業予定地区の調査及び計画に関する事
4. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関する事（支所（土地改良事務所に限る。）の担当区域に関する事務を除く。以下、6、7 及び 12 から 22 までについて同じ）
5. 農業用利水の調査、調整及び指導に関する事
6. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関する事
7. 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事
8. 震災対策農業水利施設整備事業（耐震性点検・調査計画事業）に関する事
9. 基幹水利施設管理事業に関する事
10. 国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事
11. 農地、農業用水等の資源の保全に係る推進及び指導等に関する事
12. 用地買収及び補償に関する事
13. 登記事務に関する事
14. 土地改良区等の指導及び監督に関する事
15. 土地改良事業に係る許可、認可等に関する事
16. 換地に関する事
17. 交換分合の指導に関する事
18. 土地改良事業の融資に関する事
19. 土地改良財産の管理及び処分に関する事
20. 干拓地配分に関する事
21. 農用地集団化事業に関する事
22. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関する事
23. 国営那珂川沿岸農業水利事業の推進に関する事（県央農林事務所に限る。24 において同じ）
24. 国営那珂川沿岸農業水利事業に係る営農対策の調整に関する事
25. 霞ヶ浦用水事業の推進に関する事（県西農林事務所に限る。以下 27 までにおいて同じ）
26. 霞ヶ浦用水関連農業農村整備事業の啓もう、普及及び指導に関する事
27. 霞ヶ浦用水事業に係る営農対策に関する事

◎ 土地改良事務所

1. 用地買収及び補償に関すること
2. 登記事務に関すること
3. 土地改良区等の指導及び監督に関すること
4. 土地改良事業に係る許可、認可等に関すること
5. 換地に関すること
6. 交換分合の指導に関すること
7. 土地改良事業の融資に関すること
8. 土地改良財産の管理及び処分に関すること
9. 干拓地配分に関すること
10. 農用地集団化事業に関すること
11. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関すること
12. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関すること
13. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関すること
14. 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること
15. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関すること

(3)農林事務所土地改良部門管内図

農林事務所土地改良部門管内状況

土地改良部門等	関係市町村数	管内面積(km ²)	農振地域内現況農用地面積(ha)	農用地区域内現況農用地面積(ha)
県北農林事務所土地改良部門	8市町村	1,788.14	23,035	11,222
うち高萩土地改良事務所	3市	606.12	3,816	1,772
県央農林事務所土地改良部門	7市町	1,009.51	30,523	19,401
鹿行農林事務所土地改良部門	5市	754.49	24,267	17,957
県南農林事務所土地改良部門	14市町村	1514.04	57,672	38,177
うち稲敷土地改良事務所	6市町村	525.59	21,113	15,727
県西農林事務所土地改良部門	10市町	1030.94	48,831	35,584
うち境土地改良事務所	4市町	316.31	14,074	9,556
計	44市町村	6,097.12	184,328	122,340

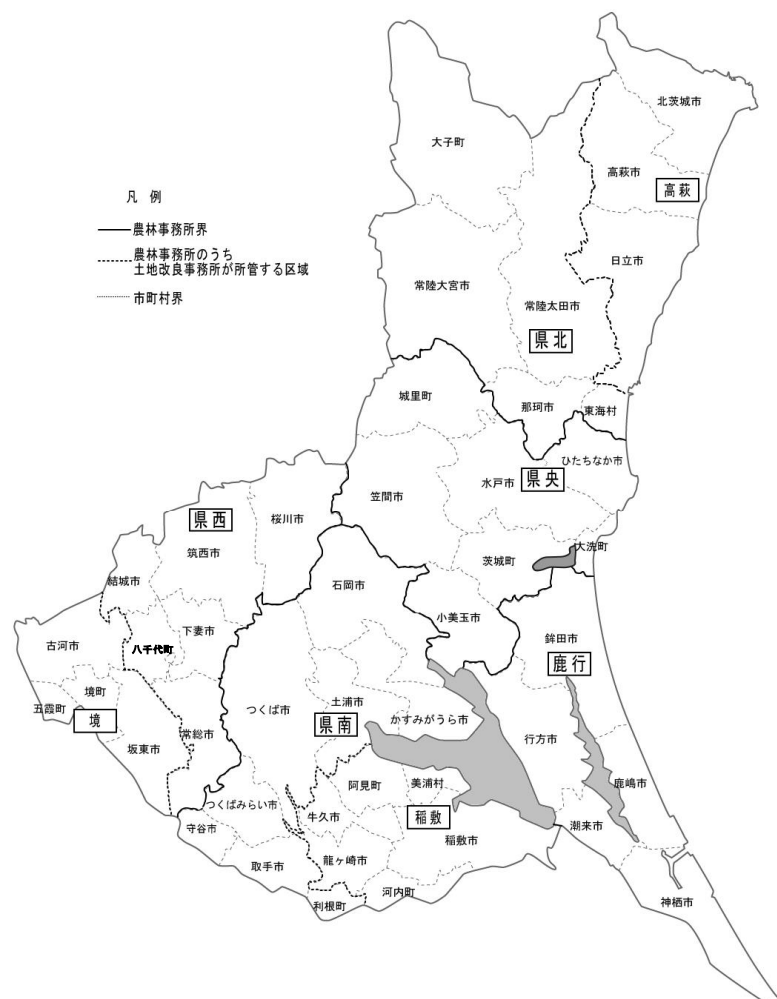
(注1)管内面積は、県統計課調べによる。境界未定の市町村は、総務省統計局において推定

(注2)農用地面積は、令和5年12月31日現在

(注3)端数処理の関係上、内数と計は必ずしも一致しない。

(注4)農業振興地域:農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域をいう。

(注5)農用地区域:農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。



市町村数は83から44へ（平成18年4月から）

新市町名	平成 16 年度に 合併した市町村名	合併期日
常陸大宮市	大宮町、山方町、美和村、 緒川村、御前山村	H16.10.16
日立市	日立市、十王町	H16.11. 1
常陸太田市	常陸太田市、金砂郷町、 水府村、里美村	H16.12. 1
那珂市	那珂町、瓜連町	H17. 1.21
水戸市	水戸市、内原町	H17. 2. 1
成里町	常北町、桂村、七会村	H17. 2. 1
坂東市	岩井市、猿島町	H17. 3.22
稲敷市	江戸崎町、新利根町、 桜川村、東町	H17. 3.22
筑西市	下館市、関城町、 明野町、協和町	H17. 3.28
かすみがうら市	霞ヶ浦町、千代田町	H17. 3.28
取手市	取手市、藤代町	H17. 3.28

新市名	平成 17 年度に 合併した市町村名	合併期日
神栖市	神栖町、波崎町	H17. 8. 1

新市名	平成に 合併した市町村名	合併期日
あま 水戸市	水戸市、常澄村	H 4. 3. 3
ひたちなか 市	勝田市、那珂湊市	H 6. 11. 1
あま 鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	H 7. 9. 1
うみ 潮来市	潮来町、牛堀町	H13. 4. 1
つくば市	つくば市、茗荷町	H14. 11. 1

(4) 農地局職員数

令和7年度

令和7年4月1日現在（単位：人）

課 所 名	現 員	同 左 内 訳	
		事 務 職	技 術 職
農 村 計 画 課	32	17 ※1	15
農 地 整 備 課	33	15 ※2	18
2 課 計	65	32	33
（農林事務所 土地改良部門等）			
県北農林事務所 土地改良部門	18	4	14
〃 高萩土地改良事務所	9	4	5
県央農林事務所 土地改良部門	27	6	21
鹿行農林事務所 土地改良部門	18	5	13
県南農林事務所 土地改良部門	22	7	15
〃 稲敷土地改良事務所	17	8	9
県西農林事務所 土地改良部門	26	5	21
〃 境土地改良事務所	18	7	11
農林事務所土地改良部門等計	155	46	109
農 地 局 計	220	78	142
（ 局 外 技 術 職 ）	15	-	15

※再任用、会計年度任用職員は含まない。

※1 農業職4名を含む。

※2 農業職1名、電気職1名、機械職1名を含む。

（参 考）最近3ヶ年の農地局職員数（現員）

年度	人数		人	
	100	200	300	400
令和4年度	事務職 79人(35%)	技術職 147人(65%)		226人
令和5年度	事務職 81人(36%)	技術職 146人(64%)		227人
令和6年度	事務職 79人(35%)	技術職 145人(65%)		224人

（注）各年度とも4月1日現在、局外に配属されている人数を除く。

4. 課別事業計画概要

(1) 農村計画課

令和 7 年 度 施 策 の 概 要

1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 土地改良事業を計画的、効率的に推進するため、水利用調査や土地利用調査などの基礎的な調査を実施する。
- (2) 農業農村整備事業を予定している地区の事業計画策定、及び計画策定に必要な各種調査計画や費用対効果算定等を行う。
- (3) 地域の担い手における更なる経営規模拡大の支援や、地域の用水問題の解決を図るため、I C T等を活用した水管理技術の導入を進める。

2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進する。
- (2) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (3) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

3 農村地域の活性化の促進

- (1) 都市農村交流団体の活動を促進するとともに、農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (2) 市町村と協力し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- (3) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図るとともに、施設や農地の保全活動等を促進する。

4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 農業の振興や農村の活性化等を図るため、県単土地改良事業や耕作条件改善事業により、小規模な農用地や農業用排水施設、農道等の整備を支援する。
- (2) 土地改良施設の突発的な故障等に速やかに対応するため、県単土地改良事業により施設の機能維持を図るための緊急補修を支援する。

5 防災事業及び災害復旧事業の実施

- 農地及び農業用施設の防災機能の維持向上、災害の未然防止及び被害解消のための防災事業、並びに農地及び農業用施設等の災害復旧を行う。
- (1) 県土の保全等を図るため、災害のおそれがある農業用排水施設等を計画的に改修する。
 - (2) 農地や農業用施設、公共施設等の湛水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
 - (3) 地下水の汲み上げに起因する地盤沈下により、機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。
 - (4) 豪雨、洪水等の災害により、農地や農業用施設等に被害が出た場合に被災箇所を復旧する。
 - (5) 自然災害などの事由によらず発生した突発事故により、土地改良施設に被害が出た場合に事故箇所を復旧する。
 - (6) 頻発化・激甚化する豪雨等の自然災害に適切に対応するため、流域治水の取組の一つとして、水田の持つ雨水貯留機能を高める田んぼダムへの取組を促進する。

6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を実施する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
農 村 計 画 課 1 地域振興対策費	千円 206,372	千円 国 庫 134,585	千円 71,787		
鳥 獣 被 害 防 止 対 策 費	206,372	国 庫 134,585	71,787	鳥獣被害防止総合対策事業費 (1) 市町村支援事業 177,843 ①鳥獣害防止総合支援事業 ・推進事業 1/2 以内 ・整備事業 1/2 以内 ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・推進事業 定額（上限あり） ③イノシシを「近づけない」環境づくり の推進（1/4 以内） (2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策 27,793 鳥獣被害防止対策費 県推進事業費 736	国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設等の整備費を助成することなどにより、市町村等で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。 また、県単補助金により、有害捕獲に係る捕獲活動経費への上乗せ助成や、国補対象とならない鳥獣被害防止施設等の設置への助成により市町村の取組を支援する。 さらに、「近づけない」対策を推進するため、県単の上乗せ助成制度により、市町村の取組を支援する。 野生鳥獣による農作物被害防止対策を進めるため、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。
2 農村環境整備費	8,694	国 庫 2,500 繰入金 5,584 計 8,084	610		
住みよい農村環境 整 備 事 業 費	8,694	国 庫 2,500 繰入金 5,584 計 8,084	610	都市農村交流推進事業費 都市農村交流推進事業費 8,694	農業・農村に対する都市住民の理解を深めるため、都市農村交流実践者等の活動を支援する。
3 農地総務費	323,071	諸収入 268	322,803		
農 地 総 務 費	309,153	諸収入 21	309,132	職員給与費等	
農 地 諸 費	13,918	諸収入 247	13,671	一般土地改良行政費	
4 土地改良管理 指 導 費	306,649	国 庫 11,325 負担金 1,288 手数料 80 財産収入 1,500 諸収入 119 計 14,312	292,337		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
土地改良事業 推進対策費	千円 289,329	千円 国 庫 11,325 負担金 1,288 手数料 80 計 12,693	千円 276,636	専門技術者調査委託費 2,235 土地改良区検査指導費 740 土地改良区組織運営基盤強化対策費 国 1/2、県 1/2 5,206 土地改良施設管理指導等事業費補助 国 1/2、県 1/2 11,668 国 10/10 定額 土地改良施設維持管理適正化事業費補助 269,480	県営土地改良事業施行申請に伴う審査手続き上必要な専門技術者の調査報告事務を県土地改良事業団体連合会に委託する。 22 件 土地改良事業が適正円滑に実施できるよう、土地改良区等地元実施体制の整備確立と他事業との調整について指導を行うとともに土地改良区運営の適正化を図るため、土地改良法に基づき 3 年に 1 回の割合で検査を行う。 国実施 1 改良区 県実施 56 改良区（本課 14、事務所 42） 計 57 改良区 土地改良区の合併等を計画的に推進し、組織運営基盤の強化を図るため、合併を予定する土地改良区に対し、土地改良区統合整備計画策定等の経費を助成する。 また、「水土里ビジョン」を策定する土地改良区に対し、協議会開催費用等を助成する。 さらに、合併等の啓発や機運醸成、統合整備推進方針等を策定する土地改良区統合整備推進協議会の運営等を行う。 茨城県土地改良区統合整備推進協議会等、研修会の開催等 土地改良事業の施行に伴う諸問題の増加と土地改良施設管理の粗放化に対処するため、土地改良施設の点検、診断及び指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進に関する調査指導を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 150 施設 また、土地改良区の経営状況を把握し、将来の土地改良区の計画的な施設更新に向けて運営の健全化を図るため、土地改良区の経営診断等を行う県土地改良事業団体連合会に助成する。 用排水機場等の土地改良施設機能の保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し事業費の 30%を助成する。 事業主体：茨城県土地改良事業団体連合会 対象施設：54 施設

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要								
土 地 改 良 計 画 調 査 費	千円 132,784	千円 負担金 61,949	千円 70,835	土地改良事業施行予定地区計画調査費 128,784	県営規模に該当する各種土地改良事業の実施希望地区について、申請により県が事業の調査計画を実施する。 事業実施地区 31 地区 経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、又は県営防災事業を実施する見込みのある地区を対象に、実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区 水利施設等保全高度化事業を実施する見込みのある地区を対象に実施計画を策定する。 事業実施地区 一地区 環境と調和した農業農村整備事業を実施するために生態系の調査等を実施する。 事業実施地区 一地区 畑地帯総合整備事業の啓発地区において、基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る。 事業実施地区 2 地区 団体営土地改良事業が行われる予定地区について、調査・計画書作成を行う市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 事業実施地区 一地区								
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>—</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>		負担区分	国	県	地元	事業費	—	50%	50%
				負担区分		国	県	地元					
				事業費		—	50%	50%					
				実施計画策定費 —									
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>55・50%</td><td>22.5・25%</td><td>22.5・25%</td></tr></table>		負担区分	国	県	地元	事業費	55・50%	22.5・25%	22.5・25%
				負担区分		国	県	地元					
				事業費		55・50%	22.5・25%	22.5・25%					
				実施計画策定費（ストマネ） —									
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>100%</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		負担区分	国	県	地元	事業費	100%	—	—
負担区分	国	県	地元										
事業費	100%	—	—										
田園環境整備計画策定費 —													
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>事業費</td><td>—</td><td>1/3</td><td>2/3</td></tr></table>	負担区分	国	県	市町村	事業費	—	1/3	2/3					
負担区分	国	県	市町村										
事業費	—	1/3	2/3										
産地育成畑地整備促進事業費 4,000													
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>—</td><td>75%</td><td>25%</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	事業費	—	75%	25%					
負担区分	国	県	地元										
事業費	—	75%	25%										
団体営調査設計事業費 —													
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>14%</td><td>36%</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	14%	36%					
負担区分	国	県	地元										
事業費	50%	14%	36%										

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要											
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 費	千円 989,980	千円 国 庫 532,200 分担金 7,700 負担金 96,720 県 債 318,000 計 954,620	千円 35,360	【県営ため池等整備事業】 455,775	河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。 事業実施地区 1 地区											
				・ 農業用河川工作物応急対策事業（大規模） 工事費 180,000 事務費 12,450												
				負担区分		国	県	地元	工事費	55%	37%	8%	事務費	—	100%	—
				負担区分		国	県	地元								
				工事費		55%	37%	8%								
				事務費		—	100%	—								
				・ 用排水施設等整備事業 工事費 65,000 事務費 3,750												
				負担区分		国	県	地元	工事費	定・55%	－・28%	－・17%	事務費	—	100%	—
				負担区分		国	県	地元								
				工事費		定・55%	－・28%	－・17%								
事務費	—	100%	—													
・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業 工事費 177,000 事務費 13,275																
負担区分	国	県	地元	工事費	55%・50%	34%	11%・16%	事務費	—	100%	—					
負担区分	国	県	地元													
工事費	55%・50%	34%	11%・16%													
事務費	—	100%	—													
・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 工事費 4,000 事務費 300																
負担区分	国	県	地元	工事費	定	—	—	事務費	—	100%	—					
負担区分	国	県	地元													
工事費	定	—	—													
事務費	—	100%	—													

築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用排水施設の改修を行う。 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する。 事業実施地区 3 地区	
耐震性の向上や地震からの安全を確保するために必要な管理施設の整備、豪雨による決壊の防止など、防災重点農業用ため池の改修や附帯施設の整備を行う。 事業実施地区 6 地区	
防災重点農業用ため池の適正な管理と保全を図るため、茨城県ため池サポートセンターを設置し、ため池の点検調査やパトロールを行うとともに、市町村や管理者等の技術的な相談に対応する。 事業実施地区 1 地区	

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																																																
	千円	千円	千円	【団体営ため池等整備事業】46,880 ・ 農業用河川工作物応急対策事業（小規模） 工事費補助26,680 事務費725 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50%</td><td>42%</td><td>8%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> ・ 用排水施設等整備事業 工事費19,000 事務費475 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>定</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 【湛水防除事業】326,325 工事費305,000 事務費21,325 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>55・50%</td><td>27・30・22.5%</td><td>18・20・22.5%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 【地盤沈下対策事業】161,000 工事費150,000 事務費11,000 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>55%</td><td>39%</td><td>6%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	42%	8%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	定	—	—	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55・50%	27・30・22.5%	18・20・22.5%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	55%	39%	6%	事務費	—	100%	—	河川内にある農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるもの、又は耐震補強対策の必要がある土地改良施設の整備、補強などを行う。 事業実施地区1地区 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定する。 事業実施地区1地区 立地条件の変化等により湛水被害が生じている地域において排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行い、被害を防止する。 2地区 地盤の沈下に起因して生じた農業用施設の効用の低下を回復し、沈下により生じた被害を復旧する。 2地区
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	50%	42%	8%																																																		
事務費	—	100%	—																																																		
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	定	—	—																																																		
事務費	—	100%	—																																																		
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	55・50%	27・30・22.5%	18・20・22.5%																																																		
事務費	—	100%	—																																																		
負担区分	国	県	地元																																																		
工事費	55%	39%	6%																																																		
事務費	—	100%	—																																																		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要			
耕 作 条 件 改 善 事 業 費	千円 541,217	千円 国 庫 451,164 県 債 81,000 計 532,164	千円 9,053	耕作条件改善事業費補助 541,217	農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、 農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高 収益作物への転換を促進する。 33 地区			
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費 補助</td><td>55・ 50% 定額</td><td>21・18・ 14% －</td><td>24～36% －</td></tr></table>		負担区分	国	県
負担区分	国	県	地元					
事業費 補助	55・ 50% 定額	21・18・ 14% －	24～36% －					
I C T 等 新 技 術 調 査 ・ 検 討 事 業 費	1,500	－	1,500	ICT 等新技術調査・検討委託費 1,500	ICT 等新技術を活用した担い手の用水管理労力低減効果や、 開水路地区における適正な用水配分について検証する。 1 地区			
水 田 水 管 理 低コスト化事業費	10,000	国 庫 5,000	5,000	水田水管理低コスト化事業費	用水機場単位で水位センサー、自動給水栓を水田へ導入し、 スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や、 用水ポンプの運転時間の削減を図る。 3 地区			
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>50%</td><td>－</td></tr></table>		負担区分	国	県
負担区分	国	県	地元					
事業費	50%	50%	－					
田 ん ぼ ダ ム 促 進 緊 急 対 策 事 業 費	598,400	国 庫 598,400	－	田んぼダム促進緊急対策事業費	頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、水田に 降った雨水を一時的に水田に貯め、排水路や河川等への流出を 抑制する「田んぼダム」の取組を促進する。			
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>100%</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		負担区分	国	県
負担区分	国	県	地元					
事業費	100%	－	－					
ふ る さ と 水 と 土 保 全 対 策 費	10,797	財産収入 1,321 繰入金 9,476 計 10,797	－	ふるさと水と土基金積立金 1,321 ふるさと水と土保全対策事業費 9,476	中山間地域や棚田地域において、土地改良施設やこれと一体的に 保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と 地域住民活動の活性化を図るため、基金の運用益等の活用により、 農業・農村の重要性を理解するために必要な取組等を支援する。 1. 調査研究事業 2. 研修事業 3. 推進事業			

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																												
6 災害耕地復旧費	千円 87,365	千円 国 庫 62,800 負担金 3,180 県 債 19,100 計 85,080	千円 2,285		農地及び農業用施設等の災害や突発事故による被害を復旧し、農業生産の維持と農業経営の安定を図る。																												
	過年災害復旧費	4,170	国 庫 3,900 県 債 200 計 4,100	70	団体営 4,170 過年災害工事費補助 3,900 事務費 270 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>過年災害 工事費 補助</td><td>50・65%</td><td>—</td><td>35・50%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%	事務費	—	100%	—																
負担区分	国	県	地元																														
過年災害 工事費 補助	50・65%	—	35・50%																														
事務費	—	100%	—																														
現年災害復旧費	83,195	国 庫 58,900 負担金 3,180 県 債 18,900 計 80,980	2,215	県営 16,000 現年災害工事費 団体営 34,900 災害工事費補助 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>県 営</td><td>50・65%</td><td>25</td><td>25・10%</td></tr><tr><td>現年災害工 事 費 補 助</td><td>50・65%</td><td>—</td><td>50・35%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 突発事故復旧事業費 27,270 工事負担金 6,680 工事費補助 20,590 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50%</td><td>21%</td><td>29%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 事務費 5,025	負担区分	国	県	地元	県 営	50・65%	25	25・10%	現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	21%	29%	事務費	—	100%	—	
負担区分	国	県	地元																														
県 営	50・65%	25	25・10%																														
現年災害工 事 費 補 助	50・65%	—	50・35%																														
事務費	—	100%	—																														
負担区分	国	県	地元																														
工事費	50%	21%	29%																														
事務費	—	100%	—																														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要
7 後継者育成費	千円 982	千円 —	千円 982		
強い経営体づくり 支 援 事 業 費	982	—	982	農福連携推進事業費 982	農福連携に関する情報の共有や周知、農作業体験会の開催等により、農業経営体の多様な労働力の確保を支援する。
農 村 計 画 課 計	3,815,207	国 庫 1,798,274 分担金 7,700 負担金 163,137 手数料 80 財産収入 2,821 繰入金 15,060 諸収入 387 県 債 418,100 計 2,405,559	1,409,648		

(2) 農 地 整 備 課

令和 7 年 度 施 策 の 概 要

1 生産基盤の整備

- (1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積・集約を促進し、農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を目指す。
- (2) 畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、区画整理や農道などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の集積を進め、農業の競争力強化に向けて効率的な畑作営農の実現を目指す。
また、高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等により畑地かんがい施設を整備するとともに、畑地かんがい営農確立普及事業等により畑地かんがいの利用促進を図る。
- (3) 農業用水の安定供給、排水条件の改善などを図るため、県営かんがい排水事業等により、用排水機場や用排水路などの農業用排水施設の整備を行う。
また、県営事業等で造成された基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画に基づき、劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

2 農村の環境整備

- (1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水进行处理する農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援する。
また、農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。
- (2) 農道や農業用排水路等の農業生産基盤と集落道等の農村生活環境を整備するとともに、農産物物流の合理化等を図るため、基幹的農道を整備する。
- (3) 地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する日本型直接支払制度を推進し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養などの多面的かつ公益的な機能を有していることから、これら基幹的農業水利施設の管理が適正に行われるよう、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業においては、農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るため、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取組等を行うことにより、換地処分を円滑に進める。

5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行うなど、国営土地改良事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

6 国土調査の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査を推進する。

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分				事 業 計 画 の 概 要	
	千円	千円	千円						
農 地 整 備 課									
1 地域振興対策費	40,650	国庫 26,638	14,012						
山村振興対策費	40,650	国庫 26,638	14,012	中山間地域等直接支払交付金事業費				耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。 事業主体 農業者の組織する団体等 事業期間 R7～R11（5年間）	
				中山間地域等直接支払交付金 39,895					
				市町村推進事業費補助 300					
				県推進事業費 455					
				負担区分	国	県	市町村		
				直接支払交付金	1/2	1/4	1/4		
				〃（特認）	1/3	1/3	1/3		
市町村事業費	定額	—	—						
推進事業費	定額	定額	—						
2 土地改良管理指導費	1,195,908	国 庫 474,934 負担金 2,073 諸収入 411,987 計 888,994	306,914						
農 地 集 団 化 事 業 費	472,165	国 庫 55,714 諸収入 411,987 計 467,701	4,464	土地改良換地等強化事業費補助 2,428				土地改良事業の施行に伴う換地事務の円滑な処理体制の確立等を図るため、県土地改良事業団体連合会に対し助成する。 1．換地選定に関する指導等 2．換地技術向上研修等 訴訟事務費 一時利用地の指定等に対する不服申立ての調整等を行う。 1．県営事業に係る審査請求の調整・裁決等 2．団体営事業に係る異議申出の調整・決定等 また、県営土地改良事業の換地処分等に対して提起された訴訟事件について、対応する。	
				負担区分	国	県			
				事業費補助	50%	50%			
				換地調整事務費 3,250					
				県営換地清算金処理費 411,987				土地改良法第 89 条の 2 第 11 項の規定に基づき、県営換地清算金の支払・徴収を関係土地改良区との間で行う。 2 地区 2 換地区（140.5ha）	

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																								
国 営 土 地 改 良 財 産 管 理 費	千円	千円	千円	国営茨城中部地区換地等事務費 54, 500	国営土地改良事業茨城中部地区に係る（受託）換地事務を実施し、農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の早期確保を図る。（13 換地区、675ha）																								
	723, 743	国 庫 負担金 計 419, 220 2, 073 421, 293	302, 450	基幹水利施設管理事業費 事業費補助 事務費 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>30%</td><td>30%</td><td>40%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table> 水利施設管理強化事業費 事業費補助 事務費 包括的民間委託推進費補助 274, 574 4, 108 2, 400 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>50%</td><td>20%</td><td>30%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>—</td><td>100%</td><td>—</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	事業費補助	30%	30%	40%	事務費	—	100%	—	負担区分	国	県	市町村	事業費補助	50%	20%	30%	事務費	—	100%	—	国から管理委託されている大規模で公共性の高い頭首工・用排水機場・幹線用排水路などの国営事業造成施設について、市町村等が土地改良区と連携を図り地域の農業実態や社会情勢の変化に対応した管理を行い、当該施設の効率的な運用を一層図るため、当該管理に係る事業費等について国及び県が同率の30%を事業主体に補助する。 対象地区 4 地区 対象施設 17 機場・1 頭首工 農業水利施設は、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められているため、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。 対象地区 9 地区
	負担区分	国	県	地元																									
事業費補助	30%	30%	40%																										
事務費	—	100%	—																										
負担区分	国	県	市町村																										
事業費補助	50%	20%	30%																										
事務費	—	100%	—																										

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要												
3 土 地 改 良 事 業 費	千円 11,099,411	千円 国 庫 4,935,508 分担金 586,345 負担金 948,575 繰入金 26,000 県 債 2,647,800 計 9,144,228	千円 1,955,183														
国 営 土 地 改 良 事 業 負 担 金	1,012,726	県 債 503,600	509,126	国営土地改良事業負担金	土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 国営土地改良事業 那珂川沿岸地区外2地区												
担い手支援対策 事 業 費	3,870	—	3,870	担い手支援対策事業費 農地集積基盤整備推進事業費補助 3,870 <table><tr><td>負担区分</td><td>県</td><td>市町村</td><td>(貸し手)</td></tr><tr><td>事業費 補助</td><td>55%</td><td>25%</td><td>(20%)</td></tr></table>	負担区分	県	市町村	(貸し手)	事業費 補助	55%	25%	(20%)	大規模経営体の育成や農地の流動化を推進するため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において貸し手農家の事業費の分担金を軽減する取組を行う市町村を支援する。 1地区				
負担区分	県	市町村	(貸し手)														
事業費 補助	55%	25%	(20%)														
基 幹 農 道 整 備 事 業 費	85,850	国 庫 40,000 負担金 18,000 県 債 25,000 計 83,000	2,850	基幹農道整備事業費 工事費 80,000 事務費 5,850 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50%</td><td>27.5%</td><td>22.5%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費	50%	27.5%	22.5%	事務費	－	100%	－	農村地域を対象とした受益面積50ha以上、総事業費1億円以上、全幅員4.0m以上を有する基幹的な農道や農道網の整備を行う。 事業実施 県 営 1地区（日立市 伊師地区）
負担区分	国	県	地元														
工事費	50%	27.5%	22.5%														
事務費	－	100%	－														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																
基 盤 整 備 促 進 事 業 費	千円 62,400	千円 国 庫 41,600 県 債 10,400 計 52,000	千円 10,400	基盤整備促進事業費	農業生産性を向上させ、効率的・安定的な農業経営を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい基盤整備に対し補助する。 ・かんがい排水 2 地区（うち国営関連 2 地区） 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に対し補助する。																
				工事費補助 62,400																	
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費補助</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費補助	50%	25%	25%									
負担区分	国	県	地元																		
工事費補助	50%	25%	25%																		
農 地 利 用 集 積 促 進 事 業 費	240,416	国 庫 149,483	90,933	経営体育成関連流動化促進事業費	経営体への農地の利用集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図るため、経営体育成基盤整備事業等の実施地区において市町村等が行う土地利用調整活動等に対して支援する。 土地利用調整事業 7 地区 高生産性農業集積促進事業 59 地区																
				高生産性農業集積促進事業費 234,311																	
				土地利用調整指導事業費 190																	
				土地利用調整推進事業費補助 5,915																	
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>指 導 費</td><td>50% 〈 100% 〉</td><td>50% 〈 - 〉</td><td>- 〈 - 〉</td></tr><tr><td>推 進 費</td><td>50% (55%) 〈 100% 〉</td><td>25% 〈 - 〉</td><td>20～25% (-)</td></tr><tr><td>促 進 費</td><td>50% (55%)</td><td>33.3% (30%)</td><td>16.7% (15%)</td></tr></table>		負担区分	国	県	市町村	指 導 費	50% 〈 100% 〉	50% 〈 - 〉	- 〈 - 〉	推 進 費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20～25% (-)	促 進 費	50% (55%)	33.3% (30%)	16.7% (15%)
				負担区分		国	県	市町村													
指 導 費	50% 〈 100% 〉	50% 〈 - 〉	- 〈 - 〉																		
推 進 費	50% (55%) 〈 100% 〉	25% 〈 - 〉	20～25% (-)																		
促 進 費	50% (55%)	33.3% (30%)	16.7% (15%)																		
※（ ） は過疎、山振地域等																					
※〈 〉 は水田貯留機能向上支援																					
ふ る さ と 農 道 整 備 事 業 費	123,600	負担金 36,000 県 債 78,800 計 114,800	8,800	ふるさと農道整備事業費	集落間や集落と基幹的道路などを結ぶ農道を整備し、農村地域の定住環境の改善等を図る。受益面積 50ha 以上、総事業費 6 千万円以上を有する農道整備を行う。 事業実施 県営 2 地区（下妻市 総上・豊加美地区ほか） ※ 過疎、山振等地域では、受益面積概ね 30ha 以上																
				工事費 120,000 事務費 3,600																	
				<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>-</td><td>70%</td><td>30%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>-</td><td>100%</td><td>-</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費	-	70%	30%	事務費	-	100%	-					
負担区分	国	県	地元																		
工事費	-	70%	30%																		
事務費	-	100%	-																		

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																																											
	千円	千円	千円																																													
国 営 土 地 改 良 事 業 推 進 費	2, 927	負担金 1, 300	1, 627	国営土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営鹿島南部地区事業により造成された水利施設の有効利用を図るため、末端整備（特に畑地基盤整備）を推進する。																																											
霞ヶ浦用水 事 業 推 進 費	1, 188	－	1, 188	霞ヶ浦用水事業推進事業費 532 霞ヶ浦用水事業推進費補助 656	霞ヶ浦用水地区における畑地用水営農を推進するため、関係機関・団体と調整を図りながら、農業者の理解醸成と末端整備の計画的な実施に向けた説明会や個別訪問等を行う。 霞ヶ浦用水土地改良区に対し、その事業の一部を補助し、地元体制の強化及び用水事業の円滑な促進を図る。																																											
那珂川沿岸土地 改良事業推進費	11, 763	負担金 200	11, 563	那珂川沿岸土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2	国営農業水利事業那珂川沿岸地区の事業推進とその効果発現に必要な関連事業の策定及び推進体制の強化を図る。																																											
霞ヶ浦用水施設 管 理 費	328, 428	－	328, 428	霞ヶ浦用水施設管理費	公共性の高い水資源機構営霞ヶ浦用水事業の送水施設の管理費を負担する。																																											
県 営 か ん が い 排 水 事 業 費	2, 012, 267	国 庫 993, 262 分担金 127, 815 負担金 238, 531 県 債 587, 300 計 1, 946, 908	65, 359	県営かんがい排水事業費 工事費 1, 880, 303 事務費 131, 964 <table border="1"><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元負担</td></tr><tr><td rowspan="2">工事費</td><td>50・55%</td><td>25～31%</td><td>15～25%</td></tr><tr><td>100%※</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table> ※機能保全計画策定に限る。	負担区分	国	県	地元負担	工事費	50・55%	25～31%	15～25%	100%※	－	－	事務費	－	100%	－	農業用水の安定供給、排水条件の改善などを図るため、農業用排水施設の整備を行う。 <table><tr><td></td><td>継続</td><td>新規</td><td>計</td></tr><tr><td>一 般 型</td><td>5</td><td>－</td><td>5</td></tr><tr><td>排 水 対 策 特 別 型</td><td>1</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>農 地 集 積 促 進 型</td><td>4</td><td>－</td><td>4</td></tr><tr><td>簡 易 整 備 型</td><td>－</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>基幹水利ストマネ事業</td><td>10</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20</td><td>4</td><td>24</td></tr></table>		継続	新規	計	一 般 型	5	－	5	排 水 対 策 特 別 型	1	－	1	農 地 集 積 促 進 型	4	－	4	簡 易 整 備 型	－	1	1	基幹水利ストマネ事業	10	3	13	合 計	20	4	24
負担区分	国	県	地元負担																																													
工事費	50・55%	25～31%	15～25%																																													
	100%※	－	－																																													
事務費	－	100%	－																																													
	継続	新規	計																																													
一 般 型	5	－	5																																													
排 水 対 策 特 別 型	1	－	1																																													
農 地 集 積 促 進 型	4	－	4																																													
簡 易 整 備 型	－	1	1																																													
基幹水利ストマネ事業	10	3	13																																													
合 計	20	4	24																																													

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																												
県営畑地帯総合整備事業費	千円 1,120,172	千円 国 庫 533,230 分担金 95,827 負担金 128,815 県 債 280,200 計 1,038,072	千円 82,100	県営畑地帯総合整備事業費	畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。 <table><tr><td></td><td>継続</td><td>新規</td><td>計</td></tr><tr><td>担い手支援型</td><td>1</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>担い手育成型</td><td>12</td><td>1</td><td>13</td></tr><tr><td>高収益作物導入促進型</td><td>1</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>合 計</td><td>14</td><td>1</td><td>15</td></tr></table>		継続	新規	計	担い手支援型	1	－	1	担い手育成型	12	1	13	高収益作物導入促進型	1	－	1	合 計	14	1	15								
						継続	新規	計																									
				担い手支援型		1	－	1																									
				担い手育成型		12	1	13																									
高収益作物導入促進型	1	－	1																														
合 計	14	1	15																														
工事費	1,045,140																																
事務費	75,032																																
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元負担</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50～55%</td><td>25～30%</td><td>15～25%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元負担	工事費	50～55%	25～30%	15～25%	事務費	－	100%	－																					
負担区分	国	県	地元負担																														
工事費	50～55%	25～30%	15～25%																														
事務費	－	100%	－																														
中山間地域農業基盤整備促進事業費	20,000	－	20,000	工事費補助	生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等を行う簡易な基盤整備に対し補助し、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成する。 <table><tr><td>負担区分</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>62.5%</td><td>37.5%</td></tr></table>	負担区分	県	地元	工事費	62.5%	37.5%																						
				負担区分		県	地元																										
				工事費		62.5%	37.5%																										
<table><tr><td>負担区分</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>62.5%</td><td>37.5%</td></tr></table>	負担区分	県	地元	工事費	62.5%	37.5%																											
負担区分	県	地元																															
工事費	62.5%	37.5%																															
畑地かんがい整備推進費	831	－	831	畑地かんがい営農確立普及事業費	831 畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。																												
多面的機能支払事業費	1,626,368	国 庫 1,095,293	531,075	多面的機能支払事業費	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・事業主体：「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織 ・事業期間：5年間 ・交付単価：農地維持支払（単位：円/10a） <table><tr><td></td><td>田</td><td>畑</td><td>草地</td></tr><tr><td>基準単価</td><td>3,000</td><td>2,000</td><td>240</td></tr></table> ・交付単価：資源向上支払（単位：円/10a） <table><tr><td></td><td>田</td><td>畑</td><td>草地</td></tr><tr><td>地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1</td><td>2,400</td><td>1,440</td><td>240</td></tr><tr><td>加算単価 ※2</td><td>400</td><td>240</td><td>40</td></tr><tr><td>加算単価 ※3</td><td>400</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>施設の長寿命化のための活動</td><td>4,400</td><td>2,000</td><td>400</td></tr></table>		田	畑	草地	基準単価	3,000	2,000	240		田	畑	草地	地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1	2,400	1,440	240	加算単価 ※2	400	240	40	加算単価 ※3	400	－	－	施設の長寿命化のための活動	4,400	2,000	400
						田	畑	草地																									
				基準単価		3,000	2,000	240																									
						田	畑	草地																									
				地域資源の質的向上を図る共同活動 ※1		2,400	1,440	240																									
				加算単価 ※2		400	240	40																									
				加算単価 ※3		400	－	－																									
				施設の長寿命化のための活動		4,400	2,000	400																									
				農地維持支払交付金		902,991																											
				資源向上支払交付金		690,236																											
				多面的機能支払推進交付金		33,141																											
				負担割合																													
<table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>農地維持</td><td>1/2</td><td>1/4</td><td>1/4</td></tr><tr><td>資源向上</td><td>1/2</td><td>1/4</td><td>1/4</td></tr><tr><td>推進交付金</td><td>10/10</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	農地維持	1/2	1/4	1/4	資源向上	1/2	1/4	1/4	推進交付金	10/10	－	－																	
負担区分	国	県	地元																														
農地維持	1/2	1/4	1/4																														
資源向上	1/2	1/4	1/4																														
推進交付金	10/10	－	－																														

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																																
	千円	千円	千円		※1 多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は 5／6を乗じた単価 ※2 多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加した 場合に加算 ※3 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に 加算																																
経営体育成基盤 整 備 事 業 費	4,055,672	国 庫 1,917,018 分担金 362,703 負担金 511,729 県 債 965,800 計 3,757,250	298,422	経営体育成基盤整備事業費 工事費 3,784,909 事務費 270,763 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td>50～55% （62.5%）</td><td>27.5～30% （27.5%）</td><td>15～22.5% （10%）</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table> ※（ ） は機構関連	負担区分	国	県	地元	工事費	50～55% （62.5%）	27.5～30% （27.5%）	15～22.5% （10%）	事務費	－	100%	－	地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区 画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備する とともに、担い手への農地の利用集積を促進する。 <table><tr><td></td><td>継続</td><td>新規</td><td>計</td></tr><tr><td>ほ 場 整 備</td><td>39</td><td>5</td><td>44</td></tr><tr><td>土地改良総合整備</td><td>18</td><td>2</td><td>20</td></tr><tr><td>機 構 関 連</td><td>4</td><td>－</td><td>4</td></tr><tr><td>合 計</td><td>61</td><td>7</td><td>68</td></tr></table>		継続	新規	計	ほ 場 整 備	39	5	44	土地改良総合整備	18	2	20	機 構 関 連	4	－	4	合 計	61	7	68
負担区分	国	県	地元																																		
工事費	50～55% （62.5%）	27.5～30% （27.5%）	15～22.5% （10%）																																		
事務費	－	100%	－																																		
	継続	新規	計																																		
ほ 場 整 備	39	5	44																																		
土地改良総合整備	18	2	20																																		
機 構 関 連	4	－	4																																		
合 計	61	7	68																																		
P C B 廃 棄 物 処理促進事業費	1,000	国 庫 1,000	－	P C B廃棄物処理促進事業費 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費補助</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>	負担区分	国	地元	事業費補助	50%	50%	土地改良区等が保管または使用するP C B含有機器の収集・ 運搬費用を助成することで、P C B廃棄物の確実かつ適正な処 理を促進する。																										
負担区分	国	地元																																			
事業費補助	50%	50%																																			
農 業 水 利 施 設 強靱化促進事業費	30,000	負担金 2,000	28,000	農業水利施設強靱化促進事業費	管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全 管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台 帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。 保全管理強化 2地区 施設監視支援 2地区																																
水 田 畑 地 化 推 進 事 業 費	90,000	－	90,000	畑地化基盤整備事業費補助 87,500 畑地化調査・調整事業費補助 250 畑地化指導事業費 2,200 事務費 50	米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換 を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援 する。																																

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要			
農 業 集 落 排 水 事 業 費	千円 184,083	千円 国 庫 120,622 繰入金 26,000 計 146,622	千円 37,461	団体営農業集落排水事業費	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。			
				工事費補助 120,622				
				事務費 652				
				農業集落排水事業推進交付金 36,809				
				負 担 区 分		国	県	地 元
				工 事 費 補 助				
				工 事		50%	－	50%
				調 査		50% (注)	－	50%
				機 能 診 断		100%	－	－
				最適整備構想		100%	－	－
維持管理適正化計画	100%	－	－					
事 務 費	－	100%	－	－	－			
推進交付金※	－	100%	－	－	－			
[]は汚水処理設備整備交付金								
※県は農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で、事業費の10%（霞ヶ浦流域は13.5%）を交付。								
（注）農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農集排発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国100%の定額助成となる。								
農業集落排水施設接続支援事業費 26,000								
霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。								
・事業期間：平成20年度から令和8年度（森林湖沼環境税）								
・補助対象：供用開始後3年以内の接続								
さらに、霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象								
・補助額：市町村が交付する額の1/2（ただし、1戸あたり2万円を限度）								
さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上または18歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助								
※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる								

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	事 項 区 分	事 業 計 画 の 概 要																				
中山間地域農村 活 性 化 総 合 整 備 事 業 費	千円 85,850	千円 国 庫 44,000 負担金 12,000 県 債 26,800 計 82,800	千円 3,050	県営中山間地域総合整備事業費 工事費 80,000 事務費 5,850 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>工事費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農業生産基盤</td><td>55%</td><td>30%</td><td>15%</td></tr><tr><td>農村生活環境</td><td>55%</td><td>25%</td><td>20%</td></tr><tr><td>事務費</td><td>－</td><td>100%</td><td>－</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	工事費				農業生産基盤	55%	30%	15%	農村生活環境	55%	25%	20%	事務費	－	100%	－	中山間地域における農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を 総合的・一体的に行い、農業農村の活性化を図る。 実施地区 県 営 1 地区（高萩市 高萩地区）
負担区分	国	県	地元																						
工事費																									
農業生産基盤	55%	30%	15%																						
農村生活環境	55%	25%	20%																						
事務費	－	100%	－																						
4 国 土 調 査 費	366,617	国 庫 243,659	122,958																						
国 土 調 査 事 業 費 補 助	362,100	国 庫 241,400	120,700	地籍調査事業費補助 362,100 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td><td>地元</td></tr><tr><td>事業費</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table>	負担区分	国	県	地元	事業費	50%	25%	25%	水戸市他 20 市町の地籍調査事業費補助												
負担区分	国	県	地元																						
事業費	50%	25%	25%																						
国土調査事業費	4,517	国 庫 2,259	2,258	地籍調査指導事務費 4,517 <table><tr><td>負担区分</td><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>事務費</td><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>	負担区分	国	県	事務費	50%	50%	水戸市他 20 市町に対する検査指導事務費														
負担区分	国	県																							
事務費	50%	50%																							
農 地 整 備 課 計	12,702,586	国 庫 5,680,739 分担金 586,345 負担金 950,648 繰入金 26,000 諸収入 411,987 県 債 2,477,900 計 10,133,619	2,568,967																						

5. 令和7年度事業予定箇所

5. 令和7年度事業予定箇所

令和7年4月1日現在(単位：歳出ベース、百万円)

新規地区はゴシック体

事業名	予算額	事業予定箇所
国営土地改良事業負担金	1,013	◆国営事業：那珂川沿岸、茨城中部、鬼怒川南部
農村地域防災減災事業費	990	
(ため池等整備事業)	(503)	・ため池 (県営ハード) 継5 新1 (県営ソフト) 新1 〈継続〉(ハード) 川尾池(潮来)、武具池(水戸)、遠州池(小美玉)、大池(桜川)、長久保池(桜川) 〈新規〉(ハード) 飯田沼(桜川) (ソフト) 茨城県ため池保全(水戸外10)
県営ハード 8地区		
・ため池：継5 新1		
・用排水整備：新1		
・河川応急：継1		
県営ソフト 3地区		
・ため池：新1		
・用排水整備：新2		
団体営ハード 1地区		
・河川応急：継1		
団体営ソフト 1地区		
・用排水整備：新1		
計 13地区		
(湛水防除事業)	(326)	◆湛水防除 継2 〈継続〉新郷2期(古河)、山川沼2期(八千代外1)
継 2地区		
(地盤沈下対策事業費)	(161)	◆地盤沈下 継2 〈継続〉小貝東部2期(つくばみらい外2)、南総上流2期(坂東外3)
継 2地区		
災害耕地復旧費	87	現年発生災害復旧、過年発生災害復旧、突発事故復旧
経営体育成基盤整備事業費	4,056	◆ほ場整備 〈継続〉久米(常陸太田)、根本(常陸大宮)、上大賀・久慈岡(常陸大宮)、新木崎(那珂)、新木崎2期(那珂)、瓜連(那珂)、瓜連2期(那珂)、生瀬(大子)、伊師(日立)、下桜井(北茨城)、高田用水(北茨城)、萱場(水戸)、下国井(水戸)、柳河中部(水戸、那珂)、笠間大洲(笠間)、石井来栖稻田(笠間)、向谷原(大洗)、木部飯沼(茨城)、増井(城里)、増井2期(城里)、吉沼明戸上口(つくば)、大塚上(龍ヶ崎)、野田奈川(稲敷)、西の洲・甘田入(稲敷)、利根西部(利根)、利根西部2期(利根)、利根西部3期(利根)、利根南部(利根)、利根南部2期(利根)、蔵後余郷入西部(美浦)、総上・豊加美(下妻)、総上・豊加美2期(下妻)、総上・豊加美3期(下妻)、三坂2期(常総)、蓮沼(筑西)、蓮沼2期(筑西)、大川北(筑西)、真壁町山尾(桜川)、幸江崎2期(古河、結城) 〈新規〉柳河中部2期(水戸、那珂)、石井来栖稻田2期(笠間)、草場(稲敷)、幸田(稲敷)、源法寺塙世(桜川) ◆土地改良総合整備 〈継続〉三原(水戸)、友部中央(笠間)、倉敷・与沢(小美玉)、牛堀(潮来)、牛堀2期(潮来)、牛堀3期(潮来)、延方干拓(潮来)、延方干拓2期(潮来)、八代(潮来)、麻生東部2期(行方)、麻生東部3期(行方)、北浦(行方、鉾田)、北浦2期(行方、鉾田)、伊奈北部(つくばみらい)、伊奈北部2期(つくばみらい)、川原代(龍ヶ崎)、川原代2期(龍ヶ崎)、十三間戸(河内)
継 61地区		
ほ場整備 39地区		
土地 総18地区		
機構関連 4地区		
新 7地区		
ほ場整備 5地区		
土地 総2地区		
機構関連 -地区		
計 68地区		
ほ場整備 44地区		
土地 総20地区		
機構関連 4地区		

		〈新規〉蔵後余郷入東部（美浦）、二本紀（下妻） ◆農地中間管理機構関連農地整備 〈継続〉塩田（常陸大宮）、南友部（笠間）、小和田（つくば）、石川（阿見）
事業名	予算額	事業予定箇所
農地利用集積促進事業費 〈土地利用調整〉 継 6 地区 経営体 4 地区 畑 総 1 地区 国 営 1 地区 新 1 地区 経営体 1 地区 計 7 地区 〈高生産性農業集積促進〉 継 54 地区 経営体 41 地区 畑 総 11 地区 かん排 2 地区 新 5 地区 経営体 5 地区 計 59 地区	240	◆土地利用調整事業 〈継続：経営体〉下桜井（北茨城）、牛堀（潮来）、麻生東部（行方）、総上・豊加美（下妻） 〈継続：畑総〉豊郷台（鹿島） 〈継続：国営〉茨城中部（水戸、茨城） 〈新規：経営体〉八代（潮来） ◆高生産性農業集積促進事業（事業申請地区を計上） 〈継続：経営体〉新木崎（那珂）、瓜連（那珂）、根本（常陸大宮）、上大賀・久慈岡（常陸大宮）、久米（常陸太田）、生瀬（大子）、下桜井（北茨城）、伊師（日立）、高田用水（北茨城）、三原（水戸）、下国井（水戸）、友部中央（笠間）、萱場（水戸）、柳河中部（水戸、那珂）、笠間大渕（笠間）、石井来栖稲田（笠間）、向谷原（大洗）、倉敷・与沢（小美玉）、木部飯沼（茨城）、増井（城里）、延方干拓（潮来）、牛堀（潮来）、八代（潮来）麻生東部（行方）、北浦（行方、鉾田）、下手（つくば）、吉沼明戸上（つくば）、小絹（つくばみらい）、川原代（龍ヶ崎）、大塚上（龍ヶ崎）、野田奈川（稲敷）、利根西部（利根）、利根南部（利根）、十三間戸（河内）、蔵後余郷入西部（美浦）、蓮沼（筑西）、総上・豊加美（下妻）、三坂（常総）、真壁町山尾（桜川）、大川北（筑西）、幸江崎（古河、結城） 〈継続：畑総〉小岩戸（小美玉）、豊郷台（鹿嶋）、上郷角内（つくば）、虫掛（土浦）、寺畑（つくばみらい）、武井（結城）、若（八千代）、尾崎北部（古河）、山田（古河）、東山田（古河、坂東）、富田（坂東） 〈継続：かん排〉押辺・安居（笠間）、木田余（土浦） 〈新規：経営体〉草場（稲敷）、幸田（稲敷）、蔵後余郷入東部（美浦）、二本紀（下妻）、源法寺塙世（桜川）
担い手支援対策事業 〈農地集積基盤整備推進事業費補助〉 継 1 地区	4	〈継続〉尾崎北部（古河）
県営かんがい排水事業費 継 20 地区 一般型 5 地区 排特型 1 地区 集積型 4 地区 ストマネ （ハード）10 地区 新 4 地区 簡易整備型 1 地区 ストマネ （ハード）- 地区 （ソフト）3 地区 計 24 地区	2,012	◆一般型 〈継続〉那珂川沿岸（水戸外7）、早井東部（河内）、早井東部2期（河内）、余郷入（美浦、稲敷）、霞ヶ浦用水Ⅲ期（結城外9） ◆排水対策特別型 〈継続〉潮来福島（潮来） ◆農地集積促進型 〈継続〉下桜井（北茨城）、押辺・安居（笠間）、押辺・安居2期（笠間）、木田余（土浦） ◆簡易整備型 〈新規〉（ハード）車堰（筑西外1） ◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 〈継続〉（ハード）辰ノ口堰（常陸太田、常陸大宮）、岩崎堰（常陸大宮、那珂）、鰐川排水機場（神栖、鹿嶋）、玉川第1用排水機場（行方）、牛堀第1揚水機場（潮来）、上備前川排水機場（土浦、つくば）、新堀排水機場

		(下妻)、鶴田揚水機場(下妻、筑西)、長井戸沼湛水防除機場(境、古河)、 長井戸沼湛水防除機場2期(境、古河)
		〈新規〉(ソフト)茨城県南(つくば)、茨城稲敷(利根外3)、鶴戸沼第2 期湛水防除機場(坂東外1)
事業名	予算額	事業予定箇所
県営畑地帯総合整備事業費 継 14 地区 担い手支援 1 地区 担い手育成 12 地区 高収益 1 地区 新 1 地区 担い手育成 1 地区 計 15 地区	1,120	◆担い手支援 〈継続〉柳河(水戸) ◆担い手育成 〈継続〉小岩戸(小美玉)、豊郷台(鹿嶋)、本郷高野(神栖)、 上郷角内(つくば)、寺畑(つくばみらい)、武井(結城)、 武井2期(結城)、若(八千代)、尾崎北部(古河)、山田(古河)、 東山田(古河、坂東)、富田(坂東) 〈新規〉藤井(水戸) ◆高収益作物導入促進 〈継続〉虫掛(土浦)
基盤整備促進事業費 (団体営かん排) 継 2 地区 新 - 地区	62	◆団体営かん排 〈継続〉那珂川沿岸(那珂外7)、霞ヶ浦用水西部(つくば外11)
県営中山間地域総合整備事業費 継 1 地区 新 - 地区	86	〈継続〉高萩(高萩)
基幹農道整備事業費 継 1 地区 新 - 地区	86	〈継続〉伊師(日立)
ふるさと農道整備事業費 継 2 地区 新 - 地区	124	〈継続〉総上・豊加美(下妻)、本郷高野(神栖)
団体営農業集落排水事業費 〈ハード〉 継 1 地区 新 1 地区 計 2 地区 〈ソフト〉 ・調査5地区 ・機能診断2市4施設 ・最適整備構想2市 ・維持管理適正化計画 4市4施設	121	◆ハード 〈継続〉 【改築】谷部(筑西)[農山交] ----- 〈新規〉 【改築】西板戸井(守谷)[農山交] ◆ソフト 【調査】 安居(笠間)、上平塚(筑西)[農山交] 上平柳(つくばみらい)、東石田(筑西)、協和中部(筑西) [農村整備事業] 【機能診断】 茨城町(涸沼南・逆川)、坂東市(猿島北部・長須)[農村整備事業] 【最適整備構想】 結城市、筑西市[農村整備事業] 【維持管理適正化計画】 常陸大宮市(美和中部)、土浦市(西部) つくばみらい市(下小目)、筑西市(関館・花田)[農村整備事業]

6. 令和7年度主要事業の概要

- (1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり
- (2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり
- (3) 基幹用排水施設等の整備
- (4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策
- (5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策
- (6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組
- (7) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり
- (8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等
- (9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進
- (10) 鳥獣による被害対策の推進
- (11) 土地改良区の充実強化
- (12) 地籍調査事業の推進

(1) 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田の生産基盤を整備するとともに、経営体への農地の利用集積を促進する。

基盤整備

◎ 国営緊急農地再編整備事業

耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるため、農地の大区画化や排水改良などの基盤整備と併せ、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編する。

- 事業主体：国
- 採択要件：・受益面積 400ha 以上（うち区画整理 200ha 以上）
 - ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれのある農地を 10%以上含むこと
 - ・担い手への農地の利用集積の割合が一定以上増加すること
- 負担割合：国 20/30、県 6/30、地元 4/30
- 事業概要：

地区名	受益面積	関係市町	工期	事業内容	事業費	進捗率※ (R6 まで)
茨城中部	652ha (水田 644・畑 8)	水戸市 茨城町	H28～R15	区画整理 652ha	250 億円	63%

※事業費ベース

◎ 経営体育成基盤整備事業（予算額 4,055,672 千円）

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤を整備するとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。

- 事業主体：県 ○ 採択要件：受益面積 20ha 以上 ほか
- 負担割合：国 50・55・62.5%、県 27.5・30%、地元 22.5 ～ 7.5%

◎ 耕作条件改善事業(のうち 国事業：農地耕作条件改善事業・畑作等促進整備事業等)（予算額 541,217 千円の内数）

農地の大区画化・汎用化等のきめ細かな基盤整備を支援し、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を促進する。

- 事業主体：市町村、土地改良区等 ○ 採択要件：農業者 2 人以上、事業費 200 万円以上 ほか
- 負担割合：国 50・55%、県 14・21%、地元 24～36%

集積・集約

◎ 経営体育成関連流動化促進事業（国補 国名称：農業競争力強化基盤整備事業等）（予算額 240,416 千円）

ア) 土地利用調整指導事業（国名称：高度土地利用調整事業等/指導事業等）

- ①土地利用調整及び農用地の利用集積推進するため、県が指導等を行う。
- ②水田貯留機能向上の取組を推進するため、県が指導等を行う。

- 事業主体：県
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成 / ②水田機能貯留向上計画書の作成
- 負担割合：①国 50・55% 県 50・45%/②国 100%

イ) 土地利用調査推進事業（国名称：高度土地利用調整事業等/調査・調整事業）

市町村等が行う、関係農家の意向調査活動、関係機関との調整等の土地利用調整活動を支援する。

- 事業主体：①市町村等 / ②県、市町村等
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成 / ②水田機能貯留向上計画書の作成
- 負担割合：①国 50・55% 県 25% 地元 25・20% / ②国 100%
- 補助限度額：以下の基準額 × 調整事業の実施年数

受益面積 60ha 未満：1,200 千円 60ha 以上 200ha 未満：1,600 千円 200ha 以上：3,200 千円

ウ) 高生産性農業集積促進事業（国名称：農業経営高度化促進事業/中心経営体農地集積促進事業等）

高度経営体、中心経営体への農地集積、高収益作物の導入・促進をより一層促進させるため、高度経営体への一定の農地利用集積の増加、中心経営体への一定の利用集積、高収益作物の作付面積の増加等を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。

- 事業主体：市町村等
- 採択要件：①農業経営高度化計画等の作成、②高収益作物導入促進土地改良整備計画の作成
- 負担割合：国 3/6・55% 県 2/6・30% 市町村 1/6・15%
- 助成割合：予算種別、事業採択年度、事業型により異なる

①中心経営体集積率

農業競争力強化農地整備事業等の場合	※農山漁村地域整備交付金の場合
55%以上 65%未満 5.5%（うち 80%以上を集約化 6.5%）	35%以上 45%未満 3.5%
65%以上 75%未満 6.5%（うち 80%以上を集約化 8.5%）	45%以上 55%未満 4.5%
75%以上 85%未満 7.5%（うち 80%以上を集約化 10.5%）	55%以上 65%未満 5.5%
85%以上 8.5%（うち 80%以上を集約化 12.5%）	65%以上 75%未満 6.5%
	75%以上

②高収益作物の作付面積の増加割合

水利施設等保全高度化事業の場合	
5%以上 6%未満 6.25%	8%以上 9%未満 10.00%
6%以上 7%未満 7.50%	9%以上 10%未満 11.25%
7%以上 8%未満 8.75%	10%以上 12.50%

エ) 耕地利用高度化推進事業（国名称：耕地利用高度化推進事業等）

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動を行う。

- 事業主体：市町村
- 採択要件：農業経営高度化計画等を作成すること
- 負担割合：国 3/6 県 2/6 市町村 1/6
- 限度額：生産基盤整備事業等の総事業費の 2%以内

◎ 担い手支援対策事業（県単）（予算額 3,870 千円）

ア) 農地集積基盤整備推進事業

水田や畑の生産基盤の整備（区画整理）を契機として、面的なまとまりを重視した経営体へ農地の利用集積を推進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を補助する。

- 事業主体：市町村
- 採択要件：() は畑地帯総合整備事業
 - ・ 受益面積：概ね 40(20)ha 以上
 - ・ 経営面積率：概ね 40(20)%以上
 - ・ 大区画化：概ね 50%以上
 - ・ (流動化率)：(概ね 20%以上)
- 負担割合：() は畑地帯総合整備事業
 - ・ H15～H17 採択地区：県 70% 市町村 20% 地元（貸し手）(10%)
 - ・ H18～H20 採択地区：県 60% 市町村 20% 地元（貸し手）(20%)
 - ・ H21～ 採択地区：県 55% 市町村 25% 地元（貸し手）(20%)

(2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり

効率的な畑作営農を実現するため、畑地の区画整理を進めるとともに、高品質な青果物が安定生産できるよう、国営用水を活用した畑地かんがい施設を整備する。

基盤整備

◎ 県営畑地帯総合整備事業（予算額 1,120,172 千円）

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの生産基盤の整備や、農業集落道などの環境整備など、畑地帯における総合的な整備を行う。

〔事業採択要件等〕

- 事業主体：県 ○ 採択要件：受益面積：20ha 以上 ほか
- 負担割合：国 50～55%、県 25～30%、地元 15～25%

◎ 水田畑地化推進事業（県単）（予算額 90,000 千円）

米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などを支援する。（事業期間：平成 30 年度～令和 9 年度）

ア）畑地化基盤整備事業

- 事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人 等
- 整備内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去 等
- 採択要件：水田受益面積 1ha 以上 20ha 未満 かつ 畑地化面積 1ha 以上 ほか
 ※中山間地域は 0.5ha 以上 10ha 未満 かつ 畑地化面積 0.5ha 以上
- 負担割合：県 62.5% 地元 37.5%

イ）畑地化調査・調整事業

- 事業主体：市町村、土地改良区、農協、農業法人 等
- 事業内容：土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動 等
- 負担割合：県 50% 地元 50%

ウ）畑地化指導事業

- 事業主体：県
- 事業内容：高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業
- 負担割合：県 100%

啓発事業

◎ 畑地かんがい営農確立普及事業（予算額 831 千円）

実証試験結果等により畑かん効果を広く農業者に対し普及啓発を行い、畑かん施設設備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。

ア）畑地かんがい活用新規作物導入実践事業費（事業主体：県）

畑かん効果の期待される作物の栽培技術の確立や新品目の導入可能性を検討するための実証試験の実施等により畑地かんがいの普及啓発を図る。

イ）畑地かんがい営農普及推進事業費（事業主体：県）

上記実証は場実施地区内の関係者で「畑かん研究会(仮)」を設置し、研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い、畑かん営農の普及啓発を図る。

◎ 産地育成畑地整備促進事業（県単）（予算額 4,000 千円）

産地育成に向けた畑地整備構想を策定し、高収益作物を計画的・安定的に生産するための畑地基盤整備を推進する。

- 事業内容：産地育成畑地整備促進協議会の設立、地形図作成等基礎調査の実施、産地育成構想の作成、畑地整備構想の作成
- 負担割合：県 75%、市町村 25%

(3) 基幹用排水施設等の整備

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 381,609 千円）

ア) 一般型

農業用水の安定供給や排水条件の改善などを図るため、農業生産条件の基幹をなす農業用排水施設等を整備する。

- 採択要件：受益面積 200（100）ha 以上、末端支配面積 100（20）ha 以上 ※（）は畑地を受益とする場合
- 負担割合：国 50・55%、県 25%、地元 20・25%

イ) 排水対策特別型

麦・大豆・飼料用作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、特に水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に、水田の汎用化のための基盤条件である排水路、排水樋門、排水機場等の更新または整備を実施する。

- 採択要件：受益面積 20ha 以上、末端支配面積 5 ha 以上
- 負担割合：国 50・55%、県 25%、地元 20・25%

ウ) 農地集積促進型

担い手への農地集積・集約を促進するため、水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行う。

- 採択要件：農地集積等の目標が掲げたうえで、受益面積が概ね 20ha 以上
- 負担割合：国 50%、県 25・27.5%、地元 22.5・25%

エ) 簡易整備型

水管理を合理化・省力化するため、管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設を整備する。

- 採択要件：事業費の合計が 200 万円以上、受益者（農業者）2 人以上、受益面積 5 ha 以上
- 負担割合：国 50%、県 31%、地元 19%

◎ 国営那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺 8 市町村 8,617ha を対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施している。

○ 事業概要

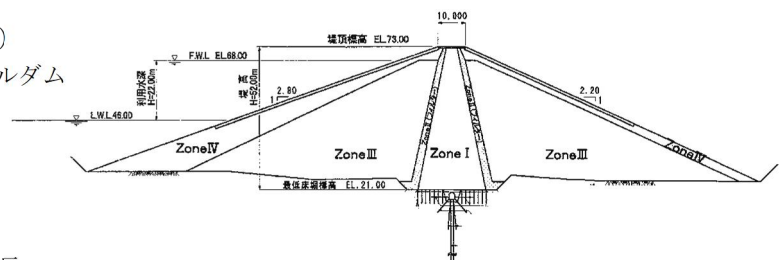
受益面積	工期	事業内容	事業費	進捗率※ (R6 まで)
8,617ha (水田 6,687ha) (畑 1,930ha)	H4～R8	ダム 1カ所 用水路 123 km (改修 62 km) 揚水機場 5カ所 (改修 4カ所) 頭首工 1カ所 (改修)	975 億円	93%

※事業費ベース

○ 施設計画

- ① ダム 御前山ダム（農業用水専用ダム）
中心遮水ゾーン型ロックフィルダム
総貯水量 7,200 千 m^3
有効貯水量 6,500 千 m^3

頭首工 小場江頭首工（改修）
フローティングタイプ半可動堰



- ② 揚水機場 那珂川揚水機場（新設）1.95 m^3 /S（水戸市飯富町）
赤沢揚水機場（改修）0.72 m^3 /S（東茨城郡城里町御前山）

下江戸揚水機場（改修）2.30 m³/S（那珂市下江戸）
 渡里揚水機場（改修）3.71 m³/S（水戸市渡里町）
 大杉山揚水機場（改修）2.53 m³/S（水戸市三の丸）

③ 用水路 幹線用水路 123 km（うち改修 62 km）

◎ 鬼怒川南部国営施設応急対策事業

茨城県と栃木県の 9 市町 8,805ha の水田に農業用水を供給している基幹的な農業水利施設の機能を保全するための整備を行う。

受益面積	関係市町	工 期	事 業 内 容	事業費	進捗率※ (R6 まで)
8,805(ha) (うち茨城県 7,121ha)	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市	R2 ～ R12	揚水機場 改修 1カ所 用 水 路 改修 3.5 km ほか	66 億円	31%

※事業費ベース

参考

国営完了地区及び機構営事業

地 区 名	工 期	受益面積 (ha)	事 業 内 容	事業費 (百万円)	関 係 市 町 村
国営鬼怒川南部地区	S 40～S 50	9,428 (うち茨城県 7,733)	頭首工 1ヶ所 取水工 2ヶ所 幹線水路約 88km ほか	8,480	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鬼怒川南部地区 (国営造成土地改良施設整備)	H21～H24	8,955 (うち茨城県 7,258)	勝瓜頭首工付帯施設改修 1式（護床、ゲート設備等）	1,897	茨城県：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町 栃木県：小山市、真岡市
国営鹿島南部地区	S 42～H 3	2,285 田 676 畑 1,609	揚水機場 1ヶ所 幹線用水路 13km	7,354	神栖市
国営石岡台地地区	S 45～H 元	7,405 田 4,176 畑 3,229	揚水機場 3ヶ所 幹線用水路 42km ほか	23,242	石岡市、笠間市、かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町
国営新利根川沿岸地区	S 56～H 4	7,030 田 6,765 畑 265	用水機場 2ヶ所 排水機場 5ヶ所 用排水機場 1ヶ所 用水路 9 km 排水路 34km	30,044	稲敷市、河内町
水資源機構営霞ヶ浦用水地区	S 54～H 5	19,294 田 10,919 畑 8,375	揚水機場 1ヶ所 基幹線水路 53.3km	73,495	土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、つくば市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、境町
国営霞ヶ浦用水 1 期地区	S 55～H 4		用水路 101km 調整池 4ヶ所 揚水機場 4ヶ所	49,288	
国営霞ヶ浦用水 2 期地区	H4～H20		用水路 111km 調整池 2ヶ所 揚水機場 3ヶ所	52,847	
森林総合研究所営 多賀地区	S 58～H 2		農業用道路 18.2km	13,162	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
森林総合研究所営 奥久慈地区	H 5 ～H12	区画整理 108 暗渠 排水 48 農業用道 路 3,314	区画整理 108ha 暗渠排水 48ha 農業用道路 10.4km 排水改良	14,383	大子町

(4) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

県内には、国営・県営・団体営事業で造成された多くの農業水利施設が存在し、近年更新時期を迎える施設が増加する傾向にあり、計画的な補修・更新が必要になっている。このため、農業水利施設のストックマネジメントの取組を推進し、効率的に農業水利施設の持つ用水供給機能や排水機能を確保する。

機能診断・保全計画策定

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 75,788 千円）

ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、これに基づき、施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の策定を行う。

- 採択要件：県営事業で造成された末端支配面積 100（畑 20）ha 以上の農業水利施設
- 負担割合：国：100%

対策工事

◎ 県営かんがい排水事業（予算額 1,554,870 千円）

ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

県営事業で造成された基幹的農業水利施設について、機能診断結果や機能保全計画等に基づき、劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

- 採択要件：県営事業で造成された末端支配面積 100（畑 20）ha 以上の農業水利施設
- 負担割合：国 50・55%、県 25～31%、地元 15～25%

管理体制支援

◎ 農業水利施設強靱化促進事業（県単）（予算額 30,000 千円）

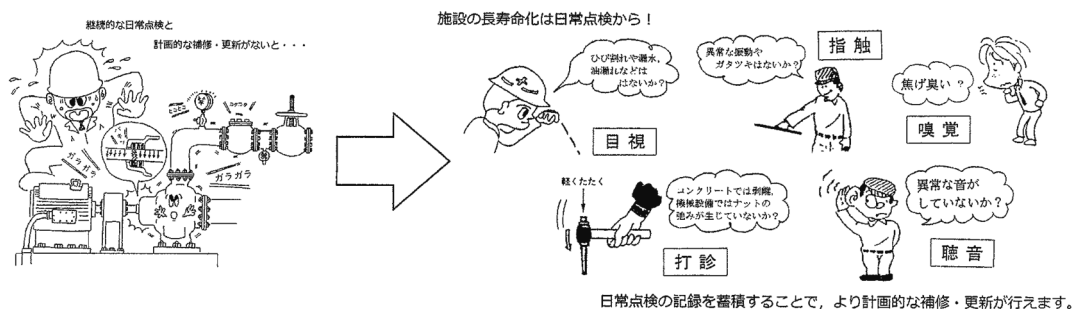
管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設の施設管理と保全管理の体制構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。

ア) 施設監視支援

- 事業主体：県
- 負担割合：県 100%
- 実施内容
 - ・ 施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等技術指針の作成等
 - ・ 施設監視箇所や方法、整備計画等の周知・合意形成を図る図書類の作成等
 - ・ 上記 2 点に資する各種調査（機器類の分解や試験等）、研修等の実施費用等

イ) 保全管理強化

- 事業主体：県又は施設管理者
- 負担割合：県 75%、地元 25%
- 実施内容
 - ・ 機能診断：施設構造や水利機能の劣化度の調査、分析等
 - ・ 機能保全対策：最適な対策工法や対策時期の検討、監視計画の重点化等
 - ・ 管理台帳整備：管理用図面の作成、監視用測点の設置、監視記録のデータ化等
 - ・ 水利用再編：営農と水利用状況の調査、水管理操作検討、水利権資料作成等



【ポンプ】

(整備前)



本新排水機場地区（稲敷市）H27～R3

(整備後)



【電気設備】

(整備前)



河内第6 機場地区（河内町）H25～H30

(整備後)



【上屋】

(整備前)



小谷沼第2 排水機場地区（常総市）H25～R1

(整備後)



【ゲート】

(整備前)



新堀揚水機場地区（下妻市）H28～R1

(整備後)



(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

◎ 農村地域防災減災事業（予算額 989,980 千円）

○ ため池等整備事業（予算額 502,655 千円）

築造後における自然的・社会的状況の変化等に起因した決壊その他の事故による農地・農業用施設・公共施設・人家等への災害を未然に防止するために、農業用施設の整備・補強を行う。

・ 採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補 助 率	事業主体
防災重点農業用ため池緊急整備事業（県営）	2ha 以上※1	4,000 万円以上	国 50 県 34 地元 16 (国 55 県 34 地元 11)※2	県
農業用河川工作物応急対策事業（県営）	—	1 億円以上	国 55 県 37 地元 8	県
農業用河川工作物応急対策事業（団体営）	—	5,000 万円以上	国 50 県 42 地元 8	市町村 土地改良区等
農業用排水施設整備事業（団体営）	20ha 以上	800 万円以上	国 50 県 18 地元 32	市町村 土地改良区等

※1「ため池加速化対策」で実施する場合は 2ha 未満でも可

※2「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの」に該当する場合

○ 湛水防除事業（予算額 326,325 千円）

土地改良事業等によって排水施設が整備されていたものが、流域の開発等による排出量の増大・立地条件の変化により湛水被害が発生している地域において、排水機場・排水路等の新設・改修を行い、農地・農業用施設等の湛水被害を防止する。

・ 採択要件及び補助率

	受益面積	事業費	補 助 率	事業主体
小 規 模 (一般地域)	30ha 以上	5,000 万円以上	基 幹：国 50 県 30 地元 20	県
			その他：国 50 県 25 地元 25	
小 規 模 (中山間地域)			基 幹：国 55 県 27 地元 18	
			その他：国 55 県 22.5 地元 22.5	

基幹施設：排水機場・排水樋門・貯留施設等

そ の 他：排水路等基幹施設以外の施設

○ 地盤沈下対策事業（予算額 161,000 千円）

地下水の採取に起因して地盤沈下を起こしている地域において、効用の低下した農業用施設を従前の状態に回復するために、農業用施設の新設・改修を行う。

・ 採択要件及び補助率

	受益面積	補 助 率	事業主体
大規模	400ha 以上	国 55 県 39 地元 6	県



湛水防除事業 新郷地区



ため池等整備事業（河川応急） 茂田堰地区

(6) 流域治水対策に向けた田んぼダムの取組

◎ 田んぼダム促進緊急対策事業（予算額 598,400 千円）

(1) 事業の目的

近年の頻発・激甚化する水害リスクの増大に備えるために、下流域に市街地や住宅地があり、改修率が低い河川など洪水被害の危険度が高い河川流域において、水田に降った雨水を一時的に水田に貯める「田んぼダム」の取組を支援することで、流域治水や内水氾濫対策を進めるとともに、ポンプ場（用水機場・排水機場）の運転を抑制し、電気料金（農家負担）の低減を目指す。

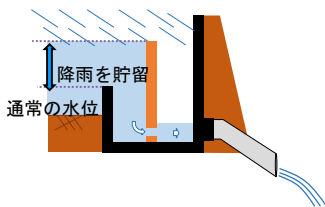
(2) 事業の内容

排水口に田んぼダム用の落水柵の設置費用を支援する。なお、田んぼダムの効果発現に、必要な場合、畦畔の補強等も支援を行う。

(3) 事業概要

区 分	内 容
事業要件	ポンプ場の電気料金を土地改良区等の農業者が負担している水田地域であること
事業期間	令和7年度
事業主体	土地改良区、水利組合等
補助率	県：100.0%
対象地域	流域治水対策の優先度の高い（洪水浸水被害の危険度が高い）河川流域内において、ポンプ場（用水機場・排水機場）を有する水田地域
事業効果	雨水の流出抑制による内水氾濫の被害防止 ポンプ場（用水機場・排水機場）の運転抑制に伴う農家負担（電気料金）の削減

田んぼダム実施



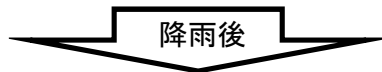
堰板の小さな穴により、排水が抑制され、水田内に雨水を貯留。



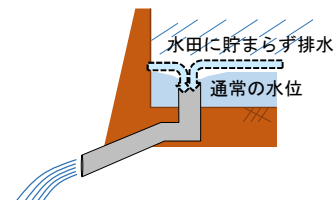
落水柵



降雨時の水田からの排水状況



田んぼダム未実施



排水管（塩ビ管）を越流した時点で、水田から排水が開始。



写真：新潟県

(7) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

◎ 都市農村交流推進事業（予算額 8,694 千円）

農村地域では、人口減少等にもなう活力低下が問題となっていることから、都市農村交流により地域を活性化し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(1) 人材の育成・確保

- ・体験メニューの創出や異業種と連携した事業づくりができる人材の育成事業を実施し、活動を推進できる人材の確保を図る。
- ・都市農村交流の実践者等で組織する「茨城むらまちネット」の活動を支援する。
- ・都市農村交流研修会を開催し、実践者の取組の発展を図る。

(2) 農泊推進モデル事業

勉強会や先進事例の視察等の実施により、観光コンテンツとして商品化できる体験メニューの創出や受入体制の整備等を支援し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(3) 情報発信

「いばらきのグリーン・ツーリズム」ホームページやSNS、農業農村体験施設を紹介するガイドブック等を通じて、本県の都市農村交流に関する情報を発信する。

(8) 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

◎ 多面的機能支払交付金事業（予算額 1,626,368 千円）

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

事業の概要

（農地維持支払）

【活動内容】農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

【事業主体】「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織

【交付単価】基本単価：田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 240 円/10a

【補助率】（国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

○農地維持支払



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の砂利補充

（資源向上支払）

【活動内容】①地域資源の質的向上を図る共同活動

水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等

②施設の長寿命化のための活動

コンクリート水路の布設、ポンプの更新等

【事業主体】「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織（②は農業者のみで可能）

【交付単価】①基本単価：田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a、草地 240 円/10a

多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は 5/6 を乗じた単価

加算単価：田 400 円/10a、畑 240 円/10a、草地 40 円/10a

多面的機能の増進を図る活動を新たに 1 つ以上増加した場合に加算

加算単価：田 400 円/10a

資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、水田の雨水貯留機能の強化を推進する場合に加算

②上限単価：田 4,400 円/10a、畑 2,000 円/10a、草地 400 円/10a

広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は 5/6 を乗じた単価

【補助率】（国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

○資源向上支払



水路のひび割れ補修



農道の部分補修



植栽活動



コンクリート水路の布設

◎ 中山間地域等直接支払交付金事業（予算額 40,650 千円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を図りながら農業の持つ多面的機能の確保・発揮を図る。

(1) 事業対象地域

過疎法、山村振興法、特定農山村法及びこれに準ずる地域として知事が認める地域

(2) 事業内容

急傾斜農地等を対象に、集落協定又は個別協定に基づき

①集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年以上継続して行われる農業生産活動等

②複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けたネットワーク化活動計画を作成

（①のみの実施の場合は8割単価）

(3) 事業主体

集落等を単位とする協定を締結し、5年間*農業生産活動等を継続する農業者等

※令和7年度～令和11年度

(4) 交付単価

田 21,000 円/10a（急傾斜：1/20 以上）、8,000 円（緩傾斜：1/100 以上）

畑 11,500 円/10a（急傾斜：15° 以上）、3,500 円（緩傾斜 8° 以上）

(5) 補助率

法指定地域 （国 2/4 県 1/4）市町村 1/4

知事特認地域 （国 1/3 県 1/3）市町村 1/3

【農業・農村の有する多面的機能】



(9) 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

◎ 団体営農業集落排水事業（予算額 158,083 千円）

農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び汚泥のたい肥化施設等を整備する。

(1) 事業の種類

- ①工 事 生活雑排水等の処理施設、管路施設の整備又は改築を行う。
- ②調 査 ①の工事施工に必要な調査及び計画を策定する。
- ③機 能 診 断 農業集落排水施設の劣化状況等を調べ、調査結果から設備や装置等の性能低下の状態やその要因を把握し、それぞれの健全度を評価する。
- ④最適整備構想 ③の機能診断調査結果に基づき、各施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を取りまとめ、市町村が管理する全ての施設を対象に、予算の平準化など、保全管理に向けた最適な実施シナリオとなる最適整備構想を策定する。
- ⑤維持管理
適正化計画 ③の機能診断調査結果を基に、施設の再編・集約、施設規模又は污水处理方式の適正化、省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策を策定する。
- ⑥農業集落排水汚泥 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・農地還元推進事業 調整、技術的検討及び計画策定等を行う。

(2) 負担割合

事業名	地域区分	負担割合			備考
		国	県	地元	
団体営農業集落排水事業					
工 事	一 般	50	※1	50	S59～ 農業振興地域
	霞流域	50	※1	50	受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
調 査	—	50	—	50	※2
機 能 診 断		100	—	—	
最適整備構想		100	—	—	
維持管理適正化計画		100	—	—	
農業集落排水汚泥農地 還元推進事業		100	—	—	

(注) 霞流域とは、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」の適用地域

※1 県は、農業集落排水事業推進交付金（一般地域は事業費の10%、霞流域は13.5%）として事業実施の翌年度から5ヶ年間で市町村に交付

※2 農村整備事業活用市町村のうち、今まで農集排発生汚泥を農地還元してこなかった市町村が、今後農酒杯発生汚泥の全量を農地還元する計画を立てると、国100%の定額助成となる



◎ 農業集落排水施設接続支援事業（予算額 26,000 千円）

(1) 事業の目的

霞ヶ浦、涸沼、牛久沼における水質保全のため、農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援することにより、受益者負担の軽減を図り、より一層の接続を促進する。

(2) 事業概要

①補助内容 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。

②事業期間 平成 20 年度から令和 8 年度 19 年間（森林湖沼環境税）
※第 4 期 令和 4 年から令和 8 年度の 5 年間

③補助対象 供用開始後 3 年以内の接続
さらに霞ヶ浦流域限定で供用開始後 4 年目以降も対象

④補助額 市町村が交付する額の 1/2 を限度（但し、1 戸あたり 2 万円を限度）
さらに、霞ヶ浦流域限定で「65 歳以上または 18 歳未満の方のいる世帯」のうち世帯収入 600 万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大 31 万円補助（※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる）
※財政力指数が 1.0 以上の市町村は交付率 90%
※下線部が霞ヶ浦流域限定



農業集落排水事業実施市町村

(令和7年4月1日現在)

市町村名	実施	農業集落排水事業	機能強化	緊急 集排事業	モデル 事業	県単 集排事業	処理区数 の計
水戸市	完了	平須、飯富、宿根古屋、上国井、大場森戸、加倉井、藤井岩根成沢、下大野上大野、内原北部	大足、平須、下入野、宿根古屋	筑地赤尾関	大足、下入野	金谷 (加倉井に統合)	13 (17)
ひたちなか市	完了	西中根	西中根	東中根			2 (3)
笠間市	完了	市原、枝折川、岩間南部、友部北部	市原	安居、北川根			6 (7)
小美玉市	完了	納場北部、巴南部、堅倉南部、巴中部	納場北部				4 (5)
茨城町	完了	飯沼、下石崎、涸沼南、逆川					4
城里町	完了	上入野、北方高久、常北青山、孫根、古内					5
常陸太田市	完了	里美中部、里野宮、花房新地、天下野、松栄青木、町屋、里美南部、中野小島、佐都四	里美中部				9 (10)
常陸大宮市	完了	長倉、高渡、岩崎、富岡、野口、大岩小舟、塩原、西野内、鷺子、油河内、岩瀬、美和中部、小瀬					13
那珂市	完了	戸崎、西木倉、門部、戸多北部、鴻巣、酒出		神崎額田			7
鹿嶋市	完了	中村、大船津、爪木					3
潮来市	完了	大生原	大生原				1 (2)
行方市	完了	榎本、玉造北部	榎本				2 (3)
鉾田市	完了	青山、上島西部、舟木					3
龍ヶ崎市	完了			板橋大塚			1
稲敷市	完了	浮島、阿波東部、古渡東部、君賀、阿波西部、曲渚、東中部	浮島、阿波東部	鳩崎			8 (10)
美浦村	完了	舟子、信太、安中、大須賀津(安中に統合)	舟子、安中(大須賀津、山内を統合)			山内 (安中に統合)	5 (7)
阿見町	完了	小池、君島大杉、福田、実穀上長					4
土浦市	完了	高岡、土浦市西部、沢辺、土浦市北部、土浦市東部、土浦市西根					6

市町村名	実施	農業集落排水事業	機能強化	緊急集排事業	モデル事業	県単集排事業	処理区数の計
石 岡 市	完了	東成井、出し山、東成井第二、石岡西部、恋瀬(下水道に統合)		関川石川			6
取 手 市	完了					市之代	1
守 谷 市	完了 継続	西板戸井	西板戸井				1 (2)
かすみがうら市	完了	土田(下水道に統合)、柏崎、志筑、大和田、深谷、上稲吉		新 治、千代田東部			8
つくばみらい市	完了	福岡、十和、高岡狸穴、豊南部、三島		下小目	上平柳、弥柳		8
筑 西 市	完了	深見、協和中部、神分、東石田、木戸、協和南部、嘉家佐和、関館花田、上野西、河間東部、協和北第一、山崎、本郷分中、明野西部、関城東、竹島、協和北第三、河間北部	木戸	宮 後、茂田第一、協和北第二		国府田、榎生山、上平塚、茂田、野、谷部	27 (29)
	継続		谷部				
結 城 市	完了	大戦防、矢畑、江川南	大戦防・武井南				3 (4)
桜 川 市	完了	源法寺、高久、南飯田、長方、大国西部、谷貝北		谷 貝 南、富谷			8
常 総 市	完了	報恩寺、大花羽		大生郷、五箇		沖新田	5
八 千 代 町	完了	西豊田中部、沼森、栗野片角、川尻今里、川西中部、川西南部、中結城東部	西 豊 田 中 部	太 田、川西北部	佐野西	東大山、中 野 苅橋、大戸	13 (14)
古 河 市	完了	大綱、恩名、前林、大新、三和北部、高野、間中橋、上大野、東山田東部、葛生	大綱、恩名	柳橋			11 (13)
坂 東 市	完了	大口、猿島西部、猿島北部、猿島中部、猿島東部	大口	長須			6 (7)
五 霞 町	完了	五霞東部	大福田	五 霞 北 部、五霞南部	大福田		4 (5)
境 町	完了	長田北部、境第二、境第三、境第四					4
32 市町村	完了	158 処理区 30 市町村	21 処理区 15 市町村	24 処理区 16 市町	6 処理区 4 市町	13 処理区 6 市町村	201 (224)
	継続		2 処理区 2 市				

(注)「地区数の計」における上段は「機能強化(同一処理区における改築等)」を含まない。下段()は含む。

◎ 中山間地域農業基盤整備促進事業（予算額 20,000 千円）

(1) 事業の目的

中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する。

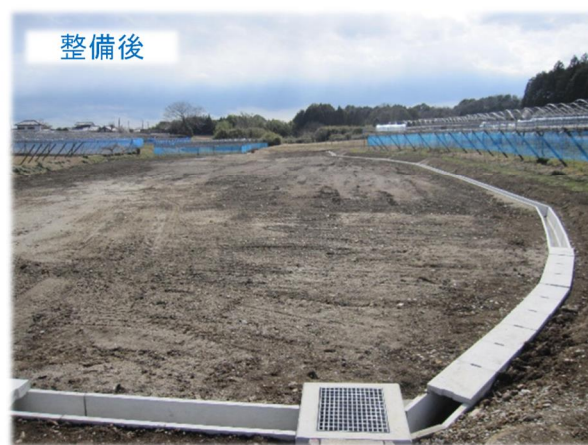
(2) 事業の内容

生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。

(3) 事業概要

区 分	内 容
事 業 要 件	1 ha 未満の農地、2 名以上の地権者
事 業 期 間	平成 27 年度～
事 業 主 体	市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体
補 助 率	県：62.5%、市町＋地元：37.5%
対 象 地 域	下記の市町のうち、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域 (北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、城里町、笠間市、潮来市、行方市、利根町、稲敷市、かすみがうら市、河内町、桜川市、坂東市、古河市)
整 備 内 容	簡易な基盤整備 (畦畔除去（段差修正含む）、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等)

遊休水田をブドウ畑に転換



ブドウの栽培状況



瑞龍地区（常陸太田市）

(10) 野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

◎ 鳥獣被害防止総合対策事業費（予算額 205,636 千円）

<事業の目的>

野生鳥獣による農作物被害低減を図るため、市町村が「鳥獣被害防止計画」に基づき取り組む鳥獣被害防止対策について、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」や県の「茨城県鳥獣被害防止促進補助金」により総合的に支援する。

また、研修会の開催や鳥獣被害対策モデル地区設置等により、対策を促進する。

(1) 市町村取組への支援（予算額 177,843 千円）

① 鳥獣被害防止活動への支援

ア 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）（予算額 32,548 千円）

- ・ ICT 機器や箱わな等の購入経費、鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊の活動経費等への助成、被害対策研修会の開催経費等への助成
- ・ イノシシを「近づけない」環境づくり（緩衝帯の設置、刈払い等）経費への助成

※イノシシを「近づけない」環境づくりに対し、実施隊設置の場合、県単上乗せあり（予算額 250 千円）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会

【補助率】 1/2 以内、実施隊を有する協議会及び新規協議会は定額

② 有害捕獲活動への支援

ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（予算額 60,766 千円）

- ・ 有害捕獲に係る頭数に応じた捕獲活動経費への助成（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会等

【補助率】 定額（上限単価あり）

イ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業（予算額 24,801 千円）

- ・ 国補を実施し、さらに支払いの上乗せを行っている市町村への助成

【事業主体】 市町村等

【補助率】 定額（市町村補助額と同額）

③ 鳥獣被害防止施設整備への助成

ア 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）（予算額 21,028 千円）

- ・ 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止施設等の設置経費への助成（原則、3 戸以上）

【事業主体】 市町村鳥獣被害対策協議会等

【補助率】 1/2 以内（直営施工の場合は資材費 10/10）

イ 鳥獣被害防止施設整備支援事業（予算額 38,450 千円）

- ・ 国補対象外（3 戸未満）の侵入防止施設設置に対し、補助する市町村への助成

【事業主体】 市町村

【補助率】 定額（市町村補助額と同額）

(2) 県実施事業（予算額 27,793 千円）

① 鳥獣被害対策研修会の開催（予算額 6,972 千円）

- ・ 地域の取り組みに対して的確な指導・助言が行える人材の確保・育成を図る。

② 鳥獣被害対策モデル地区の設置（予算額 11,079 千円）

- ・ 農林事務所がモデル地区を設置し、地域住民と共同で実施する被害状況調査、集落点検、被害防止対策、地域勉強会の開催等に要する費用を助成することにより、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。あわせて、ICT による捕獲の新技术の検証を行う。

③ 有害鳥獣捕獲実施体制の整備（予算額 220 千円）

- ・ 県で箱わなを整備し、市町村に貸出すことで広域的な有害鳥獣捕獲の実施体制を整備する。

④ 農作物被害の軽減に向けたカモ類の捕獲と利活用の推進（予算額 7,550 千円）

- ・ レンコンの農作物被害の軽減のため、県猟友会に委託しカモ類の捕獲を実施する。また、捕獲したマガモの利活用のための PR 等を実施する。

⑤ 鳥獣被害対策指導員派遣事業（予算額 472 千円）

- ・ 地域ぐるみの対策を支援するため、市町村等主催の研修会に、県が専門家を派遣し、指導や助言を行う。

⑥ 豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に係る検査（予算額 1,500 千円）※畜産課振替配当

- ・ 民間検査機関による豚熱感染検査を実施する。

(1 1) 土地改良区の充実強化

1 土地改良団体の組織強化

大規模経営体と小規模農家の二極分化、土地持ち非農家の増加など農業構造・農村が変化している中で農地・農業用水等の中心的な管理主体である土地改良区は、賦課金の未納、維持管理費の増大、農業水利施設の老朽化など多くの問題を抱え、また地区面積が 300ha 未満という零細小規模で財政運営基盤が脆弱なところが県内で約 7 割を占める現状にあることから、土地改良区の運営基盤を強化するため、計画的に統合整備を推進する。

◎ 土地改良区組織運営基盤強化対策事業（予算額 5,206 千円）

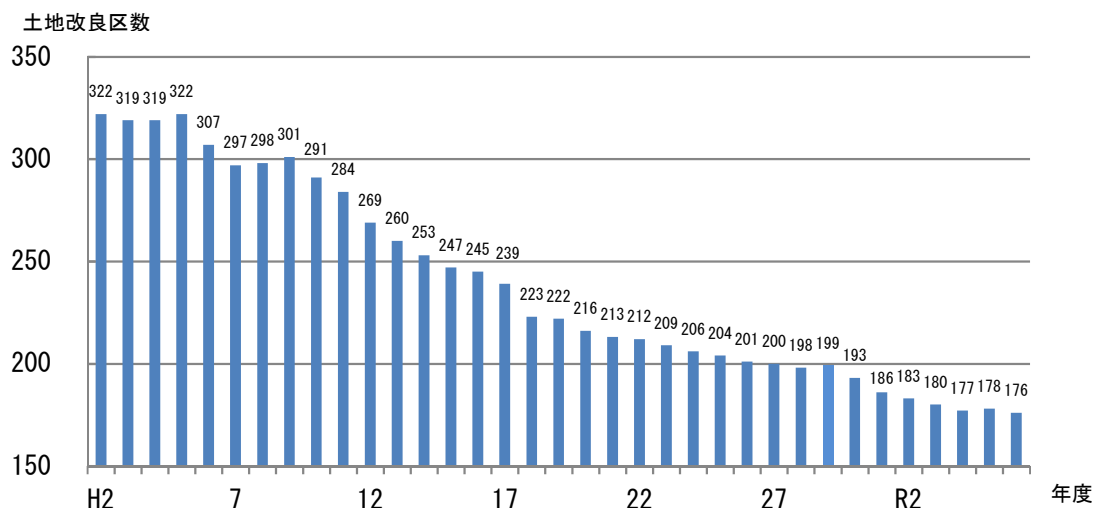
・統合再編整備事業 5,000 千円

合併を予定する土地改良区に対し、合併推進に資するため土地改良区統合整備計画策定等に係る費用を助成する。また、「水土里ビジョン」を策定する土地改良区に対し、協議会開催費用等を助成する。

・育成・強化対策事業 206 千円

茨城県土地改良区統合整備推進協議会の運営を行うとともに、合併等の啓発及び機運の醸成を図り、合併等の指導等により統合整備を推進する。

○茨城県内の土地改良区数の推移



2 土地改良施設維持管理への支援

国土の保全や水資源の管理など、多くの公益的機能を有している土地改良施設の維持管理のため、土地改良区等に助成する。

◎ 土地改良施設維持管理適正化事業（予算額 269,480 千円）

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保のため、土地改良区が行う土地改良施設の定期的整備補修等に対して助成する。

◎ 基幹水利施設管理事業（予算額 442,661 千円）

基幹水利施設管理強化計画に基づき土地改良区と連携を図りつつ、基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理を行う市町村に助成する。

◎ 湛水防除施設管理費補助事業（予算額 4,172 千円）

土地改良事業で造成された湛水防除施設の管理費について市町村等の一部助成する。

◎ 水利施設管理強化事業（予算額 281,082 千円）

農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のため、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。

◎ 水田水管理低コスト化事業（予算額 10,000 千円）

用水機場単位で水位センサーや自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力や用水ポンプの運転時間等を削減し、水田農業における水管理の低コスト化を図る。

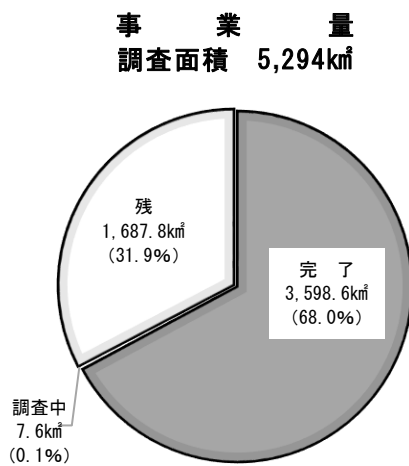
(12) 地籍調査事業の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき調査を実施する。

令和2年度からスタートした第7次国土調査事業十箇年計画により計画的な推進を図る。

- (1) 事業地域：市町村の全面積より国有林・公有水面等を除外した地域
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 予算額：362,100千円（R7当初）
- (4) 補助率：国50%，県25%，市町村25%

① 本県地籍調査事業の進捗状況（令和6年度迄見込）



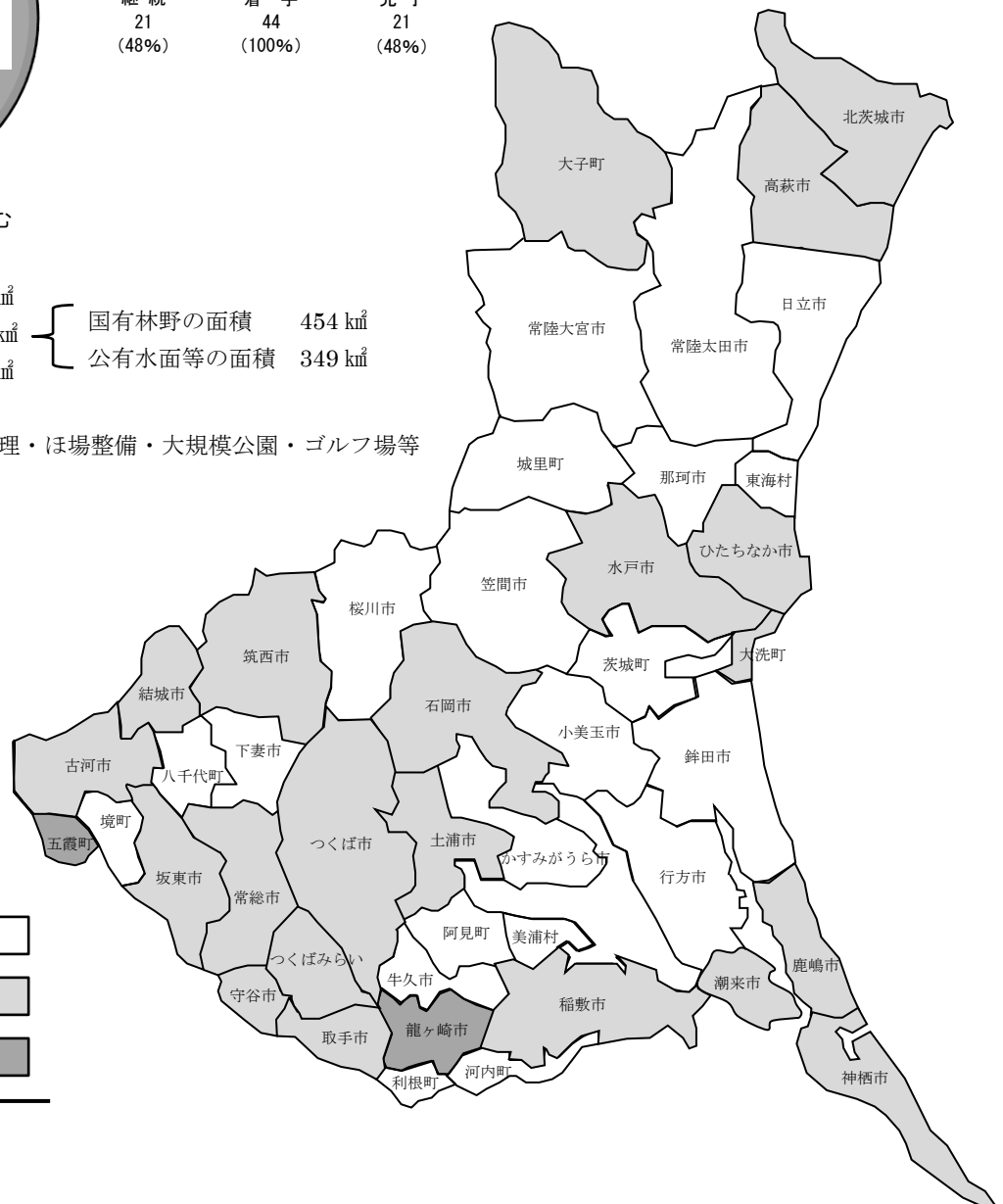
※調査中は R6 補正 0.16 km²を含む

・本県の全面積	6,097 km ²	}	国有林野の面積	454 km ²
・除外地	803 km ²		公有水面等の面積	349 km ²
・地籍調査の面積※	5,294 km ²			

※地籍調査の面積には、区画整理・ほ場整備・大規模公園・ゴルフ場等を含む。

地区数
全数44市町村

② 茨城県の地籍調査実施状況図（令和7年度）



7. 関 係 計 画

- (1) 生活排水ベストプラン

(1) 生活排水ベストプラン

1 生活排水ベストプランとは

生活排水ベストプランは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水排水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための県の構想です。

2 生活排水ベストプランの改定

生活排水ベストプランは平成7年度に策定され、平成15年度に第1回改定、平成21年度に第2回改定、平成28年度に第3回改定を行いました。そして、第4回改定となる今回は、急激な人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するとともに、さらなる事業の効率化を目指しています。

【第4回改定の概要（令和5年3月）】

今回の改定では第3回改定に引き続き、整備区域や整備手法について市町村ごとに見直し、一部区域においては、集合処理から個別処理へと転換し、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の連携により生活排水対策のスピードアップを図り、污水处理の早期概成を目指しています。さらに、長期的な視点では、過年度より検討を行っている「広域化・共同化計画」を基に污水处理施設の統廃合等の既存ストックを有効活用した効率的な維持管理を推進するなど、持続可能な污水处理運営を行うための再構築を図ることとしています。

整備人口と普及率の年度別・事業種別目標

区 分		現況 (令和2年度)		中期計画 (令和14年度)		長期計画 (整備完了時)	
		整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)
集合処理	下水道	1,766,323	63.5	1,938,058	71.1	2,023,910	80.1
	農（漁）業集落排水施設	169,734	5.4	115,911	4.3	73,320	2.9
	コミュニティ・プラント	13,449	0.3	6,338	0.2	1,465	0.1
	集合処理 計	1,949,506	69.2	2,060,307	75.5	2,098,695	83.1
合併処理浄化槽		485,774	16.7	485,937	17.8	427,126	16.9
污水处理人口合計		2,493,234	86.0	2,546,244	93.4	2,525,821	100.0
全県人口		2,900,321	—	2,727,090	—	2,525,821	—

※四捨五入により、普及率の合計が合わないものがあります。

長期的な運営管理計画（広域化・共同化計画）

人口減少や施設の維持管理費の増大に対応し、県と市町村等が協働して持続可能な汚水処理事務運営を目指すため、「広域化・共同化計画」を策定し、事業の効率化を図ります。

計画では、広域的な連携メニューについて、短期・中期・長期の時間軸に区分し、各段階における具体的な取組内容をハードとソフトに分けて定めています。

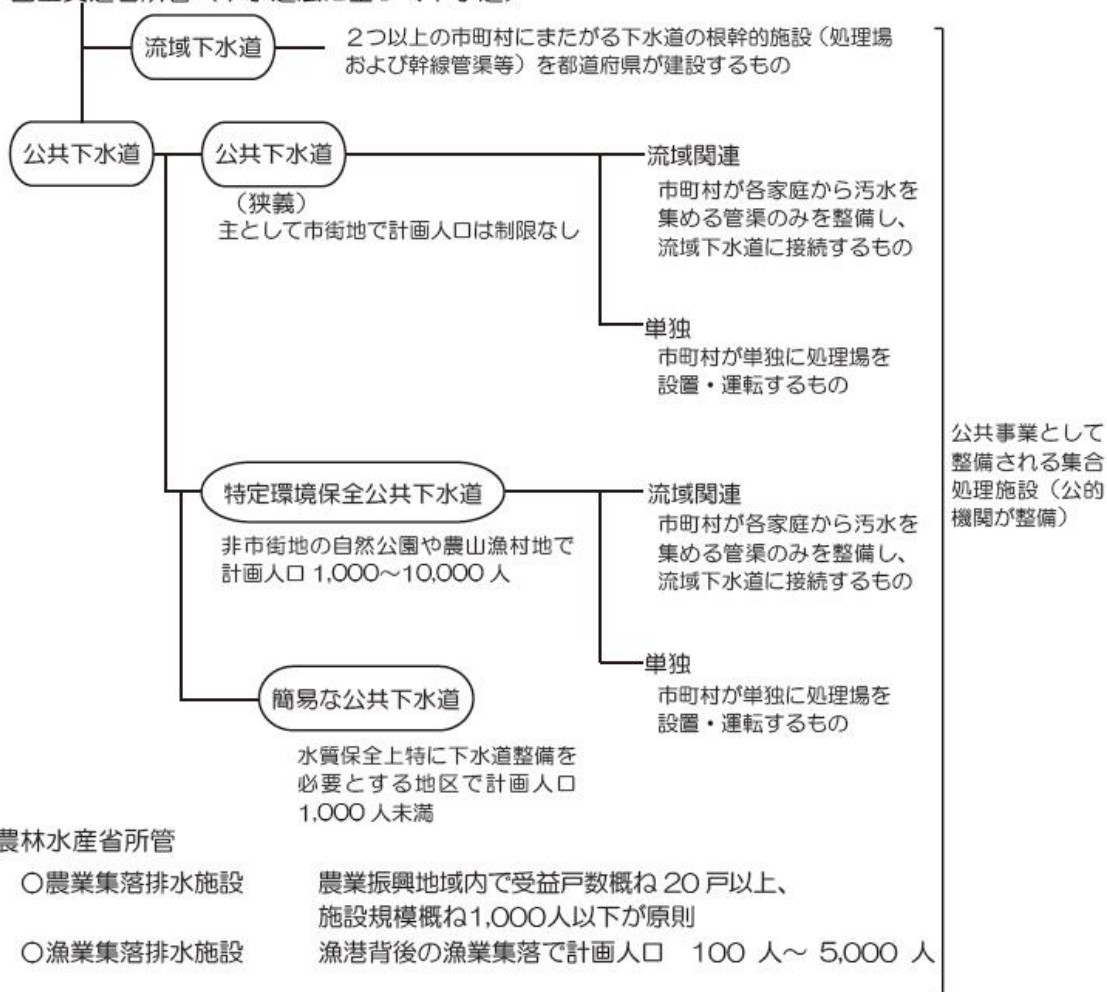
広域化・共同化計画（概要）

広域的な連携メニュー			取組時期		
			短期 （令和 5 ～ 9 年度）	中期 （令和 10 ～ 14 年度）	長期 （令和 15 ～ 34 年度）
ハードメニュー			・各施設の統廃合予定時期に合わせて各種検討や協議、工事等を実施		
	汚水処理施設の統廃合	下水道と下水道の統合	1（部分統合）	2	5
		農業集落排水施設の下水道への統合	9	16	45
		農業集落排水施設と農業集落排水施設の統合	—	7	6
		し尿処理施設等の下水道等への統合	3	3	5
	汚泥処理の共同化		—	1	1
ソフトメニュー	災害時対応の共同化	応急復旧資機材の相互融通等	・実施内容（役割分担、共同化の範囲の設定等）検討 ・協定締結 ・応急復旧資機材の相互融通実施 ・汚水等の相互受入実施		
	人材育成の共同化	勉強会・講習会の共同開催	・現在実施中の勉強会・講習会の内容検討（再構成） ・勉強会等の継続実施		
	計画策定の共同化	全体・事業計画等の共同発注	・参加団体の調整 ・共同発注の内容（仕様書、発注範囲の設定等）やスキームの検討	・合意形成 ・共同発注の実施	
	維持管理の共同化	水質検査や管渠の点検・調査等の共同発注	・参加団体の調整 ・共同発注の内容（仕様書、発注範囲の設定等）やスキームの検討	・合意形成 ・共同発注の実施	
		下水道台帳のデジタル化・共同化	・参加団体の調整 ・共通 PF（プラットフォーム）のメリットや費用等の検証 ・共通 PF への参加検討		
	事務の共同化	排水設備工事業者登録等の共同化	・参加団体の調整 ・共同化の内容（協定の内容、適用範囲の設定等）やスキームの検討	・合意形成 ・共同化の実施	

生活排水処理施設の種類

生活排水を処理する施設には様々な種類があり、国土交通省、農林水産省及び環境省の各所管により各種の事業が実施されています。

(1) 国土交通省所管（下水道法に基づく下水道）



(2) 農林水産省所管

- 農業集落排水施設 農業振興地域内で受益戸数概ね 20 戸以上、施設規模概ね 1,000 人以下が原則
- 漁業集落排水施設 漁港背後の漁業集落で計画人口 100 人～ 5,000 人

(3) 環境省所管

- コミュニティ・プラント 「一般廃棄物処理計画」に基づき、市町村が設置・維持管理するもの
- 合併処理浄化槽
 - 個人設置型……………個人が設置・維持管理をするもの
 - 公共浄化槽……………市町村が設置・維持管理をするもの（市町村設置型）

8 . 農 業 農 村 整 備 事 業 の 制 度 概 要

- (1) 農業農村整備事業の進め方
- (2) 自然環境の保全
- (3) 農業農村整備事業の制度概要
- (4) 農業基盤整備資金等
- (5) 農地中間管理事業
- (6) 農地売買等事業
- (参考) 補助率推移表

(1) 農業農村整備事業の進め方（特に、生産基盤の整備について）

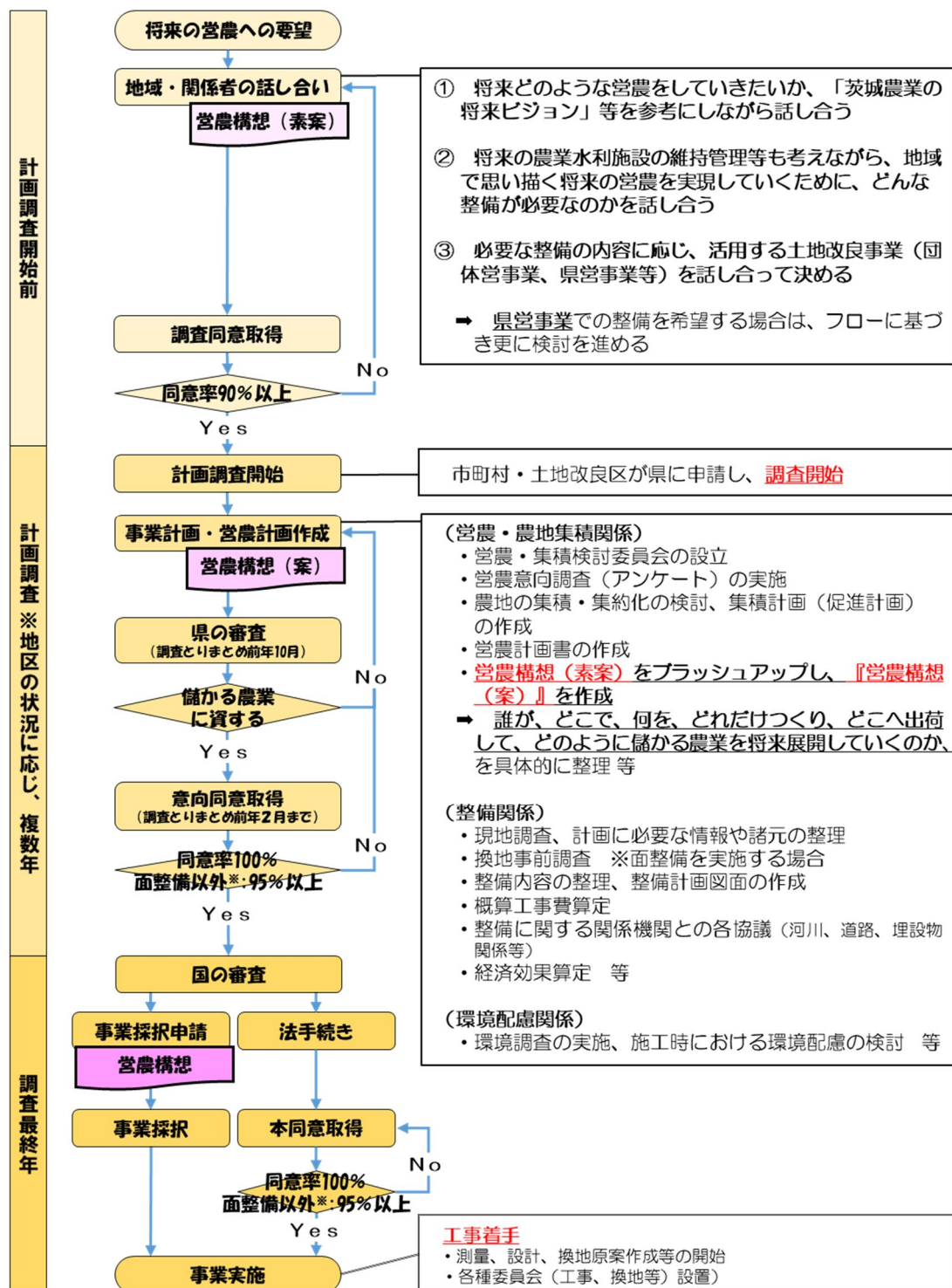
「もっと大規模に営農して儲けたいけど、田畑や道路が狭い農地は効率が悪く、作りづらい」

「米だけではなく色々な作物を作りたいけど、排水が悪く作れない」

農業農村整備事業は、農地等を所有・利用する皆様からの声によって、第一歩が始まります。このような話が地域で上がったときは、お住まいの市町村や土地改良区を通して県の農林事務所にご相談ください。

本県では「儲かる農業」の実現に向け、2023年5月に「茨城農業の将来ビジョン」を策定しました。県といたしましては、本ビジョンを踏まえ、地域・関係者の皆様と一体となって課題を解決しながら事業を進めていきます。

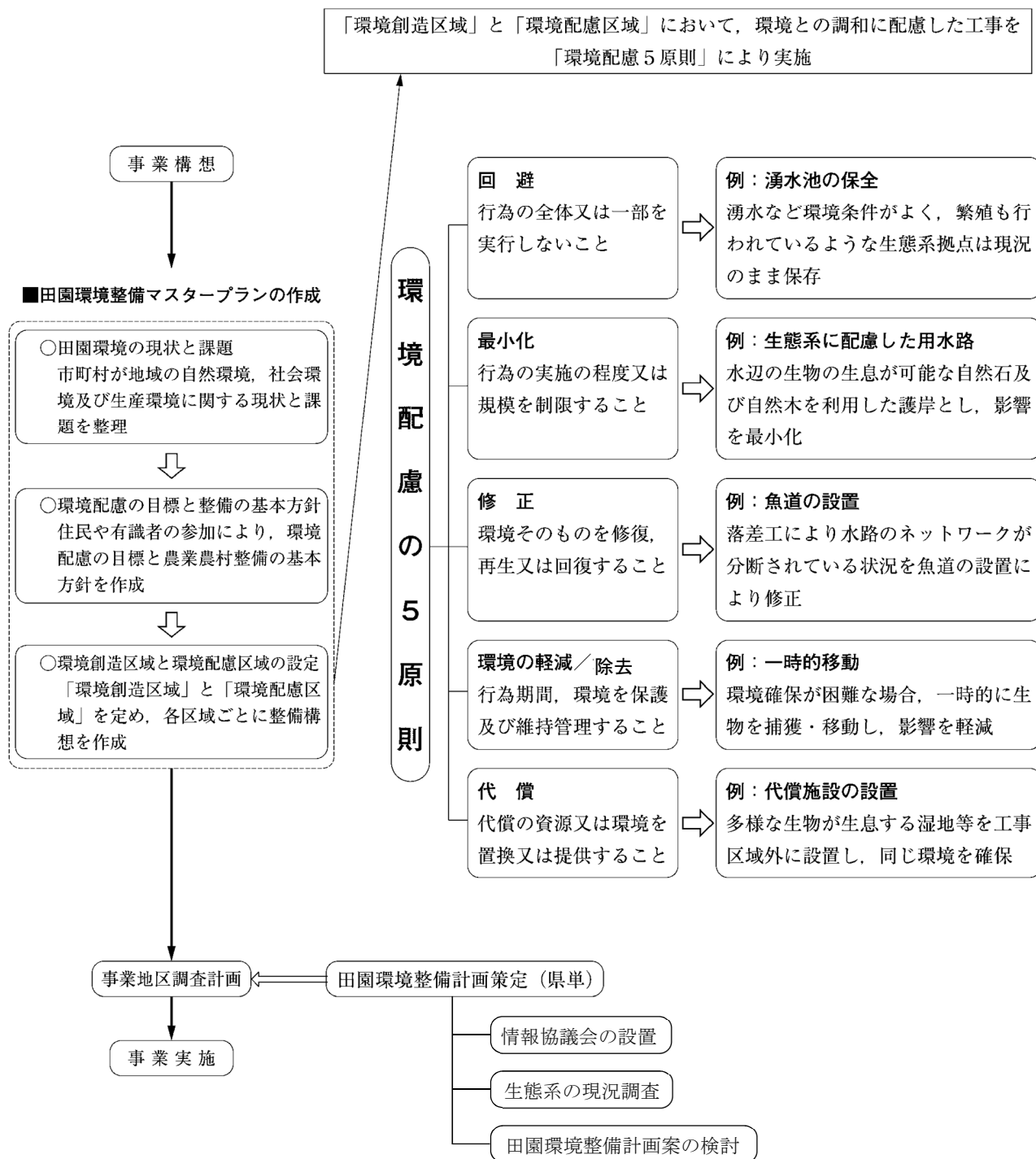
●県営土地改良事業の計画調査の進め方



(2) 自然環境の保全

◎ 田園環境整備計画の策定

平成 14 年度新規採択地区より全事業で実施



(3) 農業農村整備事業の制度概要

目 次

事業名	ページ
1 国営事業	65
2 農地中間管理機構関連農地整備事業	65
3 農業競争力強化農地整備事業	67
4 水利施設等保全高度化事業	70
5 中山間地域農業農村整備事業	77
6 農村地域防災減災事業	78
7 地方創生污水处理施設整備推進交付金	93
8 地方創生道整備推進交付金	93
9 施設管理事業等	93
10 災害・災害復旧関連事業	94
11 その他国補事業（農地耕作条件改善、長寿命化・防災減災等）	95
12 農山漁村地域整備交付金	100
13 農村整備事業	103
14 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）	105
15 県単土地改良事業	106
16 農地集積関連	108
17 地元負担金軽減	109
18 計画調査費関連	111

(使用上の注意)

本制度概要については、令和7年3月1日時点の内容となっております。この時点以降に行われる要綱等の改正について反映されていない場合がありますので、必ず最新の事業要綱等を確認するようお願いいたします。

1 国営事業			
国営かんがい排水事業（一般型）			
受益面積が3,000ha（畑に係るものは1,000ha）以上であり、かつ、末端支配面積が500ha（畑に係るものは100ha、畑地におけるファームボンド等は20ha）以上の農業用排水施設の整備			
かんがい排水事業	国 7/10 県 未定 地元 未定	5,000ha（畑に係るものは2,000ha）かつ有効貯水量7,000千m3（畑2,000千m3）以上のダム、5,000ha（畑に係るものは2,000ha）以上の頭首工、排水機場及び排水樋門	
	国 2/3 県 7/30 地元 3/30	上記以外のダム（H5.4.1より適用）	那珂川沿岸1期
	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	上記以外の施設（〃）	那珂川沿岸1期 那珂川沿岸2期
国営かんがい排水事業（特別型）			
受益面積が500ha（畑に係るものは100ha）以上の農業用排水施設の整備			
国営施設応急対策事業 【R3採択地区まで】	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	応急対策計画に基づいて行う応急対策、施設長寿命化計画に基づいて行う施設の機能の保全を目的とした整備 ・1箇所当たりの事業費が2,000万円以上	鬼怒川南部
国営緊急農地再編整備事業 【R3採択地区まで】	国 2/3 県 6/30 地元 4/30	・受益面積400ha以上（うち区画整理200ha以上） ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれがある農地を10%以上含むこと ・担い手への農地の利用集積が一定割合以上増加すること	茨城中部
2 農地中間管理機構関連農地整備事業			
※本事業において中山間地域等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。			
(1) 離島振興法：離島振興対策実施地域 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯 (3) 山村振興法：振興山村 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。） (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域 (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域			
1 農業生産基盤整備事業	3 営農環境整備事業	4 農業経営高度化支援事業	
① 農業用排水施設整備事業	① 農業集落道整備事業	① 指導事業	
② 農道整備事業	② 農業集落排水施設整備事業	② 調査・調整事業	
③ 区画整理事業	③ 農業集落防災安全施設整備事業	③ 耕地利用高度化推進事業	
④ 農用地造成	④ 農業集落環境管理施設整備事業	④ 水田貯留機能向上支援事業	
⑤ 暗渠排水事業	⑤ 用地整備事業	ア 指導事業	
⑥ 客土事業	⑥ 環境整備事業	イ 調査・調整事業	
⑦ 除礫	⑦ 生態系保全空間整備事業	⑤ 水田貯留機能向上推進事業	
2 農業生産基盤整備附帯事業	⑧ 営農用水施設	5 機構集積推進事業	
① 土壤改良事業	⑨ 農作業準備休憩施設		
② 高付加価値農業施設移転等事業	⑩ 地域資源利活用基盤		
③ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備			
④ 埋蔵文化財調査事業			
農地整備事業			
一般型	【事業内容】 担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関係のあるものを併せて一体的に実施する事業 (続く)		要領別紙 1

一般型	事業主体：県、市町村 （県営） 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合 （市町村営） 未定 ※推進費として事業費の12.5%（中山間の場合7.5%）を全額国費で交付	【計画の作成】「集積・集団化等促進基盤整備事業」の作成（県） 【実施要件】(1)農地中間管理権：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと ①農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地 ②農地中間管理機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地 ③農地中間管理機構が所有する農地 (2)受益面積： ①10ha以上（中山間地域等、事業主体が市町村の場合は5ha以上）算入範囲は大字単位が基本 ②事業施行地域内農用地を構成する団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）のまとまりを有する農用地） (3)農地中間管理権の設定期間：事業施行地域内農用地について、事業計画の公告があった日において機構の有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間又は当該公告があった日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年間以上あること (4)担い手への集団化等： ①全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること ②担い手の農地利用集積率・担い手の農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上すること（ただし、要件（下記「※(4)②要件」参照）を満たす場合は50%ポイント以上向上しない場合でも実施可能） (5)収益性の向上：（細部要件は「※(5)細部要件」参照） 事業施行地域内農用地の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上すること □担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上する場合 ※(5) 細部要件：目標年度において、次のいずれかを満たすこと ア) 販売額が20%以上向上することが見込まれること イ) 生産コストが20%以上削減され、かつ、コメの作付が行われる場合には、コメの生産コストが9,600円/kgを下回ることが見込まれること □担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ50%ポイント以上向上しない場合 ※(4)②要件：以下の(1)～(3)をすべて満たすこと (1)目標年度において、次のいずれかを満たすこと ア) 米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること イ) 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること (2)事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること (3)事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること 「(5)細部要件」：目標年度において、次のいずれかを満たすこと ア) 販売額が20%以上向上することが見込まれること イ) 生産コストが20%以上削減され、かつ、(4)②要件の(1)ア又はイのいずれかを満たすことが見込まれること	
省力化整備型	国 50(55) 県 未定 地元 未定	【事業内容】 ※一般型と同じ 【計画の作成】 ※一般型と同じ 【実施要件】 ※(1)農地中間管理権、(2)受益面積、(3)農地中間管理権の設定期間については、一般型と同じ (4)対象地域：次に掲げる要件を全て満たすこと ①「農林統計に用いる地域区分の制定について」における中間農業地域若しくは山間農業地域の基準に該当する地域又は中山間地域に該当する地域又は人口減少が著しく省力化整備を行う必要があると都道府県知事が認めた地域 ②過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること ③過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。 (5)担い手への集団化等：事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業施行地域内農用地で担い手に集団化されていない、又は、集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること (6)保全管理コストの低減：事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、事業の施行に係る農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の営農又は施設の維持管理に関するコストが20%以上削減されること。 ※その他詳細な要件は、要綱・要領を参照すること	

実施計画等策定事業			
実施計画策定事業	事業主体：県 国 62.5 県 未定 地元 未定	農地整備事業に係る地域において、事業に必要な諸条件の調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業 ・対象：農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区 ・策定期間：2年以内（中山間地域等、スマート農業導入推進計画を作成した地区は4年以内）	要領別紙 2
経営体育成促進換地等調整事業	事業主体：土地改良区、市町村、土地改良事業団体連合会 国 62.5 県 未定 地元 未定	農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する ・対象：農地整備が確実に行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認める地区	要領別紙 2
農村環境計画策定事業	事業主体：市町村、県 国 62.5 県 未定 地元 未定	農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査	要領別紙 3

3 農業競争力強化農地整備事業		
農地整備事業においては、次に掲げるいずれかの区分に応じた「農業競争力強化基盤整備計画」を策定していること (1) 国営事業関連区分 国営事業関連地区等と一体となつて行うもの (2) 農地集積促進区分 事業完了時において、「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるものであること (3) 高付加価値化等促進区分 高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創設するものであること		
※本事業において中山間地域等とは、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。 (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯 (3) 山村振興法：振興山村 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。） (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域 (9) (1) から(8)までに準じる地域であつて地方農政局長等が特に必要と認める地域		
1 農業生産基盤整備事業 ① 農業用排水施設整備事業 ② 農道整備事業 ③ 区画整理事業 ④ 農用地造成 ⑤ 暗渠排水事業 ⑥ 客土事業 ⑦ 除礫 2 農業生産基盤整備附帯事業 ① 土壌改良事業 ② 高付加価値農業施設移転等事業 ③ 交換分合 ④ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ③ 埋蔵文化財調査事業	3 営農環境整備事業 ① 農業集落道整備事業 ② 農業集落排水施設整備事業 ③ 農業集落防災安全施設整備事業 ④ 農業集落環境管理施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 環境整備事業 ⑦ 生態系保全空間整備事業 ⑧ 営農用水施設 ⑨ 農作業準備休憩施設 ⑩ 地域資源利活用基盤	4 農業経営高度化支援事業 ① 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ② 中心経営体農地集積促進事業 ③ 耕地利用高度化推進事業 ④ 水田貯留機能向上支援事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 ⑤ 水田貯留機能向上推進事業

※以下に記載のない事項については要綱・要領を参照

農地整備事業			
経営体育成型	事業主体：県 国 50 県 27.5(30) 地元 22.5(20) ()はH22年度新規採択地区まで	【事業の内容】 農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業 (1) 農業生産基盤整備事業の③又は⑤を実施するもの (2) 農業生産基盤整備事業の①～⑦のうち2以上を総合的に実施するもの (3) 上記(1)、(2)と密接な関連のある農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業等を併せて一体的に整備するもの。 【計画の作成】 ・「基盤整備関連経営体育成等促進計画」の作成（市町村） ・「農用地利用集積促進土地改良整備計画」の作成（県） 【採択要件】 (1) 受益面積：20ha以上 (2) 以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと ア 事業完了時に「担い手農地利用集積率」が以下のとおり増加すること (1) 40%未満 → 50%以上となること (2) 40%～50% → 10%以上増加すること (3) 50%～55% → 60%以上となること (4) 55%～90% → 5%以上増加すること (5) 90%～95% → 95%以上となること (6) 95%以上 → 担い手への農地利用集積が図られること イ 事業完了時に「担い手農地集約化面積」が以下のとおり増加すること (1) 23%未満 → 30%以上 (2) 23%～35% → 7%以上増加すること (3) 35%～38.5% → 42%以上 (4) 38.5%～63% → 3.5%以上増加すること (5) 63%～66.5% → 66.5%以上 (6) 66.5%以上 → 担い手への集約化が図られること ウ 事業完了時に農地所有適格法人等が育成されること	要領別紙 1 ※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、中心経営体農地集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。
中山間地域型	事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5	【事業の内容】 ※経営体育成型と同じ ※中山間地域において実施するもの 【計画の作成】 ※経営体育成型と同じ 【採択要件】 (1) 受益面積：10ha以上 ※その他詳細な要件は要綱・要領を参照のこと	要領別紙 1 ※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、中心経営体農地集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大7.5%の助成が受けられる。
実施計画等策定事業			
実施計画策定事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会等 〈県営〉 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域等の場合 〈団体営〉 未定	農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る地域において、当該事業に必要な諸条件についての調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する ・対象：農地整備事業等の実施が予定されている地区 ・策定期間：1年、2年ないし4年以内	要領別紙 2
経営体育成促進換地等調整事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会等 〈県営〉 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域等の場合 〈団体営〉 未定	農地整備事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する ・対象：農地整備が確実に行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認める地区	要領別紙 2

農村環境計画策定事業	事業主体：市町村、県 国 50 県 未定 地元 未定	農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査	要領別紙 4
農業基盤整備促進事業	事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構等 定率助成： 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) ※()は中山間地域等の場合 定額助成： 国 事業種類による	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな基盤整備を行う ・事業費：200 万円以上 ・受益面積：5 ha 以上 ・受益者数：2 者以上 ○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、調査・調整、指導 ○定額助成 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫 ※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成単価に加算有り	要領別紙 5 本事業を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業

4 水利施設等保全高度化事業			
次に掲げるいずれかの区分に応じ、「水利施設等保全高度化整備計画」を作成していること。 (1) 高付加価値化区分： 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの (2) 農地集積促進区分： 事業完了時において「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるもの (3) 水管理省力化区分： 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するもの (4) 洪水調節機能強化区分： 既存ダムの洪水調節可能容量の増大等、洪水調節機能の強化に資するもの ※各事業メニューの細部要件については、実施要領を参照すること。 ※畑地帯総合整備事業における中山間地域等は、以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。 (1) 離島振興法：離島振興対策実施地域 (2) 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯 (3) 山村振興法：振興山村 (4) 半島振興法：半島振興対策実施地域 (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域 (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域 (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。） (8) 棚田地域振興法：指定棚田地域 (9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域			
1 農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全 ⑨堆砂対策事業 ⑩緊急水管理システム整備事業 ⑪低炭素施設整備事業 2 農業生産基盤整備附帯事業 ①土壌改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合 ④耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ⑤埋蔵文化財調査事業 3 営農環境整備事業 ①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業 ⑪水管理施設整備事業 4 農業経営高度化支援事業 ①高度土地利用調整事業 ア指導事業 イ調査・調整事業 ②農業経営高度化促進事業 ア産地形成促進事業 イ産地形成支援事業 ウ中心経営体農地集積促進事業 ③耕地利用高度化推進事業 5 農業水利施設省エネルギー化支援事業 ①農業水利施設省エネルギー化支援事業			
水利施設整備事業			
基幹水利施設整備型	事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 地元 25(21) ※()は更新事業の場合	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く) 【採択要件】 ・(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと ・既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されていること。 (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ・受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上 (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更 ・受益面積100ha以上、かつ、末端支配面積20ha以上 (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ・末端支配面積100ha以上のものの受益面積の合計が200ha以上 (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更 ・末端支配面積20haのものの受益面積の合計が100ha以上 (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む）を伴う農業用排水施設の新設又は変更 ・受益面積100ha以上 (6) 河川に設置されている取水施設が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設 ・受益面積200ha以上、これに要する費用の額5千万円以上 ※ただし、取水施設の機能障害対策に係る事業費の受益者負担金は当該費用の15%以内とする	

農業用水再編対策型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの 【採択要件】 (1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積が5ha以上（ただし、管水路は、末端支配面積の制限はなし） (2) 実施地域内に100ha以上の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）が含まれること (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること ア 再編水量が0.5m³/s以上 イ 再編水量の比率が10%以上 (4) 農業用水再編対策協議会を設置（県知事）し、水利利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること	
地域用水機能増進型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいう。）を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの 【採択要件】 (1) 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積5ha以上 (2) 末端支配面積5ha以上の区域の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長割合が10%以上 (3) 地域用水機能指標の増進割合5%以上 (4) 地域用水対策協議会の設置、活動（土地改良区又は市町村）	
流域水質保全機能増進型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの 【採択要件】 (1) 受益面積200ha以上 (2) 対象施設の末端支配面積100ha以上（末端支配面積5ha以上の一体的に機能を発揮する施設を含む） (3) 広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるもの (4) 受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること (5) 環境基本法に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であり、法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること (6) 地域用水対策協議会の設置、活動（土地改良区又は市町村）	
排水対策特別型	事業主体：県 国 50(50) 県 25(29) 地元 25(21) ※()は更新事業の場合	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの (2) 上記(1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の③④⑤に掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの。 ア 排水施設と一体としての機能を有するもの イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めるもの ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの 【採択要件】 (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するもの、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上。 ア 降雨時において、排水施設の能力が十分にならないために湛水を来す水田 イ 常時地下水位が高い水田(※) ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田 (2) 受益面積20ha以上	※夏期（田面から50cm未満）、冬期（田面から70cm未満）

基幹水利施設保全型	事業主体：県 国 50 県 29 地元 21	【事業内容】 対象施設：国営造成施設及び県営造成施設 (1) 機能保全計画の策定(※) (機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む) (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 (現地仮復旧を含む) 【採択要件】 (1) 既存施設を有効活用するものであって、施設機能の向上を主な目的としないもの (2) 事業内容(1)の対象となる県営造成施設は、実施方針に位置づけられたもの (3) 事業内容(2)については、 ・機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること ・法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上であること (4) 事業内容(3)については、実施方針により県知事が選定した施設であること (5) 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること	※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
水利施設集約再編型	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 国営造成施設又は県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区 (3) 農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの 【採択要件】 (1) 受益面積100ha以上 (田以外の農用地を受益地とする場合は20ha以上) (2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの (3) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たり、次のいずれかに該当するもの。 ア 2以上の施設を対象、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの (施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む) イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの (4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。（総費用：事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等）	
低炭素農業水利システム構築型	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 ・農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るもの (1) 低炭素施設整備事業を実施するもの (2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、上記(1)の事業と一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積は、本事業による整備により、売電収入の維持管理費への充当や省エネによる維持管理費の節減の恩恵を受ける全ての施設の受益面積とする。 (売電収入や維持管理費の軽減により経常賦課金が減額される区域) (2) 省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素農業水利システム整備計画を策定すること	

洪水調節機能強化型	事業主体：県、市町村、土地改良区等 ※洪水対策型は、県、市町村、土地改良区等 ※流域治水推進型は、県のみ 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 洪水対策型 (1) 生産基盤整備事業の①⑨⑩に掲げる事業のうち1以上を実施するもの (2) 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの 流域治水推進型 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの 【採択要件】 洪水対策型 (1) 治水協定の締結が完了又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること (2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること (3) 生産基盤整備事業の⑩の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること (4) 法律補助の場合、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上であること 流域治水推進型 (1) 受益面積が200ha以上（田以外の農用地を受益地とする場合は100ha以上） (2) 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること (3) 以下のいずれかを満たす地域で実施すること ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの イ 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの ※R7より洪水対策型は廃止、流域治水推進型は流域治水対策型へと名称変更予定（詳細は実施要領等を確認のこと） 【流域治水対策型】 流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする。	
農地集積促進型	事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 地元 22.5 (17.5) ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 ・水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行うことにより、担い手への農地集積・集約を促進するもの (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑤並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上 (2) 事業完了時における担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ次のとおり増加 ・40%未満 → 50%以上 ・40%以上50%未満 → 10ポイント以上増加 ・50%以上55%未満 → 60%以上 ・55%以上90%未満 → 5ポイント以上増加 ・90%以上95%未満 → 95%以上 ・95%以上 → 担い手への利用集積が図られること (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上	

畑作等推進支援水利再編型	事業主体：県 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 ・営農の変化に応じた農業用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物等への作付転換を促進するもの (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑤並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上 ※受益面積に占める水田面積は50%以上 (2) 事業完了時における受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が5ha以上、かつ、20%以上増加すること	※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成(全額国費)が受けられる。 ※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。
簡易整備型	事業主体：市町村、土地改良区等 【市町村営】 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) 【土地改良区営】 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 (1) 用排水施設整備事業を実施するもの (2) 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備 【採択要件】 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上 (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上	※本事業型を活用する県事業： 〈県営〉 ・県営かんがい排水事業 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業 ・基盤整備促進事業
畑地帯総合整備事業			
畑地帯総合整備型(担い手育成対策)	事業主体：県 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5) ※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用	【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①②⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積20ha以上 ※中山間地域等にあつては、事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ha以上 ※樹園地にあつては、以下のすべての要件を満たす場合、0.5ha以上の団地の合計面積が5ha以上 ①産地構造改革計画の策定 ②事業完了時点で、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上 (2) 調査・調整事業を実施する場合にあつては、ア)又はイ)のいずれかの要件を満たすこと ア) (a)又は(b)のいずれかの要件を満たすこと (a) 事業完了時における担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ次のとおり増加 ・20%未満 → 30%以上 ・20%以上50%未満 → 10%ポイント以上増加 ・50%以上55%未満 → 60%以上 ・55%以上90%未満 → 5%ポイント以上増加 ・90%以上95%未満 → 95%以上 ・95%以上 → 担い手への集約化が図られること (b) 事業完了時に次のいずれかを満たすこと ・認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上 ・認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加 イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合、当該法人に係る農地集積率が30%以上 (3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、目標年度において中心経営体集積率が55%以上 (4) 県は、市町村から「農業農村活性化計画」の提出を受けた上で「畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画」を作成すること	

畑地帯総合整備型 (担い手支援対策)	事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 地元 22.5 (17.5) ※()は地区の一部に中山間地域等が含まれる場合、中山間地域等の面積にのみ適用	【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①②⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業③④⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの (3) 単独施設整備 畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業 (4) 単独土層改良 以下のア)又はイ)を行う事業 ア) 生産基盤整備事業③④⑥、農業生産基盤整備附帯事業①並びにこれを補完するための生産基盤整備事業⑧、農業生産基盤整備附帯事業③、営農環境整備事業④ イ) 生産基盤整備事業④のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の①に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 (5) 単独営農用水 営農用水施設整備事業のみを行う事業 (6) 単独水管理施設 水管理施設整備事業のみを行う事業 【採択要件】 (1) 受益面積30ha以上 ※樹園地の場合は、5ha以上の団地の合計面積が10ha以上 (2) 県は、市町村から「畑地帯営農促進基本計画」を受けた上で、「畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画」を作成すること	※以下の事業の採択要件については、詳細を省略しているので事業実施要領を参照のこと。 (3) 単独施設整備 (4) 単独土層改良 (5) 単独営農用水 (6) 単独水管理施設
畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策)	事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5	【事業内容】 ・畑地帯総合整備型(担い手育成対策)と同様であって、中山間地域等で実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積10ha以上であって、事業の申請時に担い手が1戸以上 ※その他の要件については、畑地帯総合整備型(担い手育成対策)に準ずる	
畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手支援対策)	事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5	【事業内容】 ・畑地帯総合整備型(担い手支援対策)と同様であって、中山間地域等で実施するもの 【採択要件】 ※要件については、畑地帯総合整備型(担い手支援対策)に準ずる	
高収益作物導入促進型	事業主体：県 国 50 (55) 県 27.5 (27.5) 地元 22.5 (17.5) ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①又は④を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②(農作業道の変更に限る。)③⑤⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの (3) 国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積20ha(中山間地域等にあつては10ha)以上 ※受益面積に占める水田面積は50%以上 (2) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ、次のとおり増加することが確実に見込まれること ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上増加 イ 高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域等は1ha)以上 ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加え、面積割合が10%以上 (3) 事業内容(3)の場合にあつては、事業内容(1)及び(2)の規定にかかわらず、高収益作物の作付面積が、国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)の開始時に比べ次のとおり増加することが確実に見込まれること。 ア 面積割合が5%ポイント以上増加 イ 面積割合が10%以上	※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成促進事業の活用が可能であり、事業費の最大12.5%の助成が受けられる。 ※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。

	高収益作物転換型	事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区等国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①③④⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積 水田5ha以上 ※水田の団地面積がそれぞれ1ha（中山間地域等にあつては0.5ha）以上 (2) 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること (3) 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること ア 受益作付面積割合が5割以上 イ 受益作付面積割合が10%ポイント以上増加 (4) 高収益作物は基幹作物として作付けすること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること	※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成（全額国費）が受けられる。 ※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。
	畑作物等転換型	事業主体：県、市町村、県土連、土地改良区等国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 (1) 生産基盤整備事業①③④⑤のうち1以上を実施するもの (2) 上記(1)の事業と生産基盤整備事業②⑥⑦⑧並びに農業生産基盤整備附帯事業①④並びに農業経営高度化支援事業のうち、上記(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの 【採択要件】 (1) 受益面積 水田5ha以上 ※水田の団地面積がそれぞれ1ha（中山間地域等にあつては0.5ha）以上 (2) 受益地内の全ての農地において、畑作物等が作付されること ※ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により畑作物等への転換を図る場合においては、畑作物等が営農体系の中心となっていることを確認すること	※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、産地形成支援事業の活用が可能であり、事業費のうち農家負担額相当分の助成（全額国費）が受けられる。 ※本事業の実施地区については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外となる。
実施計画策定事業				
	水利用調整事業 【令和7年度まで】	事業主体：県、市町村、土地改良区等国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合	【事業内容】 (1) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 ①水利使用の見直しに当たり、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に位置付けのある地区にあつては、導入する高収益作物、栽培の方法、農業水利施設の構造等を踏まえ、農業用水の確保と有効利用を図るもの【定額】 ②環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であつて、次に掲げるもの ア 用水の需要調査 イ 試験通水等による協議、操作管理等調整 (2) 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証 (3) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整 【採択要件】 ・事業内容(1)及び(2)について (1) ①農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念され、水利用調整事業計画に定められている地域 ②環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあつては、 ア 河川管理者や関係機関（都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等をいう。以下同じ。）により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープランの環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること ③消流雪用水を取得する場合にあつては、 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること (2) 治水協定の締結が完了している水系で実施するもの	

	施設計画策定事業 【令和7年度まで】	事業主体：県、市 町村、土地改良区 等 国 定額	【事業内容】 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 (1) 実施計画策定 (2) 水管理方法の技術的検討 (3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成 (4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査 (5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等 【採択要件】 (1) 当該事業費が200万円以上	
	機能保全計画策定事業 【令和7年度まで】	事業主体：県、市 町村、土地改良区 等 国 定額	【事業内容】 農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定 (1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定 (機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。) ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費） 【採択要件】 (1) 末端支配面積が10ha以上	

5 中山間地域農業農村総合整備事業				
中山間地域農業農村総合整備事業		事業主体：県、市 町村 国 55 県 未定 地元 未定	【事業内容】 - 中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保、耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、インバウンド需要の取り込み等の地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化の取組による新たな就業機会の創出などを図る 1 農業生産基盤整備 農業用排水路施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化、埋蔵文化財調査 2 農村振興環境整備 農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落防災安全施設整備、用地整備、生産・販売・交流・農泊等活性化施設整備、情報基盤施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、交換分合、農村資源活用推進施設整備 【採択要件】 (1) 受益面積：農業生産基盤整備 1 工種以上かつ全体で 2 工種以上 農業生産基盤整備の合計で10ha以上 (生産・販売施設等と一体で実施する場合は、農業生産基盤の受益面積5ha以上) (2) 対象地域：6法（過疎・山村振興・特定農山村等）指定地域 ※農業生産基盤整備を実施する地域にあっては林野率が50%以上であり、かつ、主傾斜が100分の1以上の農用地の面積が当該地域の実農用地の面積の50%以上を占める地域 ※事業実施区域が次に定める要件を満たす地域 - 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域 ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減 - 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で、以下のいずれかを満たす地域 ①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む ②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り込む (3) 中山間地域農業農村総合整備計画を策定していること	

6 農村地域防災減災事業			
※本事業において、「団体」とは、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう。 ※細分要件は、要領別紙を参照すること。 ※本事業において、中山間地域とは次に掲げる地域に該当する市町村をいう。 ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法：過疎地域 イ 山村振興法：振興山村 ウ 離島振興法：離島振興対策実施地域 エ 半島振興法：半島振興対策実施地域 オ 沖縄振興特別措置法：離島 カ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律：特定農山村地域 キ 豪雪地帯対策特別措置法：特別豪雪地帯 ク 棚田地域振興法：指定棚田地域 ※本事業において、「災害防除対策推進地域等」とは、以下のいずれかの要件を満たす地域をいう。 ア 大規模地震対策特別措置法：地震防災対策強化地域 イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：南海トラフ地震防災対策推進地域 ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 エ 首都直下地震対策特別措置法：首都直下地震緊急対策区域 オ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法：台風常襲地帯 カ 豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された地域 キ 中山間地域 ク 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域 ケ その他上記地域の指定要件と同等の地域であって、農村振興局長が必要と認める地域 ※本事業において、「二次災害が予想される地区」とは、豪雨、地震、社会的要因等により当該地区の農用地や農業用施設等が被害を受けた場合に、この被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地区をいう。 ※本事業にあつては、「農村地域防災減災総合計画」又は「農村地域防災減災推進計画」に位置付けられた事業であること。			
I 調査計画事業			
(1)調査計画事業	事業主体：県又は団体（事業内容１の（１）及び（５）の事業にあつては、県又は市町村） 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合	【事業内容】 1 農村地域防災減災総合計画等策定 (1) 農村地域防災減災総合計画策定 ・地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書」又は「農村地域防災減災推進計画書」を策定する (2) 安全度評価 ・農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成する (3) 防災情報管理システム整備計画策定 ・地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成する (4) 地域危機管理整備計画策定 ・危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成する (5) 地域排水機能強化計画策定 ・地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域排水機能強化計画」を策定する 2 ため池緊急防災対策情報整備 ・人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する 【実施要件】 (1) 事業内容１の(1)(2)は、事業内容１の(3)～(5)又は事業内容２若しくは実施要綱別表１の区分Ⅱ又はⅢの事業を行う見込みがあること (2) 事業内容１の(3)(4)は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること ア 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等 イ 同一市町村又は関連する流域の地域において、農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha（5ha）以上 ※災害防除対策推進地域等の場合 (3) 事業内容１の(5)は、次に掲げる要件に該当するもの ア 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること イ 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること	要領別紙1

Ⅱ 整備事業			
1 用排水施設等整備			
(1)防災ダム整備事業のうち、 防災ダム整備事業	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	【事業内容】洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備 【実施要件】 (1) 防災受益面積100ha以上（特例地域は、防災受益面積70ha以上） ※ 特例地域とは、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村であり、次に掲げる要件をすべて満たす地域 ア 当該事業の計画年度の前年度から過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域 イ 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること	要領別紙2
(1)防災ダム整備事業のうち、 実施計画策定等	事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合	【事業内容】 1 実施計画策定 - 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 - 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定 3 施設長寿命化計画策定 - 機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定	要領別紙2
(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）	事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 25 地元 20 (小規模) 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域の場合	【事業内容】耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 【実施要件】 (1) 大規模事業 - 防災重点農業用ため池、又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの - ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上 - イ 防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上、想定被害額（農外）3億円以上 (2) 小規模事業 - 防災重点農業用ため池、又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの - ア 防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4,000万円以上、かつ、受益面積2ha以上 - イ 総事業費800万円以上 (3) 農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 - 対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、次に掲げるもの - ア 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 - イ 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 - ウ 対象農地の関連整備 (4) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修 - 次のいずれかに該当するもの - ア 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であって、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）に定められ、又は定められる予定があるもの - イ 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、耐震化対策整備計画が策定されている事業であること ※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照	要領別紙3、 3-2

			【事業内容】 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事 【実施要件】 (1) 大規模事業 ① 県が行うもの（ため池の廃止に係るものを除く） ・受益面積100ha以上、かつ、総事業費8,000万円以上 ② ため池の水質浄化に係るもの ・農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上 ③ 中山間地域で県が行うもの（ため池の廃止に係るもの、ため池の水質浄化を除く） ・受益面積 70ha以上、かつ、総事業費3,000万円以上 (2) 小規模事業 ① ため池の廃止に係るものを除く ・受益面積 2 ha以上、かつ総事業費800万円以上 ② ため池の水質浄化に係るもの ・農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、かつ総事業費3,500万円以上 (3) ため池の廃止 ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するもの - ア 貯水量1,000立方m以上 - イ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること ※堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く - ウ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと - エ 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの (4) ため池のしゅんせつ ・ため池の安全性を損なわないもの ・次のいずれかの要件を満たすもの - ア 貯水量に対する堆砂率10%以上 - イ 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの - ウ 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、 (ア) 貯水量10万立方m以上30万立方メートル未満 (イ) 堤高10m以上 (ウ) 堆砂量 3 万立方m以上 - エ 池敷地内の土地造成に係るもの、当該土地が公共の用に供され、かつ、面積1,000平方m以上 ※地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めること (5) ため池の水質改善 ・以下の要件を満たすものとする - ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること - イ 農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること ・事業内容については次のとおりとする - ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更 - イ 水質浄化施設整備 (ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 (イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 ※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙3-2を参照	事業主体：県又は市町村（ため池の廃止に係るもの） 事業主体：県又は団体（ため池の廃止に係るものを除く） (2)ため池整備事業のうち、ため池総合整備工事（一般整備型） （大規模） 国 55 県 25 地元 20 （小規模） 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域の場合 要領別紙3、3-2
--	--	--	---	--

(2)ため池整備事業のうち、 ため池総合整備工事 (長寿命化型)	事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 25(22.5) 地元 25(22.5) ※()は中山間地域の場合	【事業内容】施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事 【実施要件】 (1) 施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積2ha以上	要領別紙3、 3-2
(2)ため池整備事業のうち、 ため池群整備工事	事業主体：県 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合 ※事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。	【事業内容】複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備 【実施要件】 (1) 大規模事業（※カ、キは該当しないため、省略） ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの （ア）ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの （イ）ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの （ウ）決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計80ha以上 エ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・ 防災受益面積の合計140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上 ク 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの (2) 小規模事業 ア 防災重点ため池を含むもの イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの （ア）ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの （イ）ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの （ウ）決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウ 受益面積の合計10ha以上 エ 防災受益面積の合計20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上 オ 特例地域の場合（エの規定にかかわらず） ・ 防災受益面積の合計14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上 カ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの	要領別紙3、 3-2
(2)ため池整備事業のうち、 実施計画策定等	事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助	【事業内容】 1 実施計画策定 ・ 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・ 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの 3 施設長寿命化計画策定 ・ 機能診断等の調査を行い、「施設長寿命化計画」を策定するもの 4 ため池群調査計画策定 ・ ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、「農用地災害防止ため池整備計画」を策定するもの	要領別紙3

(3)用排水施設等整備事業のうち、 湛水防除事業	事業主体：県又は団体（クリーク防災機能保全対策工事は県のみ） （大規模） 国 55 県 30 地元 15 （小規模） 国 50(50) 県 30(25) 地元 20(25) （中山間地域） 国 55(55) 県 27(22.5) 地元 18(22.5) ※()は基幹部以外の工事	【事業内容】 1 排水施設整備対策工事 (1) 排水施設整備工事 - 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修 (2) 排水管理施設整備工事 - 排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として、事業内容1の(1)によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修 (3) 湛水防除施設改修工事 - 事業内容1の(1)により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更 2 クリーク防災機能保全対策工事 - クリークの密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う以下の工事 ア 排水施設の新設、廃止又は改修 イ 農業用道路の改修 ウ 暗渠排水 エ 整地 【実施要件】 (1) 大規模事業 事業内容1について (1)の事業 受益面積400ha以上、かつ、総事業費5億円以上 (2)の事業 受益面積1,000ha以上 (3)の事業 受益面積400ha以上、かつ、総事業費5億円以上 事業内容2について - 受益面積100ha以上 (2) 小規模事業 事業内容1について (1)の事業 受益面積30ha以上、かつ、総事業費5千万円以上 (2)の事業 受益面積100ha以上 (3)の事業 受益面積30ha以上、かつ、総事業費5千万円以上 事業内容2について - 受益面積20ha以上 ※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙4-2を参照	要領別紙4、 4-2
(3)用排水施設等整備事業のうち、 地盤沈下対策事業	事業主体：県 （大規模） 国 55 県 39 地元 6 （小規模） 国 50 県 44 地元 6	【事業内容】地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備 【実施要件】 (1) 大規模事業 受益面積400ha以上 (2) 小規模事業 受益面積20ha以上 (3) 当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率が30%以上。 ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。 ア 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更 イ 本事業により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更	要領別紙4
(3)用排水施設等整備事業のうち、 用排水施設整備事業	事業主体：県又は団体 （大規模） 国 55 県 25 地元 20 （小規模） 国 50(55) 県 25(未定) 地元 25(未定) ※()は中山間地域の場合	【事業内容】 1 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 2 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 3-1 土砂崩壊防止工事 - 防止工事風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備及びこれに関連する整備 3-2 水抜工 - 水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及びこれに関連する整備 4 湖岸堤防工事 - 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等 （続く）	要領別紙4、 4-2

(3)用排水施設等整備事業のうち、用排水施設整備事業	事業主体：県又は団体 (大規模) 国 55 県 39 地元 6 (小規模) 国 50 県 44 地元 6	【実施要件】 (1) 大規模事業 事業内容 1 及び 2 ※()は中山間地域の場合 ア 県が行うもの ・受益面積400 (200) ha以上、かつ、総事業費8,000 (3,000) 万円以上 イ 団体が行うもの ・受益面積200 (100) ha以上、かつ、総事業費8,000 (3,000) 万円以上 (2) 小規模事業 事業内容 1 及び 2 ※()は中山間地域の場合 ・受益面積20 (10) ha以上、かつ、総事業費800万円以上 事業内容 3－2 ・受益面積10ha以上 (3) 事業内容 3、4 ①県が行うもの ア 湖岸堤防工事 防災受益面積20ha以上 イ 土砂崩壊防止工事 防災受益面積 5ha以上 ②団体が行うもの ア 大規模事業 ・防災受益面積200ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費8,000万円以上 イ 小規模事業 ・防災受益面積 20ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く) ・総事業費 800万円以上 (4) 要領別紙1の第2の1の(2)の調査(安全度評価)又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること ※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照	要領別紙4、4-2
(3)用排水施設等整備事業のうち、鉱毒対策事業	事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合	【事業内容】いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土 【実施要件】 (1) 小規模事業 受益面積20ha以上 ※各事業の取扱事項(細部要件)は、要領別紙4-2を参照	要領別紙4、4-2
(3)用排水施設等整備事業のうち、実施計画策定等	事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助	【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定するもの 3 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの	要領別紙4
(4)農地保全整備事業	事業主体：県又は団体 ※農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事は県のみ ※排除工事は団体のみ 【農地侵食防止工事】 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 1 本工事 ・急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。)若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。)における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備 2 関連工事 ・本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事 ア 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ 農道の新設又は改修 ウ 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 エ シラス地域等保全 ・対策工事本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修 オ 農村地域防災施設整備工事 ・農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修 (続く)	要領別紙5、5-2

(4) 農地保全整備事業	【農地侵食防止工事（排除工事を除く）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事】 国 45～50 県 未定 地元 未定 【農地機能保全対策工事】 国 50 県 未定 地元 未定 【特殊自然災害対策工事】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【実施計画策定】 事業主体：県又は団体 国 50 県 25 地元 25 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助	3 排除工事 ・特殊土壌又はさんご、石れき等の排除 4 特殊農地保全整備工事 ・本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発 5 農地機能保全対策工事 ・地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地 6 国土保全機能持続対策工事 ・耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの 7 特殊自然災害対策工事 ・特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備 8 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。 ※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙5-2を参照 【実施要件】 (1) 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事） ① 県営事業 ア 本工事 受益面積50ha（畑地等にあつては20ha）以上 イ 関連工事 受益面積 5ha以上 ② 団体営事業 ア 本工事及び排除工事 受益面積10ha以上 イ 関連工事 受益面積の制限は設けない (2) 特殊農地保全整備工事 ・受益面積40ha（20ha※）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く）と併せ行う場合に限る。 ① ほ場整備 受益面積30ha（20ha※）以上 ② 畑地かんがい 受益面積50ha（20ha※）以上 ③ 農地開発 造成農用地面積30ha（20ha※）以上 (3) 農地機能保全対策工事 ・受益面積20ha以上 (4) 特殊自然災害対策工事 ア 防災営農施設整備計画（活動火山対策特別措置法）に定められていること。 イ 土壌改良にあつては、アのほか、要領別紙5-2の第1の23の要件を満たしていること ウ 栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備の場合 ・総事業費800万円以上 ※農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの	要領別紙5、5-2
(5) 地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設豪雨対策事業	事業主体：県又は市町村 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合	【事業内容】土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修 【実施要件】 (1) 地域排水機能強化計画が策定されていること (2) 次のいずれかに該当するもの ア 総事業費 800万円以上 イ 防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 ・地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であつて、以下のいずれかに該当する施設 ア 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設 イ 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設 ウ 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設	要領別紙6

(5)地域防災機能増進事業のうち、土地改良施設耐震対策事業	事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合	【事業内容】土地改良施設の耐震改修 【実施要件】 (1) 耐震化対策整備計画が策定されていること (2) 次の要件に該当するもの ①大規模事業 ・防災受益面積400ha以上 ②小規模事業 ・総事業費800万円以上、又は防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 次のいずれかに該当するもの ・施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 ・地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ・地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 ・地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(※)に影響を与える施設 ※農地 5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む。 (4) 対象地域 ・実施要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域	要領別紙6
(5)地域防災機能増進事業のうち、農道防災対策工事	事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (小規模) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合	【事業内容】農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備 【実施要件】 (1) 防災対策の必要性が整理されていること (2) 次の要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する ①大規模事業 ・防災受益面積400ha以上 ②小規模事業 ・総事業費800万円以上、又は防災受益面積30ha以上 (3) 対象施設 ・土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。) ・次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、「土地改良施設耐震対策事業」の要件を準用する ア 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 イ 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 (4) 対象地域 ・耐震化対策を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域	要領別紙6
(5)地域防災機能増進事業のうち、実施計画策定等	事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和7年度までに採択する場合にあつては定額補助	【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定	要領別紙6

(6)農業用河川工作物等応急対策事業のうち、農業用河川工作物応急対策事業	事業主体：県又は団体 (大規模：1億円以上、県営のみ、1の事業に限る) 国 55 県 37 地元 8 (小規模：5千万円以上1億円未満) 国 50(55) 県 42(42) 地元 8(3) (小規模：8百万円以上5千万円未満) 国 50(55) 県 32(32) 地元 18(13) ※()は中山間地域の場合	【事業内容】農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備 【実施要件】 (1) 大規模事業 ・総事業費1億円以上 (2) 小規模事業 ・総事業費800万円以上 (3) 対象施設 ・工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準*により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの ※対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和52年7月19日付け52構改D第516号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。 ・工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの	要領別紙7
(6)農業用河川工作物等応急対策事業のうち、農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業	事業主体：県又は団体 (5千万円以上) 国 50(55) 県 42(42) 地元 8(3) (8百万円以上5千万円未満) 国 50(55) 県 32(32) 地元 18(13) ※()は中山間地域の場合	【事業内容】農業用道路横断工作物の耐震補強整備 【実施要件】 (1) 総事業費800万円以上 (2) 対象施設 ・地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの ※高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。	要領別紙7
(6)農業用河川工作物等応急対策事業のうち、実施計画策定等	事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助	【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ・大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて「耐震化対策整備計画」を策定	要領別紙7
(7)特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合 事業主体：県又は団体 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体の場合	【事業内容】 1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 2 農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 【実施要件】 (1) 県営事業の場合 ・受益面積20ha以上、かつ、事業内容1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上 (2) 団体営事業の場合 ・受益面積10ha以上、かつ、事業内容1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上 【事業内容】 1 実施計画策定 ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定	要領別紙8

	(8)水質保全対策事業	【事業内容 1、5、6】 事業主体：県又は団体 【事業内容 2、3】 事業主体：県又は市町村 (大規模) 国 55 県 未定 地元 未定 (大規模以外) 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合 【事業内容 6】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定]] ※[]は団体の場合 ※二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助	【事業内容】(4 耕土流出防止施設整備は対象外のため省略) 1 農業用排水施設整備 (1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土 (2) 水質浄化施設整備 (3) 処理施設整備 (4) 併せ行う施設整備 2 水質保全施設整備 (1) 水質浄化施設整備 (2) 処理施設整備 (3) 環境保全施設整備 (4) 面源負荷抑制施設整備 (5) 併せ行う施設整備 3 支援事業 5 水質保全施設改修工事 6 実施計画策定 【実施要件】 (1) 1～3の事業：次の1又は2のいずれかを満たすこと (2) 5の事業：次の4を満たすこと 1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。 ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県農業用水基準について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする (1) 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・次のいずれかに該当するもの ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの ウ 地盤の沈下等に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの (2) 小規模事業 ・受益面積10ha以上 2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計20ha以上 3 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること (1) 実施要件1の地域で整備した施設 ア 大規模事業 ・受益面積400ha以上 ・実施要件1の(1)のアからウまでのいずれかに該当するもの イ 小規模事業 受益面積10ha以上 (2) 実施要件2の地域で整備した施設 受益面積20ha以上	要領別紙9
--	-------------	---	--	-------

(9) 公害防除特別土地改良事業	事業主体：県又は市町村 国 40～55 県 未定 地元 未定 ※事業区分に応じて負担割合が異なる。	【事業区分】事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図る 1 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域において実施される同法第5条第2項第2号に掲げる事業 2 水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において、汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業 3 1及び2に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域、公害健康被害の補償等に関する法律施行令別表第2第2号に掲げる地域又は別に定める地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、1又は2に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業 4 1から3までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当なかんがい用排水、農道整備、ほ場整備（区画整理及び又は客土等の事業 【事業内容】 1 水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修 2 かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修 3 沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業 4 沈殿池、防じん施設、中和施設又は污水处理施設等の新設又は改修 5 かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修 6 区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業 7 代替農用地の造成又は地目変換の事業 8 農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業 9 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの 【実施要件】 (1) 県営事業の場合 ・事業区分の1から3までに掲げる事業は受益面積20ha以上 (2) 市町村営事業 ・事業区分の1から3までに掲げる事業は受益面積10ha以上	要領別紙10、10-2
(10) 地すべり対策事業	【事業内容1、2、4、5】 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定 【事業内容3】 事業主体：団体 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 1 地すべり防止工事 ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事 2 ぼた山崩壊防止工事 ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事 3 関連事業 (1) 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの (2) ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの (3) 農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 ・地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事 5 施設長寿命化計画策定 ・機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定 【実施要件】 (1) 地すべり防止工事 ・総事業費7,000万円以上 (2) ぼた山崩壊防止工事 ・総事業費7,000万円以上 (3) 関連事業 ・地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの (4) 地すべり防止施設長寿命化対策工事 ・施設長寿命化計画の策定されており、かつ、総事業費800万円以上	要領別紙11

	(11) 防災重点農業 用ため池緊急整備事 業	事業主体：県 国 50(55) 県 34(34) 地元 16(11) ※()は大規模なも の、中山間地域に存 在するもの、緊急性 が高いもの	【事業内容】 防災重点農業用ため池を対象とする 1 ため池総合整備工事 (1) 地震・豪雨対策型 ・耐震性の向上のための改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 (2) 一般整備型 ・築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止等に必要工事 2 ため池群整備工事 ・複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水 調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の 整備、周辺水路の整備その他目的を達成するために必要な施設の整備 3 実施計画策定等 (1) 劣化状況評価 (2) 豪雨耐性評価 (3) 地震耐性評価 (4) ため池緊急防災対策情報整備 (5) 実施計画策定 (6) ため池群調査計画策定 (7) ハード整備の着手促進 (8) 農業水利施設安全対策推進計画の策定 4 監視・管理体制の強化 5 緊急的な防災対策 6 安全施設の整備 【実施要件】 1 大規模事業 ①事業内容 1 の (1) は、次のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上 イ 防災受益面積 7 ha以上、かつ、受益面積 2 ha以上、 想定被害額（農外） 3 億円以上 ②事業内容 1 の (2) 一般地域 受益面積100ha以上、かつ、総事業費 8 千万円以上 中山間地域 受益面積70ha以上、かつ、総事業費 4 千万円以上 ③事業内容 2 は、次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池を含む 2 か所以上のため池 イ 受益面積の合計80ha以上、 ウ 防災受益面積の合計200ha以上又は想定被害額（農外）の合計 が10億円以上 エ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの 2 小規模事業 ①事業内容 1 の (1) は、次のいずれかに該当するもの ア 防災受益面積 7 ha以上又は想定被害額（農外）が4千万円以上、 かつ、受益面積 2 ha以上 イ 総事業費が4千万円以上 ②事業内容 1 の (2) は、次に該当するもの ア 受益面積 2 ha以上 イ 総事業費の合計が 4 千万円以上 ③事業内容 2 は、次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池を含む 2 か所以上のため池 イ 受益面積の合計が10ha以上 ウ 防災受益面積の合計が20ha以上又は想定被害額（農外）の合計 1 億円以上 エ 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの ※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙17、17-2を参照	要領別紙17、 17-2
--	--	--	--	-------------------------

2 災害管理施設等整備			
(1)農業用施設等災害 管理対策事業		【事業内容】 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備 (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備 (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動 3 農地の防災機能増進工事 - 農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事 4 簡易な施設整備 - 暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備 (1) 親水・景観保護のための施設 (2) 生態系保全のための施設 (3) 適切な利用と保全を図るための施設 (4) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備 (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備 (6) (4) 又は (5) と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備 (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備 6 特認事業	要領別紙12
	事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域	【実施要件】 (1) 事業内容1から4までの事業 - 防災受益面積10ha（5ha※）以上 ※要領第2の2又は要領別紙3別表第1に掲げる地域で実施する場合 (2) 事業内容4の事業 - 次に掲げるすべての事項を満たすもの ア 暫定的な整備の合理性 施設の構造、立地条件、人的・物的被害の規模、地元負担及び都道府県の有する整備水準等を総合的に勘案して、国が定める設計指針等によらない方法により、暫定整備の整備水準を設定することが合理的である事由が明確なこと イ 関係者への説明責任・同意 暫定整備の整備水準に関して、受益農家のみならず、ため池決壊等による被害が想定される区域の関係者・団体等に説明するとともに、関係者等の合意形成が図られていること ウ 暫定整備の整備水準の明示 暫定整備の整備水準に関して、標識等でその旨を明示すること エ 減災活動・体制の整備の実効性 被害想定区域における避難活動、水位低下活動、警戒体制の整備又は水位観測計器等の設置等、減災活動・体制の整備が確実に実行されていること オ 整備計画の明示 今後、国が定める設計指針等による方法により行う整備の実施計画を明示すること（国又は都道府県の河川担当部局と協議を要するものは、暫定整備の対象外） (3) 事業内容5の事業 - 次のいずれかに該当するもの ア 要領別表1の1の事業の(1)から(3)までと併せ行うもの又は過去に実施したもの イ 関連する土地改良施設の受益面積20ha（2ha※）以上 ※関連する土地改良施設がため池の場合	

(2)農村防災施設整備事業	事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域	【事業内容】 1 農村防災施設整備 (1) 緊急避難路整備 【※】 (2) 緊急避難施設整備 (3) 防火水槽整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (5) 情報基盤施設整備 【※】 (6) 雪崩防止施設整備 (7) 防護柵等安全設備 (8) 災害防除林 【※】 2 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 区画整理 (3) 農用地造成 (4) 農道整備 (5) 農用地の改良又は保全 3 農村生活維持施設整備 (1) 農業集落道路整備 【※】 (2) 営農飲雑用水施設整備 【※】 (3) 農業集落排水施設整備 【※】 (4) 農業施設等用地整備 【※】 4 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 ※各事業の取扱事項（細部要件）は、要領別紙13-2を参照 【実施要件】 (1) 農村防災施設整備においては、次のア、イのいずれかの区域であり、かつウを満たすこと - ア 要領第2の2に定める災害防除対策推進地域等であるもの - イ 要領別表1の事業区分1の事業の受益地内もしくは要領別表1の事業区分1の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの - ウ 要領別紙1の第2の1の(2)の調査において必要と認められたものであるもの (2) 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと - ア 要領別紙13別表1の2の(1)の事業60ha以上 - イ 要領別紙13別表1の2の(2)の事業60ha以上 - ウ 要領別紙13別表1の2の(3)の事業40ha以上 - エ 要領別紙13別表1の2の(4)の事業50ha以上 - オ 要領別紙13別表1の2の(5)の事業20ha以上 (3) 農村生活維持施設整備 ・ 甚大な災害発生地域 ・ 要領別表1の事業区分1の(2)から(4)又は要領別紙13別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること	要領別紙13、13-2
(3)農業水利施設危機管理対策事業	【事業内容1～2】 事業主体：県 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【事業内容2】 事業主体：団体 国 50(55) 県 14 地元 36(31) ※()は中山間地域の場合	【事業内容】 1 農業水利施設安全対策推進計画の策定 2 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備 【実施要件】 (1) 事業内容1 ・ 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であること (2) 事業内容2 ・ 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること ・ 1地区当たりの事業費200万円以上	要領別紙16 本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・ 耕作条件改善事業

Ⅲ 体制整備事業			
(1)ため池緊急防災環境整備事業	【事業内容 1、2、4（ため池の統廃合を除く）、5】 事業主体：県又は団体 【事業内容 3、4（ため池の統廃合）】 事業主体：県又は市町村 【事業内容 1～3】 国 定額 【事業内容 4】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合 【事業内容 5※】 国 50[50] 県 25[未定] 地元 25[未定] ※[]は団体営事業の場合	【事業内容】 1 監視・管理体制の強化【令和12年度まで】 ・災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施 2 緊急的な防災対策【令和12年度まで】 ・ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施 3 地域防災上のリスク除去 ・ため池の統廃合及び代替水源の確保 4 ハード整備の着手促進【令和12年度まで】 ・ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施 5 実施計画策定 ・事業の実施に必要な、施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定 【実施要件】 (1) 事業内容1及び2の事業 ・防災重点農業用ため池（受益面積2ha以上） (2) 事業内容3の事業 ・次に該当するもの ア 防災重点農業用ため池（想定被害額（農外）が500万円以上） イ 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの ・農業者等が管理するもの ・災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る ・機能を統廃合する上で必要最低限の整備 ・次の要件の全てに該当するもの ア 埋立てによる土地造成を行わないもの。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く イ 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対応方法について、明らかにしていること (3) 事業内容4の事業（次のいずれかに該当するもの） ・事業内容3を実施するために行うものにあつては、(2)の要件 ・それ以外の場合には (1)の要件	要領別紙14、14-2
(2)ため池群管理体制整備事業	事業主体：県又は団体 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域の場合	【事業内容】 1 要領別紙3の第2の2の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施 【実施要件】 (1) 要領別紙3の第2の2の事業と併せ行うもの	要領別紙15

7 地方創生汚水処理施設整備推進交付金			
農業集落排水事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、農協等 国 50 (50) 県 10 (13.5) 地元 40 (36.5) ※ () は霞ヶ浦流域	・地域再生計画の策定 ・農業振興地域であって、受益戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下の集落、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。 ・公共下水道、集落排水施設、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備 ※団体営事業の県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する。	

8 地方創生道整備推進交付金（旧道整備交付金）			
広域営農団地農道整備事業	事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 ・都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良 ・市町村道、広域農道、林道の一体的な整備であり、2以上の整備が地域再生計画に位置づけられていること 【採択基準】 ①農道整備事業実施要綱の採択基準を満たすもの ・受益面積1,000ha（300ha※1）以上 ・総事業費20億円以上 ・延長10km以上、車道幅員5m（4m※1）以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの ②農山漁村地域整備交付金実施要領の採択基準を満たすもの ・流通・通作条件整備計画を策定していること ・受益面積50ha（30ha※2）以上 ・総事業費1億円以上 ・車道幅員4m（3m※3）以上 ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの	※1 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の場合 ※2 振興山村、過疎地域の場合 ※3 振興山村の場合

9 施設管理事業等			
土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体：土地改良区等 国 30 (50) 県 30 (30) 地元 40 (20) ※ () は防災減災機能等強化事業の場合	【事業内容】 1 整備補修事業 ・施設の機能保持、耐用年数の確保のために必要な修繕・補修（機械・電気設備の分解組立、塗装等） 2 防災減災機能等強化事業 ・防災、減災（ため池、排水施設等の整備） ・省エネ化（用排水機等の整備） ・省力化（遠隔監視、制御機器等の整備） 【実施要件】 1 整備補修事業 ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた整備補修 ・団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設 ・1地区当たりの事業費が200万円以上 2 防災減災機能等強化事業 ・土地改良区体制強化事業実施要綱で定める管理指導事業（施設診断）の結果又は機能保全計画等において必要と認められた施設整備 ・農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備 ・1地区当たりの事業費が100万円以上 【資金造成】 ・土地改良区等は、地元負担分を5年間で県土連を通して全土連に拠出 ・全土連は、国と県の補助金と併せて資金を造成し、施工年度に土地改良区等に交付（整備時補修事業の場合、施工年度に10%を負担） ・土地改良区等は、任意の時期に事業を実施（防災減災機能等強化事業の場合、原則として加入1年目に実施）	
基幹水利施設管理事業	事業主体：県、市町村 国 30 県 30 地元 40	大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保する 【採択基準】 ・国により県又は市町村へ管理委託された一定規模の施設（ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線水路） ・1施設あたりの受益面積が1,000ha（地盤沈下地帯にあっては500ha）以上、畑を受益とする場合は300ha（地盤沈下地帯にあっては100ha）以上 ・非農地率がおおむね10%以上	

水利施設管理強化事業	1 事業主体：県、市町村 国 50 県 20 地元 30 2、3 事業主体：県、市町村 国 未定 県 未定 地元 未定	国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適切な発揮を図る 【事業内容】 1 一般型 国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区（連合）に対し、多面的機能発揮に対応した費用及び施設の整備補修に要する費用を支援する 2 連携保全型 水土里ビジョンに位置づける国営・水資源機構造成施設、附帯県営造成施設等に対し、施設の維持管理費及び整備補修に要する費用を支援する 3 特別型 ①流域治水対策 洪水調整機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設を対象に、事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用を支援する ②渇水・高温対策 渇水・高温対策に取り組む農業水利施設を対象に、渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用を支援する ③特定外来生物対策 1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設を対象に、施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用を支援する ※R7より事業制度が拡充及び再編されるため、詳細は実施要領等を確認のこと	
------------	---	---	--

10 災害・災害復旧関連事業			
農地災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 25 (0) 地元 25 (50)	豪雨、洪水等により被害を受けた農地の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の（）は団体の場合
農業用施設災害	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 65 県 25 (0) 地元 10 (35)	豪雨、洪水等により被害を受けた農業用施設の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの	※負担割合欄の（）は団体の場合
農業用施設災害関連事業	事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 県 0 地元 50	災害復旧事業だけでは将来復旧施設が再度災害を被むるおそれがある場合に、再度災害を防止するため被災施設及び関連するぜい弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業に併せて行う事業等	
土地改良施設突発事故復旧・防止事業			
土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	事業主体：県 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 事業主体：市町村、土地改良区等 国 50 (55) 県 21 (21) 地元 29 (24)	法第2条第2項に規定する土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う（ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧は対象外） (1)末端支配面積：20ha（中山間地域は10ha）以上 (2)事業費：1箇所当たり200万円以上 (3)適切に保全管理されている土地改良施設として、以下の要件を全て満たすこと（ただし、竣工後10年を経過しない施設等は除く） ア 維持管理事業計画等に基づいた管理 イ 機能保全計画等を定め、計画に基づいた対策や施設監視 1 現地仮復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事 ※R7より事故防止事業が創設（詳細は実施要領等を確認のこと） 【事故防止事業】 土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施する。	※負担割合欄の（）は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合

1 1 その他国補事業											
農地耕作条件改善事業											
農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援する。 ■事業主体：県、市町村、土地改良区、中間管理機構、農業法人等 ■実施要件：事業費200万円以上、受益者2 者以上、使用する型の目標に沿った計画策定などが必要 ■工事期間：ハード3 年（ソフト込み5 年） ■支援メニュー 《全型共通》 ○定額助成（ハード）・区画拡大 ・暗渠排水 ・湧水処理 ・末端畑地かんがい施設 ・土層改良（客土・除礫） 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等） 等 （ソフト）・条件改善推進費 ○定率助成（ハード）・区画整理 ・暗渠排水 ・土層改良 ・農業用排水施設 ・農作業道等 ・農地造成 農用地の保全 ・営農環境整備支援 ・管理省力化支援 等 （ソフト）・品質向上支援 ・条件改善促進支援 ・指導 《（2）高収益作物転換型のみ》 ○定額助成（ハード）・畑作転換工 ・農地の緩傾斜化 （ソフト）・高収益作物転換推進費 ○定率助成（ハード）・農地の緩傾斜化 （ソフト）・高収益作物導入支援 ・高付加価値農業施設の設置 《（3）スマート農業導入推進型のみ》 ○定率助成（ハード）・スマート農業導入支援（①GNSS基地局整備） （ソフト）・スマート農業導入支援（②先進的省力化技術導入支援、③調査・調整、実施計画策定支援） 《（4）病害虫対策型のみ》 ○定額助成（ハード）・土層改良（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水） ■推進費・促進費 《（1）地域内農地集積型及び（2）高収益作物転換型のみ》 ○定率助成（ソフト）・農地集積・集約化推進費 【事業内容】定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%を交付 【負担割合】国100% 【実施要件】 - 過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下 - 以下の①及び②の期間の合計が15年以上の農地 ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間 ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間 - 事業完了後3 年以内に担い手への集積率を100%とすること - 推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと 《（2）高収益作物転換型のみ》 ○定率助成（ソフト）・高収益作物転換促進費 【事業内容】高収益作物転換型でハードとソフトによる支援を行った地区において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付 <table><tr><th>高収益作物転換率</th><th>助成割合</th></tr><tr><td>50%以上</td><td>12.5%</td></tr><tr><td>40%以上50%未満</td><td>10.0%</td></tr><tr><td>30%以上40%以下</td><td>7.5%</td></tr></table> 【負担割合】未定※ ※事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、「高収益作物導入推進費」として、全額国費で支援可能				高収益作物転換率	助成割合	50%以上	12.5%	40%以上50%未満	10.0%	30%以上40%以下	7.5%
高収益作物転換率	助成割合										
50%以上	12.5%										
40%以上50%未満	10.0%										
30%以上40%以下	7.5%										
(1) 地域内 農地集積型	〈団体営〉 定額助成 国定額 定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※() は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	農地中間管理事業の重点実施区域等の農地を対象に、区画拡大や暗渠排水、農業用排水路、農作業道の更新等の基盤整備を、面積要件無くきめ細かに支援する。 また、基盤整備と一体的に、作物の品質向上や維持管理の省力化等のための支援も行う。 【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） 【要作成計画】地域内農地集積促進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈県営〉 ・経営体育成基盤整備事業（切り出し） ・高収益畑作モデル基盤整備事業 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業 ・基盤整備促進事業 ※1：水田水管理低コスト化事業								
	定率助成 国 50 県 50 事業主体： 土地改良区等	※1：県事業：水田水管理低コスト化事業 【実施区域】県独自設定 事業を契機に、用水ポンプの電力量を2 割程度削減、または新たな作付・規模拡大に取り組む地区 【事業内容】 水位・水温センサー、自動給水栓を水田へ導入し、スマートフォン等から遠隔監視を行うことで、水管理労力の削減や、用水ポンプの運転時間の見直しを行う。									

(2) 高収益作物転換型	〈団体営〉 定額助成 国定額 定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	基盤整備と合わせて高収益作物の導入にチャレンジする地区を対象に、導入に向けた技術研修や、1年目の種子代・肥料代など、高収益作物導入に必要な経費を支援する。 【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） 【実施要件】受益農地の1/4以上を、新たに高収益作物に転換すること 【要作成計画】高収益作物転換促進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(3) スマート農業導入推進型	〈団体営〉 定額助成 国定額 定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	スマート農業に適した基盤整備が行われた農地を対象に、スマート農業の導入に向けたG N S S基地局の設置と、これに併せて農業用トラクタへの自動操舵システム等の導入を支援する。 【実施区域】以下の①及び②を満たす地域 ①農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） ②別の国費が投入された基盤整備又は本事業のハード事業メニューにより、スマート農業に適した基盤が整備された又はされる予定の農地 【要作成計画】スマート農業導入推進計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(4) 病虫害対策型	〈団体営〉 定額助成 国定額 定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	病虫害発生予察情報にて警報、注意報、特殊報が発表された地域を対象に、病虫害の発生予防・まん延防止を図るための土層改良、排水対策等を支援する。 【実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地 【要作成計画】病虫害対策計画、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(5) 水田貯留機能向上型	〈団体営〉 定額助成 国定額 定率助成 国 50(55) 県 21 地元29(24) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	「田んぼダム」の実施に向けた調査・調整経費や実施するために必要な畦畔の更新、排水口の整備等を支援する 【実施区域】以下の①及び②を満たす地域 ①農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可） ②流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系、地方公共団体が策定もしくは締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられる地域のいずれかに指定もしくは指定される見込みの地域 【要作成計画】水田貯留機能向上計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
(6) 土地利用調整型	〈団体営〉 定額助成 国定額 定率助成 国 50(55) 県 14 地元36(31) ※()は、 過疎地域、 山村振興、 特定農山村 地域の場合	多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援する 【実施区域】農業振興地域内農用地区域のうち、地域計画を策定した区域（R6は、協議の場で協議を実施した区域も可）及び、当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域 【要作成計画】土地利用調整計画、農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画	本事業型を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【事業主体】 県、市町村、土地改良区等

【事業内容】

- 1 長寿命化対策 (要領別表 1)
- 2 防災減災対策 (要領別表 2)
- 3 ため池の保全・避難対策 (要領別表 3)
- 4 施設情報整備・共有化対策 (要領別表 4)

【実施要件】

- (1) 長寿命化・防災減災計画を作成していること
- (2) 長寿命化対策(ア)及び防災減災対策(1)コ～シ、(3)ウを除く)を実施する場合には、上記(1)の要件に加え、以下の要件を全て満たすこと
 - ・交付対象事業1地区当たりの
 - ① 事業費 200万円以上
 - ② 受益農業従事者数 農業者2者以上
 - ③ 事業工期 原則3か年(5か年)以内 ※()はため池の整備の場合
- (3) 長寿命化対策(イ～オ)、防災減災対策(1)コ～シ、(3)ウ)、ため池の保全・避難対策を実施する場合には、上記(1)の要件に加え以下の要件を満たすこと
 - ・交付対象事業1地区当たりの
 - ① 事業工期 1か年以内
- (4) 本事業の対象とする施設は、原則として国営造成施設と一体となる農業水利施設等又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であること

※交付対象事業の事業内容は、要領別表1～3を参照のこと

※交付対象事業の定額助成の適用については、「農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱」を確認すること

1 長寿命化対策	【アの場合】 〈県営〉 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元22.5(17.5) 〈県営:更新〉 国 50(55) 県 31(30) 地元19(15) 〈団体営〉 国 50(55) 県 14(14) 地元36(31) ※()は中山間地域等の場合 【イ～オの場合】 国 定額 (※上限1,000万円/地区)	【対策種類】 (1)長寿命化対策 【対策内容】 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備 【交付対象事業】 ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査	要領別表 1 本対策を活用する県事業: 〈県営〉 ・ 県営かんがい排水事業 〈団体営〉 ・ 耕作条件改善事業
2 防災減災対策	【ア～ケの事業】 〈県営〉 国 50(55) 県 ※ 地元 ※ ※農村地域防災減災事業に準じる 〈団体営〉 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ※【アの事業】 国 50(55) 県 21(21) 地元 29(24) ※()は中山間地域等の場合 【コ～シの事業】 国 定額 ※助成額の上限:1000万円(シ(ため池)の場合、3000万円)	【対策種類】 (1)自然災害等対策 【対策内容】 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備 【交付対象事業】 ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 施設撤去・廃止 ケ 水質保全対策 コ 利活用保全 サ 機能保全計画策定等 シ 実施計画策定 ス 耐震性点検・調査	要領別表 2 本対策を活用する県事業: 〈団体営〉アの事業 ・ 農村地域防災減災事業

	2 防災減災対策	〈県営〉 国 50(55) 県 未定 地元 未定 〈団体営〉 国 50(55) 県 18 地元32(27)	【対策種類】 (2)危機管理対策 【対策内容】 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 【交付対象事業】 ア 危機管理システム等整備	要領別表 2 本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
		【アの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【イ、ウの事業】 国 定額 ※助成額の上限 イ：堤高別に1000万～3000万円 ウ：500万円	【対策種類】 (3)ため池防災環境整備 【対策内容】 ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 【交付対象事業】 ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進	要領別表 2
		【ア～ウの事業】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 【エの事業】 国 定額 ※助成額の上限：1000万	【対策種類】 (4)流域治水対策 【対策内容】 流域治水対策のために行う危機管理システムの整備等 【交付対象事業】 ア 農業用排水施設整備 イ 危機管理システム等整備 ウ 附帯安全施設等整備 エ 管理体制強化対策点検・調査	要領別表 2
	3 ため池の保全・避難対策	国 定額 ※助成額の上限 イ(7)：500万円 (4)：1000万円 ウ：500万円	【対策種類】 (1)ため池の保全・避難対策 【対策内容】 緊急時の迅速な避難行動や適切な保安全管理につなげる対策 【交付対象事業】 ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施	要領別表 3 本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・農村地域防災減災事業
	4 施設情報整備・共有化対策	国 50 県 - 地元 50	【対策種類】 (1)施設情報整備・共有化対策 【対策内容】 地理情報システムの情報整備 【交付対象事業】 ア 農業水利施設情報等の地理情報システム化	要領別表 4 本対策を活用する県事業： 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業

畑作等促進整備事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、農協、農業法人等 〈県営〉 定率助成 国 50(55) 県 27.5(27.5) 地元 22.5(17.5) 〈団体営〉 定率助成 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) ※()は中山間地域等の場合 定額助成 国定額 (事業種類による)	【事業内容】 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援する。 1 定率助成 ①ハード 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等 営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 ②ソフト 土地利用調整、地形図作成、農地集積、集団化、調査設計、実証ほ場、定着推進、施設機械リース、専門家による指導助言研修等 2 定額助成 ①ハード 区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 ②ソフト 権利関係、農家意向把握等に係る調査調整、果樹・茶に係る新植改植支援、専門家による指導助言研修等 【実施要件】 (1) 総事業費：200万円以上 (2) 農業者数：2者以上 (3) 対象区域：農振農用地 (4) 工事期間：5年以内 ※作付転換支援：受益地内全ての水稲を畑作物、園芸作物に転換し、当該水田について、水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外した場合、 ・定率事業は、ガイドライン（土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針）上の農家負担額を上限とする推進費を交付 ・定額事業は、工事費単価を10/10相当に引き上げ	本事業を活用する県事業： 〈県営〉 ・県営畑地帯総合整備事業 〈団体営〉 ・耕作条件改善事業
畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	<県営> 事業主体：県 国 50 県 50	基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせた末端施設整備の円滑な推進と、多様化・高度化した土地及び水利用技術、作物栽培管理技術等とその普及を図る。 【実施要件】 ・国営かんがい排水事業の受益地内の地域であること ・畑地かんがい技術の確立及びその啓発普及のモデルとなる地域であること 【対象事業】 1 モデルほ場設置 農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗渠排水等の新設、廃止又は変更 2 かんがい技術試験 土壌水分測定、気象観測等の調査測定用器具の設置及び調査測定試験	県事業名： 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業

1 2 農山漁村地域整備交付金				
※農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業で類似メニューが活用できる事業は省略。 細部要件については、活用を検討する際に実施要綱等を参照すること。 以下は農山漁村地域整備交付金のみ活用可能な事業の概要				
農地整備				
農地整備事業				
耕作放棄地型	事業主体：県 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合	【実施要件】 ・受益面積：20ha以上 ・受益面積に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となる恐れのある農地の割合が6%以上 【計画の策定】 ・「耕作放棄地解消等基盤整備基本構想」の策定（市町村） ・「遊休農地利用増進土地改良整備計画」の作成（県）	要領別紙1－1 1－2 運用 1 ※本事業は、農業経営高度化支援事業のうち、耕作放棄地解消・集積促進事業の活用が可能であり、事業費の最大7.5%の助成が受けられる。	
通作条件整備	事業主体：県 国 50(55) 県 27.5 地元 22.5(17.5) ※()は中山間地域等の場合	1 基幹農道整備 (1) 一般型： ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費1億円以上 ・車道幅員4.0m以上 ・自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めていること ・「通作条件整備計画」を作成すること (2) 保全対策型： ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること 2 一般農道整備 (1) 一般型： ・受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・総事業費5,000万円以上 ・全幅4.5m以上 ・「通作条件整備計画」を作成すること (2) 樹園地等型 ・受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は30ha以上） ・次に掲げるもののうち、農道網の整備に必要なもの (ア)総事業費5,000万円以上、全幅4.5m以上の幹線農道 (イ)全幅がおおむね3m以上の支線農道 (ウ)全幅がおおむね2m以上の末端耕作道 (エ)延長がおおむね500m以上の軌道等運搬施設 ・「通作条件整備計画」を作成すること (3) 農業集落間型 ・受益面積が30ha以上 ・総事業費5,000万円以上 ・車道幅員がおおむね4m以上 ・「通作条件整備計画」を作成すること (4) 保全対策型 ・受益面積が50ha以上（振興山村、過疎地域指定地域等は受益面積30ha以上） ・総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること	要領別紙1－1 要領別紙1－1 運用 1	
農業基盤整備促進事業	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は農業競争力強化農地整備事業の同一メニューを参照)			要領別紙1－1 要領別紙1－2 運用 2
実施計画策定事業				
実施計画策定	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 事業主体：市町村等 国 50 県 14 地元 36	土地改良法に基づいて実施する県営事業又は団体営事業（市町村営事業、土地改良区営事業）のための実施計画策定。 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の予定地区が対象。実施期間は、1年以内。		要領別紙1－1 要領別紙1－2 運用 3

水利施設整備				
水利施設等整備事業				
	基幹水利施設整備型	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は 水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)		要領別紙2 運用1
	農業用水再編対策型			
	地域用水機能増進型			
	流域水質保全機能増進型			
	排水対策特別型			
	基幹水利施設保全型			
	地域農業水利施設保全型	事業内容 (1)～(3) 事業主体：市町村等 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域等の場合 事業内容 (4) 事業主体：市町村等 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 対象施設：団体営造成施設等 (1) 機能保全計画の策定 (※) (機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む) (2) 機能保全計画等に基づく対策工事の実施 (3) 発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事の実施 (4) (2)に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件の現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項の調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの 【採択要件】 (1) 施設機能の向上を主な目的としないこと (2) 事業の対象となる団体営造成施設等は、実施方針に位置づけられたもの (3) 事業内容 (1) は、末端支配面積が100ha以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること (4) 事業内容 (2) は、受益面積が100ha以上 (事業内容 (1) の事業を実施していない場合は10ha以上) であること (5) 事業内容 (3) は、施設の劣化に起因すると想定されるものであること (6) 事業内容 (4) は、策定期間を1年以内とする	要領別紙2 運用1 ※機能保全計画で定めるもの ア 施設現況調査 (構造物の環境条件、変状、施設状況等) の概要及び結果 イ 施設機能診断 (劣化度合いの測定等) の概要及び結果 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視 エ 機能保全対策 (対策工法、対策時期、対策概略費)
水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型 (中山間地域型含む)				
	担い手育成対策	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照) ・ソフト事業を活用する場合は、農業農村活性化計画において担い手の経営面積が事業完了時に一定要件以上になること	要領別紙2 運用2	
	担い手支援対策	(各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照)		
広域農業用水適正管理対策事業				
	広域農業用水適正管理対策事業	事業主体：県、市町村、土地改良区等	【事業内容】 以下の (1) 及び (2) に該当する農業水利施設の撤去を行うもの (1) 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの残存 (2) 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設 【実施要件】 以下のすべての要件に該当するもの (1) 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設 (2) 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去 ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設 イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設 ※補助率は、従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率	要領別紙2 運用4

農村整備				
農村集落基盤再編・整備事業				
集落基盤再編型	事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 50 県 15 ～25 地元 35 ～25	農村振興基本計画に即して作成される農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき実施される事業。 ア 農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施する事業 イ 農村生活環境基盤整備事業のみを行う事業（一部事業を除く）	要領別紙4－1 運用1 1 農業生産基盤整備事業 （農業用排水・農道整備・ほ場整備・農用地開発・農地防災・客土・暗渠排水・農用地の改良又は保全）	
中山間地域総合整備型 【集落型事業】 （一般型事業）	事業主体：県 国 55 県 30(25) 地元 15(20)	・農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的整備を実施するもの ・過疎地域、山村振興、特定農山村の指定市町村又は準じる市町村であって、事業計画が農村振興基本計画等に即した内容であること。農業生産基盤整備事業（2工種以上）並びに農村生活環境整備事業を実施し、農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は20ha以上） ※()はH17以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用	要領別紙4－1 運用1 2 農村生活環境整備事業 （農業集落道・飲雑用水・集排・防災安全施設・用地整備・活性化施設・活動拠点施設・集落環境管理施設・交流施設・情報基盤施設・市民農園・生態系保全施設・地域資源利活用施設・施設補強・施設環境整備・歴史的施設保全・施設集約・交換分合・集落土地基盤整備）	
	事業主体：市町村 国 55 県 20(15) 地元 25(30)	農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね20ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は概ね10ha以上） ※()はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用		
中山間地域総合整備型 【集落型事業】 （生産基盤型事業）	事業主体：県 国 55 県 30 地元 15	・事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想を策定 ・ほ場整備又はほ場整備と併せてその他の農業生産基盤整備事業を実施するもの。生産基盤にかかる受益面積が20ha以上（ほ場整備10ha以上を含む）		
	事業主体：市町村 国 55 県 20 地元 25	ほ場整備にかかる受益面積が概ね10ha以上		
中山間地域総合整備型 【集落型】 （生活環境型）	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの		
中山間地域総合整備型 【広域連携型事業】	事業主体：県 国 55 県 未定 地元 未定	市町村全域から複数市町村に及ぶ広域的な地域からなり、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、2以上の農業生産基盤整備事業を実施。農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね60ha以上		
農業集落排水事業				
農業集落排水事業	事業主体：市町村等 国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5) （ ）は霞ヶ浦流域 ※霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域	【採択要件】 ・受益戸数概ね20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。改築の場合は対象事業費が200万円以上、供用開始後7年以上 ・PFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討する ・改築の場合は、機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた「最適整備構想」が策定されていること ※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する（補助対象はハード事業に限る）		
農道整備事業				
農道整備事業	事業主体：県 国 50 県 25 地元 25	1 基幹農道整備事業 2 一般農道整備事業 交付要件：平成21年度以前に採択され着手していること。 ※基幹農道の補助率は、国9/18、県5/18、地元4/18		

1 3 農村整備事業			
農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強化及び維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、もって、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る			
農業集落排水施設整備事業	事業主体：市町村等 国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5) () は霞ヶ浦流域 ※霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域	【事業内容】 1 強靱化型：施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去 2 高度化型：新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去 3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定 【採択要件】 1 共通要件 (1) 受益戸数概ね20戸以上、末端受益2戸以上 (2) 改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定。当該改築に要する費用の額が200万円以上かつ、次のいずれかに該当 - ア 供用開始後7年以上経過 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること (3) 整備又は改築にあつては、PFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所を上限とする 2 強靱化型：次のいずれかを満たすもの (1) 定住人口概ね500人以上 (2) 浸水想定区域内にある (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在する (4) 施設の再編・集約を行う 3 高度化型：維持管理の効率化・適正化に向けた新技術を導入 4 調査計画策定：1から3までに定める採択要件を満たす施設 ※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付（補助対象はハード事業に限る） ※施設の整備・更新に当たり、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合に、3 調査計画費の国補助率を1/2から定額に変更	要領別紙1
営農飲雑用水施設整備事業	事業主体：【営農飲雑用水施設整備事業】県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農協等 【地域資源活用施設整備事業】県、市町村、土地改良区、一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、農協等 【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 () 内は中山間地域で行うもの	【事業内容】 1 強靱化型：既設の営農飲雑用水施設について、保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去 2 高度化型：農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備 3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定 【採択要件】 1 共通要件：末端受益が2戸以上 2 強靱化型：個別施設計画の策定、かつ次のいずれかを満たすもの (1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの (2) 土砂災害警戒区域内にあるもの (3) 給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの (4) 施設の再編・集約を行うもの 3 高度化型：次のいずれかを満たすもの。（1の条件を同時に満たす場合は、強靱化型で実施できる対策を併せて実施できる） (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。 (2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。 4 調査計画策定 1から3までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること	要領別紙3
地域資源活用施設整備事業	【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 ① 既設の地域資源活用施設の更新整備及び機能強化 ② 地域資源活用施設の整備 ③ 地域資源活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定 【採択要件】 1 次の全てを満たすものであること (1) 停電時の自立運転機能を付与するもの（自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しない） (2) 次のいずれかを満たすものであること - ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するもの - イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること 2 ②により整備する地域資源活用施設のうち太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすこと (1) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること (2) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること	要領別紙4

集落防災安全施設整備事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農協等 【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ()内は中山間地域で行うもの 【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 1 既設の農業集落防災安全施設の更新整備、整備水準の向上を図る保全対策又は撤去 2 施設整備に必要な事業計画の策定 【採択要件】以下の全ての要件を満たすものとする。 1 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること 2 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること	要領別紙5
農道・集落道整備事業	事業主体：県、市町村、土地改良区連合、農業協同等 集落道の整備にあつては県、市町村及び広域活動組織に限る 【強靱化型、高度化型】 国 50(55) 県 未定 地元 未定 ()内は集落道の整備であつて中山間地域で行うもの 【調査計画策定】 国 50 県 未定 地元 未定	【事業内容】 1 強靱化型：既設の農道又は集落道の、更新整備、保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去 2 高度化型：既設の農道又は集落道の改良 3 調査計画策定：施設整備に必要な事業計画の策定 【採択要件】 1 強靱化型 (1) 個別施設計画の策定、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。 ア 受益面積が50ha以上、車道幅員4m以上 イ 地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの エ 施設の再編・集約を行うもの (2) 総事業費3千万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上） 2 高度化型 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること (2) 総事業費がおおむね3千万円以上 3 調査計画策定：1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。	要領別紙2
計画策定等事業	事業主体：県、市町村、土地改良区、要領別紙1から5までにおいて定める事業実施主体とする 定額	【事業内容】 1 施設計画策定事業：施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（農業集落排水施設にあつては維持管理適正化計画をいう。）の策定を行う 2 機能保全計画策定事業：農村インフラ施設の機能保全計画（農業集落排水施設にあつては最適整備構想）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）を行う。 なお、機能保全計画策定事業において策定する機能保全計画では、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 対象施設 (2) 計画期間 (3) 対策の優先順位の考え方 (4) 個別施設の状態等 (5) 対策内容と実施時期 (6) 対策費用 【採択要件】 1 施設計画策定事業：事業費が200万円以上 2 機能保全計画策定事業：要領別紙1から5までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く）を満たす施設を対象としていること	要領別紙6

1 4 農山漁村振興交付金									
少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援 【対象事業】農山漁村振興推進計画（山村振興計画、活性化計画、総合化事業計画、農商工等連携事業計画）に基づき行う <table><tr><td>1 農山漁村発イノベーション対策（ソフト・ハード）</td><td>4 最適土地利用総合対策（ソフト・ハード）</td></tr><tr><td>2 中山間地域農業推進対策（ソフト）</td><td>5 情報通信環境整備対策（ソフト・ハード）</td></tr><tr><td>3 山村活性化対策（ソフト）</td><td>6 都市農業機能発揮対策（ソフト）</td></tr></table>				1 農山漁村発イノベーション対策（ソフト・ハード）	4 最適土地利用総合対策（ソフト・ハード）	2 中山間地域農業推進対策（ソフト）	5 情報通信環境整備対策（ソフト・ハード）	3 山村活性化対策（ソフト）	6 都市農業機能発揮対策（ソフト）
1 農山漁村発イノベーション対策（ソフト・ハード）	4 最適土地利用総合対策（ソフト・ハード）								
2 中山間地域農業推進対策（ソフト）	5 情報通信環境整備対策（ソフト・ハード）								
3 山村活性化対策（ソフト）	6 都市農業機能発揮対策（ソフト）								
農山漁村発イノベーション等整備事業【定住促進対策型、交流対策型】（うち生産基盤及び施設の整備（その他））	事業主体：県、市町村、土地改良区、農協等国 1/2等生産基盤 県 未定 地元 未定	【事業内容】 農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、県又は市町村が創意工夫を活かし作成した活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援する。 【採択要件】 1 地域の目指す姿を数値目標の形で明確化する「活性化計画」を策定すること 2 個別メニューごとの要件を満たしていること（下記（1）の事業については、生産機械施設、処理加工集出荷貯蔵施設、農山漁村定住促進施設等の整備と併せ行う場合に限る） （基盤整備関連） （1）基盤整備：農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土、区画整理、農地造成、農用地保全、交換分合等	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領						
最適土地利用総合対策	□事業内容1 ・事業主体：県、市町村、地域協議会等 ・国 55 県 未定 地元 未定 □事業内容2 ・実施主体：民間団体 等 ・国 定額	□事業区域：農業振興地域内農用地区域内農用地及びその農用地と一体的に整備する必要がある農用地等であって、中山間地域等である区域 □事業内容 1（最適土地利用総合事業） ・営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定 ・実施期間：原則2年以上、上限5年間 □事業内容 2（最適土地利用推進サポート事業） ・事業実施主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等に取り組む。 ・実施期間：原則上限1年間	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領						

1 5 県単土地改良事業			
県単土地改良事業			
農業生産基盤整備事業 (一般地帯型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5 (42.5) 地元 62.5 (57.5)	受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ・水田の区画整理が伴う場合は、県40%（45%） 地元60%（55%） ・強靱化対策・省エネ対策を行う場合は、県50% 地元50% ※負担割合の（ ）は事業完了後に転作が行われるもので、受益面積が1～20haまでのもの	事業種目 1 かんがい排水 2 ほ場整備 3 暗渠排水 4 客土 5 農道整備 6 農地保全 7 特認事業
(山間急傾斜地帯型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 47.5(52.5) 地元 52.5(47.5)	山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定区域」という）で行う事業で、受益面積が1ha～20ha、事業費20万円以上のもの ・水田の区画整理が伴う場合は、県50%（55%） 地元50%（45%） ・強靱化対策・省エネ対策を行う場合は、県55% 地元45% ※負担割合の（ ）は事業完了後に転作が行われるもの	
(畑地基盤対策特別パイロット型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 40 地元 60	受益面積が概ね20ha以下で畑地率が50%以上、事業費20万円以上のもので、次のうちいずれかに該当すること 1 受益面積のうち15%以上の農地の流動化計画のある地区 2 畑地かんがいによるブロックローテーションの営農計画がある地区	
(地域水田緊急整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)	同一集落内で2工種以上を整備する事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha、指定地域では1ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ・対象工種：農業用排水施設、暗渠排水（浅層・補助暗渠を含む）、畦畔除去等、客土、土壌改良 ※負担割合欄の（ ）は指定区域で実施する場合	
(土地改良施設緊急整備補修型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 25 地元 75	災害以外の原因により機能が損なわれ、早急に対応する必要がある土地改良施設の補修を行う事業で、事業費が20万円以上のもの	
(ため池整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	堤とう及びその附帯施設の改良、池敷の改良又は拡張、その他貯水量を増大させるために必要な施設の新設又は改良を行う事業で、事業費が20万円以上のもの	
(用水障害対策型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50(2/3) 地元 50(1/3)	農業用水に障害をきたし、かんがい施設の新設・改良を行う事業で、事業費が10万円以上のもの次の要因によるもの 1 河床の変動 2 水質汚濁 ※負担割合欄の（ ）は、1の要因が人為的な場合	
(防災安全施設型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	土地改良事業により造成された施設での転落事故等の未然防止を図るために行う事業で、事業費が20万円以上のもの 1 土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新、補修又は改修 2 現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設	
(防災減災施設型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	湛水防除事業により造成された施設の小規模な補修や耐震化対策を実施し、施設の安定的な機能発揮及び長寿命化対策を行う事業 ・湛水防除事業により造成された施設について、災害発生の際においても、その機能が発揮されるようにすることを主たる目的として行う、小規模な更新又は補修及び耐震化対策等を行う事業であり、事業費が20万以上かつ5,000万円以下のもの	
(有機農業推進型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 50(55) 地元 50(45)	有機農業の取組を推進するために必要な事業であって、受益面積が概ね20haまでのもの ※負担割合欄の（ ）は指定区域で実施する場合	
農村環境整備事業 (生活関連農道整備型)	事業主体：土地改良区、農協、市町村等 負担割合： 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5)	集落間や集落と公共施設を結ぶ、受益面積10ha未満、延長1.0km以下、幅員4m以上の農道の整備、既設農道（幅員4m以上）に設置する歩道（幅員1.5m～2.0m）を整備する事業で、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（ ）は指定区域で実施する場合	休止中

	(集落水辺 環境保全整備型)	事業主体：土地改良 区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 地元 50	ため池・農業用排水路等の施設を利用した親水護岸等の設備及び 水質浄化施設の整備を行う事業で、受益面積3ha以上、事業費20万円 以上のもの	休止中
	(農業集落 排水整備型)	事業主体：土地改良 区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 (55) 地元 50 (45)	農業振興地域内で行う、し尿、生活雑排水処理施設の整備を行う事業 で、受益個数20戸未満、事業量20万円以上のもの ※負担割合欄の () は霞ヶ浦地域内で実施する場合	休止中
	(茨城グリーン道 路景観形成型)	事業主体：土地改良 区、農協、市町村等 負担割合： 県 50 市町村 50	広域営農団地農道整備事業により整備された農道の道路用地内の景観 形成を図り、植栽及び沿線に設置する駐車場等の施設用地造成を行う 事業で、事業費20万円以上のもの	休止中
農業水利施設強靱化促進事業				
	施設監視支援	事業主体：県 負担割合：県100	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象として行う事業で、県内全域 の農業水利施設の強靱化に資すること ・施設監視マニュアル等技術指針の作成 ・監視箇所を選定や監視方法、監視効果の検証方法等をまとめた図書 類の作成 ・管理体制強靱化に要する技術体系の構築に資する各種調査、研修等	(事業成果が県 内局所地域に限 られる場合は採 択不可)
	保全管理強化	事業主体：県、市町 村、土地改良区 負担割合： 県 75 地元 25	受益面積20ha以上の県営造成施設を対象とし、機能診断や機能保全 対策、管理台帳整備、水利用再編検討・調査等を行う事業で、以下 のいずれかの要件に該当すること (事業主体：県) ・受益面積20ha以上の県営事業を実施中 又は、完了後もない県 営造成施設であること。ただし事業主体を県とする機能診断、機 能保全対策の実施については、個別施設計画が策定済みであり、 且つ、県営事業を実施中に限る。 (事業主体：市町村、土地改良区) ・受益面積100ha以上且つ個別施設計画が策定済みの県営造成施設 であること	(区分) 機能診断機能保 全対策管理台帳 整備水利用再編
	ふるさと農道 整備事業	事業主体：県 負担割合： 県 70 (うち起債90%) 地元 30	集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ 農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設 、改良等の事業で、次の要件を全て満たす事業 ・受益面積50ha (過疎・山振地帯30ha) 以上、全幅4m以上、総事業 費6千万円以上。	
	中山間地域 農業基盤整備 促進事業	事業主体：市町村、 土地改良区、農協、 共同施行 負担割合： 県 62.5 地元 37.5	生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換のため に行う簡易な基盤整備 ・1ha未満の農地で、2名以上の地権者がいること。 ・中山間地域等直接支払制度の対象地域 ・畦畔除去、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等を対象	
水田畑地化推進事業				
	畑地化基盤整備 事業	事業主体：市町村、 土地改良区、農協、 農業法人等 負担割合： 県 62.5 地元 37.5	内容：用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等の基盤整備 要件：水田受益面積1ha以上20ha未満かつ畑地化面積1ha以上 (中山間地域は、0.5ha以上10ha未満かつ畑地化面積0.5ha以上)	
	畑地化調査・ 調整事業	事業主体：市町村、 土地改良区、農協、 農業法人等 負担割合： 県 50 地元 50	内容：営農計画の策定費用、営農意向調査、土壌診断、地下水調査、 作付実証ほ、栽培技術の指導、市場調査等 要件：畑地化基盤整備事業と一体となって実施	
	畑地化指導事業	事業主体：県 負担割合：県100	内容：県が行う啓発普及、実証試験、効果検証 要件：高収益作物導入に資するために必要な事業内容であること	

1 6 農地集積関連			
(県事業名) 経営体育成関連流動化 促進事業		対象事業完了までに農地の集積等の一定条件を達成又は達成見込みのある場合において、受益者等に対して助成・支援を行う ・「農業経営高度化計画」の作成 ・中心経営体への集積率等が一定の率を達成すること ・高度経営体が一定以上育成されること ・高度経営体への利用集積面積や、面的集積が一定の率を達成すること ・担い手への耕作放棄地の面的集積率が一定の率を達成すること ※記載内容以外にも要件がある場合があるので、要綱・要領を必ず確認すること	経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）に限る
	土地利用調整事業 (土地利用調整指導事業)	事業主体：県 負担割合： 国 50(55)[定額] 県 50(45) ※()は中山間地域等の場合	土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため、県が行う指導事業 ※国事業名(主なもの) ○競争力：農地整備事業 高度土地利用調整事業(指導事業) ○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上支援事業(指導事業) ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 高度土地利用調整事業(指導事業) ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地解消支援事業(指導事業) ○保全高度化：畑地帯総合整備事業 高度土地利用調整事業(指導事業) ○農山交：畑地帯総合整備型 高度土地利用調整事業(指導事業)
	土地利用調整事業 (土地利用調整推進事業)	事業主体：市町村等 負担割合： 国 50(55)[定額] 県 25(25) 市町村 25(20) ※()は中山間地域等の場合	市町村等が自主的に土地利用調整活動等を行う推進事業 ※国事業名(主なもの) ○競争力：農地整備事業 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上支援事業(調査・調整事業) ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地解消支援事業(調査・調整事業) ○保全高度化：畑地帯総合整備事業 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) ○農山交：畑地帯総合整備型 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)
	高生産性農業 集積促進事業	事業主体：市町村 負担割合： 国 3/6(5.5/10) 県 2/6(3.0/10) 市町村 1/6(1.5/10) ※()は中山間地域等の場合	(中心経営体)一定の集積率を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。 ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 <農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業の場合> ・中心経営体の集積率 ・55%以上65%未満の場合5.5% (うち80%以上を集約化 6.5%) ・65%以上75%未満の場合6.5% (うち80%以上を集約化 8.5%) ・75%以上85%未満の場合7.5% (うち80%以上を集約化10.5%) ・85%以上 の場合8.5% (うち80%以上を集約化12.5%) ※国事業名 ○競争力：農地整備事業 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) ○保全高度化：畑地帯総合整備型 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) ○保全高度化：農地集積促進型 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) <農山漁村地域整備交付金の場合> ・中心経営体の集積率 ・35%以上45%未満の場合3.5% ・65%以上75%未満の場合6.5% ・45%以上55%未満の場合4.5% ・75%以上 の場合7.5% ・55%以上65%未満の場合5.5% ※国事業名 ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) (高度経営体)一定の集積増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。 ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 ・高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合、総事業費の2%を限度とする等 (耕作放棄地)担い手に面的に集積される耕作放棄地の面積割合に応じて一定割合を助成。 ※国事業名 ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 農業経営高度化促進事業(耕作放棄地解消・集積促進事業) (高収益作物)一定の高収益作物の作付面積の増加を達成した地区に対して、総事業費の一定割合を助成する。 ・目標年度までに下記の要件を満たしている場合に助成 ・高収益作物の作付割合の増加率 ・5% 以上6% 未満の場合 6.25% ・8% 以上9% 未満の場合 10.00% ・6% 以上7% 未満の場合 7.50% ・9% 以上10%未満の場合 11.25% ・7% 以上8% 未満の場合 8.75% ・10%以上 12.50% ※国事業名 ○保全高度化：畑地帯総合整備型 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業) ○保全高度化：高収益作物導入促進型 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業)
	耕地利用高度化 推進事業	事業主体：市町村 負担割合： 国 3/6(5.5/10) 県 2/6(3.0/10) 市町村 1/6(1.5/10) ※()は中山間地域等の場合	・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、(耕作放棄地活用のための条件整備活動)その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 ・生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 ・ハード事業の総事業費の2%を限度とする ※国事業名(主なもの) ○競争力：農地整備事業 耕地利用高度化推進事業 ○競争力：農地整備事業 水田貯留機能向上推進事業 ○農山交：農地整備事業(経営体育成型) 耕地利用高度化推進事業 ○農山交：農地整備事業(耕作放棄地型) 耕作放棄地活用推進事業 ○保全高度化：畑地帯総合整備事業 耕地利用高度化推進事業 ○農山交：畑地帯総合整備型 耕地利用高度化推進事業

1 7 地元負担金軽減			
経営体育成 促進事業	事業主体：日本政 策金融公庫	対象となるハード事業の農家負担分の5/6（ただし、農家負担率が12%を越える場合には、年度事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資 ・採択要件 以下のいずれかに掲げる要件を満たすこと。 (1) 次の全てを満たすこと ア) 「告示第1号」及び「告示第3号イ」を満たすこと。 イ) 事業完了時に次の(ア) (イ) のいずれかを満たすこと。 (ア) 認定農業者の全農家戸数に占める割合が目標以上となる (イ) 認定農業者が30%以上増加 (2) 「告示第1号」及び「告示第3号ロ」を満たすこと。 (3) 「告示第1号ハ」及び「告示第3号イ」を満たすこと。 (4) 「告示第1号」及び「告示第3号ハ」を満たすこと。 (5) 「告示第1号」及び「告示第3号ニ〜リ」を満たすこと。 ○告示第1号（農業者及び農業者の組織する団体に関する事項） イ：農業者（農地所有適格法人を含む） ロ：農業生産組織（ハに規定する集落営農を除く） ハ：集落営農 ニ：法人（イに規定する農地所有適格法人を除く） ○告示第3号（事業の完了する以前において利用権の設定等又は農作業の受託を受けると見込まれる農用地の面積についての基準に関する事項） 当該事業の完了時において、当該事業に係る地域の面積に占める、第1号に規定する担い手の「担い手農地利用集積率」について、以下に定めるイからハの通りとなることが確実と見込まれること。 イ：担い手が「告示第1号イ、ロ、ハ」の場合 (1) 採択時：20%未満⇒完了時：30%以上となる (2) 採択時：20%以上～50%未満⇒完了時：10%以上増加 (3) 採択時：50%以上～55%未満⇒完了時：60%以上となる (4) 採択時：55%以上～90%未満⇒完了時：5%以上増加 (5) 採択時：90%以上～95%未満⇒完了時：95%以上となる (6) 採択時：95%以上⇒事業完了時：増加すること ロ：担い手が「告示第1号ニ」の場合 担い手農地利用集積率が30%以上となること 当該事業の完了時において、当該事業に係る地域の面積に占める、第1号に規定する担い手の「担い手農地面的集積率」について、以下の二からリに定める通りとなることが確実と見込まれること。 ニ：採択時：13%未満⇒完了時：20%以上となる ホ：採択時：13%以上～35%未満⇒完了時：7%以上増加 ヘ：採択時：35%以上～38.5%未満⇒完了時：42%以上となる ト：採択時：38.5%以上～63%未満⇒完了時：3.5%以上増加 チ：採択時：63%以上～66.5%未満⇒完了時：66.5%以上となること リ：採択時：66.5%以上⇒完了時：増加すること ※対象となる事業 ①農業競争力強化農地整備事業 ・農地整備事業（経営体育成型及び中山間地域型） ②水利施設等保全高度化事業 ・畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）） ③農山漁村地域整備交付金 ・農地整備事業（経営体育成型、耕作放棄地型） ・水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策））	

農家負担金軽減支援対策事業費

水田・畑作 経営所得 安定対策等 支援事業	事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成	担い手への農用地の利用集積を支援するための水田・畑作経営所得安定対策等支援計画に従って、土地改良区等（要件に該当する事業地区）に対して、公募団体が負担金の支払いの一部に充てる資金の貸付け（農家負担金の5/6を限度に無利子貸付）を行う ・採択要件：（認定期間は令和7年度まで） 次のいずれかに掲げる要件を満たすこと 1 担い手農地利用集積率が①から⑤のとおり増加すること ①事業採択時80%未満（10%以上増加） ※目標年度の担い手農地利用集積率が60%未満の場合は採択しない ②事業採択時80%以上90%未満（5%以上増加） ③事業採択時90%以上95%未満（95%以上となること） ④事業採択時95%以上（事業実施により担い手への利用集積が見込まれること） ⑤事業採択時100%（これを維持すること） 2 高収益作物の生産額が20%以上増加すること 3 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られていること ※対象となる事業（次のア及びイのいずれの要件も満たすもの） ア. 中心経営体農地集積促進事業の対象となる事業（経営体育成促進事業の対象事業①～③）及び水利施設等保全高度化事業のうち水利施設整備事業（農地集積促進型）は除く イ. 土地改良法の手続きを経た土地改良事業	
災害被災地域 土地改良 負担金償還 助成事業	事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成	災害被災地域土地改良負担金償還助成計画に従って、土地改良区等（要件に該当する事業地区）に対して、公募団体が一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利息に相当する額を助成する事業 ・採択要件（認定期間は令和7年度まで） 被災した農用地又は土地改良事業等により造成された土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること ①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ②土地改良法第88条 ③海岸法第5条又は第6条 ④地すべり等防止法第7条又は第10条 ⑤独立行政法人水資源機構法第12条第1項第3号 ⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第9号及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第6号	
農地有効利用 推進支援事業	事業主体：土地改良事業団体連合会 定額助成	農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、以下の支援を行う。 ① 農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成する。 ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成する。	

18 計画調査費関連

県事業名：土地改良施行予定地区計画調査費

計画調査	事業主体：県 負担割合： 県 50 地元 50	県営土地改良事業（かんがい排水、経営体、畑総、防災、農道、その他） 施行予定地区に係る計画調査を行う。 （経営体・畑総等にあつては、換地の事前調査を含む）	
実施計画策定	事業主体：県 負担割合： 国 50（定額） 県 25（-） 地元 25（-） ※中山間の場合 国 55（定額） 県 22.5（-） 地元 22.5（-）	県営土地改良事業のうちかんがい排水、経営体、畑総又は防災事業の施行 予定地区に係る計画調査。（国庫補助事業の活用） ※国事業名 ・競争力：実施計画策定等事業 ・保全高度化：実施計画策定事業（施設計画策定事業 ^{（定額）} ） ※令和7年度まで ・防災減災：各事業の実施計画策定等 ・農山交：農地整備（実施計画策定事業） ※詳細は活用時に要綱・要領等を確認すること	
田園環境整備計画 策定	事業主体：県 負担割合： 県 1/3 地元 2/3	環境に配慮した事業計画を策定するための施行予定地区にかかわる生態 系等の調査等を行う。	
産地育成畑地整備 促進事業	事業主体：県 負担割合： 県 3/4 地元 1/4	畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に 向けた計画調査実施の合意形成を図る。	
団体営調査設計事 業	事業主体：市町村、土地改良区等 負担割合： 国 50 県 14 地元 36	団体営土地改良事業の施行予定地区に係る調査計画に要する経費につい て、補助する。 ※国事業名：農山交 農地整備（実施計画策定事業） ・土地改良法に基づく事業のための実施計画策定であるものとする。	
農業集落排水事業 （調査）	事業主体：市町村 等 負担割合： 国 50（定額） 地元 50（-）	1 農業集落排水施設の整備又は改築に必要な調査等に要する経費の補助 2 農業集落排水施設の機能診断調査及び最適整備構想策定に要する経費 の補助 ※（ ）は 2 の事業内容に適用	
県単土地改良事業 （調査設計事業）	事業主体：土地 改良連合会等 負担割合： 県50 地元50	県単土地改良事業に係る調査設計について、支援する。 ・事業費：10 万円以上	

(4) 農業基盤整備資金等

1 農業基盤整備資金の概要

農業基盤整備資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るためのかんがい排水、ほ場整備、農道、農地造成などの農業生産基盤の整備開発を行う事業の推進や、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活環境基盤の改善を図るための資金である。

(1) 融資対象となる事業

農地・牧野の新設・改良・造成事業及び災害復旧事業が融資対象となる。

① 改良・造成事業

主たる事業種類	事業内容
かんがい排水	・頭首工(井堰)、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等(併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	・畑地かんがい施設(スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。)の新設・改良
ほ場整備	・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	・完全暗渠(土管の埋設)、簡易暗渠(朶木、竹、木材、石れきの埋設)、弾丸暗渠(地下穿孔機を牽引する方法)等の新設
客土	・搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	・農道(単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	・空中ケーブル新設・改良。軌条(モノラック)の新設・改良
畦畔整備	・コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	・耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	・畑(普通畑、樹園地[地目変換の事業を含む。])、田(わさび田等を含む。)の造成
農地保全	・シラス等の特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	・老朽ため池事業、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業(水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など。)
農村環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とする。
集落環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良
飲雑用水施設	・土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事にかかるもの。

(注) 主たる事業種類に掲げる共通なものとして、調査設計費も融資の対象となる。

② 災害復旧事業

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧

③ 留意事項

ア 融資対象事業 行政庁の許認可を要する事業及び事項については、許認可を受けたものが融資の対象となる。

イ 分担金融 地方公共団体が行う事業について受益者が負担する分担金等は条例に基づくものに限り融資の対象となる。

ただし、特別な理由により条例により難くかつ融資の必要があると認められる場合（例えば災害復旧事業の繰上施行や調査設計事業）はこの限りではない。

ウ 補助事業 事業には補助事業と非補助事業がある。補助事業とは国からの補助金及びN T T株式の売払収入を活用した国から貸し付けられる無利子貸付金（これらを財源の全部又は一部とする都道府県の補助金を含む。）が支出される事業をいい、非補助事業はその他の事業をいう。従って地方公共団体単独の補助金が交付される事業、畜産振興事業団の助成金を受ける事業及び地方競馬全国協会の補助金を受ける事業等は非補助事業である。

エ 利子軽減対象事業 非補助事業のうち、非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和 33 年 10 月 8 日付け 33 農地第 3814 号農林事務次官通達）により行政庁の選認定を受けた事業は、利子軽減対象事業として更に有利な条件で融資を受けられる・

（注）現在は金利情勢の変化等をかんがみ、平成 8 年 9 月 20 日より、当分の間中止している。

2 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）

「担い手育成農地集積資金」は、経営体育成促進事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2431 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、効率的かつ安定的な経営体の育成をすることを目的として融資される日本政策金融公庫の資金（無利子貸付）であり、農業基盤整備資金と一体として融資を行うものである。

(1) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額のうち、原則として年度事業費の 10%以内（ただし、農家負担金が年度事業費の 12%以下の場合は農家負担金の 6 分の 5 以内）

なお、本無利子資金と一体として貸し付けられる農業基盤整備資金については、限度を設けないため、農家負担金の全額について、公庫資金の貸付けが受けられることになる。

(2) 貸付対象事業の採択要件

1. 事業完了時における認定農業者の増加が基準以上であること。
2. 事業完了時における担い手の経営等農用地面積のシェアが基準以上であること。

要件未達成の場合は、調整金（無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金（有利子）と同利率で算出される利子相当額）を貸付対象者から徴収することになる。

3 融 資 条 件

区 分	事 業 主 体	借 入 主 体	利率 (年利)	償 還 期 間 (据置期間を含む)	据置期間	融資限度額
補 助 残 県 営 土 地 改 良 事 業	県	土 地 改 良 区 農 協 等	1.55%	25 年以内	10 年以内	・ 貸付を受ける者の負担 する額 ・ 最低借入限度額 50 万円
補 助 残 団 体 営 土 地 改 良 事 業	市 町 村 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	農 協 土 地 改 良 区 共 同 施 行 農 業 振 興 法 人	1.40%	同 上	同 上	同 上
非 補 助 土 地 改 良 事 業	同 上	同 上	1.40%	同 上	同 上	同 上
災 害 復 旧 事 業	同 上	同 上	融資期間により 0.85～1.40%	同 上	同 上	・ 貸付を受ける者の負担 する額 ・ 最低借入限度額 10 万円
担い手育成農地 集 積 資 金	同 上	土 地 改 良 区 農 協 等	無 利 子	同 上	同 上	次のいずれか低い額 ・ 当該年度に負担する額の 5/6 ・ 融資対象事業費の 10%

(注) 表中の金利は令和 7 年 1 月 21 日現在のものである。

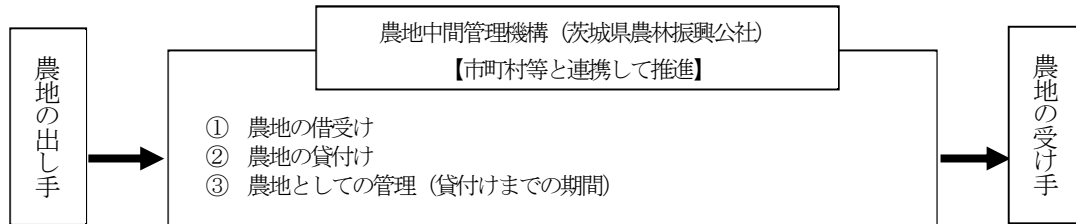
(5) 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（H25.12.13公布）」に基づき、県が（公社）茨城県農林振興公社を農地中間管理機構（以下「機構」という。）に指定（H26.4.1）し、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目的とする事業である。

機構は、市町村等と連携して、農業をリタイヤする方や経営規模を縮小したい方の農地を借り受け、担い手等へ農地を転貸する。

今後の農地の集積・集約化については、地域での話し合いによって、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画（R7.3末までに市町村が策定）」の位置づけが要件となる事業もあるなど、地域計画と各種事業との連動を要する。

＜農地中間管理事業のしくみ（令和7年度から農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定は農地中間管理事業に統合）＞



＜機構が借り受ける農地の基準＞

- ・市街化区域以外の農地であること（市街化区域の農地を当該区域以外にある農用地と一体的に利用するときは対象）
- ・再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ・農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること 等

＜お問い合わせ＞

茨城県農林振興公社（最寄りの農林事務所駐在の機構推進員）または市町村農政担当課まで

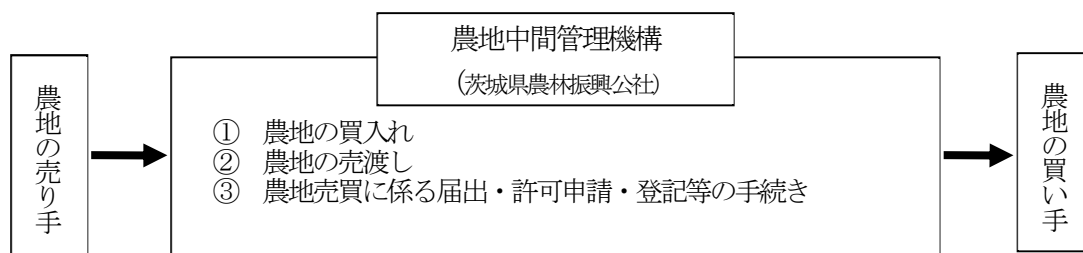
農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）	TEL：029-239-7131
県北農林事務所（常陸太田合同庁舎3F）	TEL：0294-33-8772
県央農林事務所（水戸合同庁舎3F）	TEL：029-231-6560
鹿行農林事務所（鉾田合同庁舎2F）	TEL：0291-32-6272
県南農林事務所（土浦合同庁舎3F）	TEL：029-823-5633
県西農林事務所（筑西合同庁舎5F）	TEL：0296-48-8225

(6) 農地売買等事業（農地中間管理機構が行う特例事業）

機構では、農地の貸し借りの他に、農業経営基盤強化促進法（S55.5.28 公布）に基づき、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業も行っている。

この事業は、機構が農業をやめる方や経営規模を縮小したい方から農地を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡し等を行う事業であり、売り手・買い手への税制優遇措置の制度もある。

<農地中間管理事業（特例事業）のしくみ>



<機構を通じた売買の適用要件>

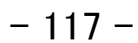
- ・市街化区域以外の農地であること（市街化区域の農地を当該区域以外にある農用地と一体的に利用するときは対象）
- ・買入れ価格は、近傍類似の取引価格を参考に、農業委員会の意見を聴いて定める
- ・売渡相手方の農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上となること 等

<お問い合わせ>

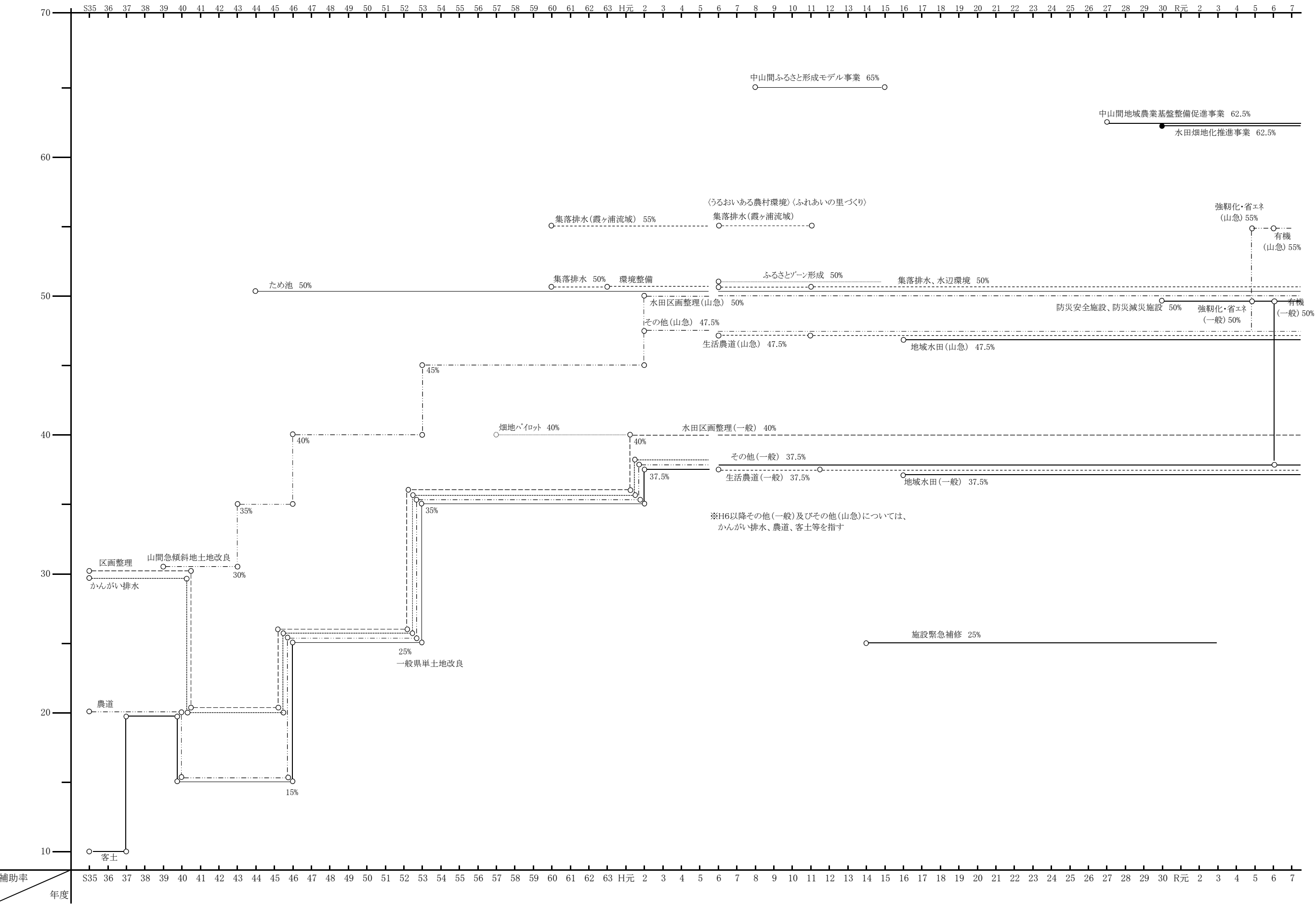
茨城県農林振興公社または、最寄りの市町村農業委員会まで

農地中間管理機構（茨城県農林振興公社） TEL：029-239-7131

(1) 国補土地改良事業補助率推移表



(参考)補助率推移表
(2)県単土地改良事業補助率推移表



9. 参 考 資 料

- (1) 地域指定の状況
- (2) 土地改良区の状況
- (3) 広域営農団地農道位置図
- (4) 農地局関連の主な会議一覧
- (5) 農業農村整備事業の変遷

① 過疎法、山村振興法、特定農山村法指定地域

指 定 区 分	指 定 地 域	根 拠 法 令
過 疎 地 域 (11 市町)	常陸太田市（旧水府村、旧里美村）、潮来市（旧牛堀町）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、稲敷市（旧桜川村、旧江戸崎町、旧新利根町、旧東町）、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）、桜川市（旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村）、行方市（旧麻生町、旧北浦町、旧玉造町）、城里町（旧桂村、旧七会村）、大子町、河内町、利根町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
振 興 山 村 (6 市町)	日 立 市 （旧日立市（旧中里村）） 常 陸 太 田 市 （旧里美村） 高 萩 市 （旧高岡村） 常 陸 大 宮 市 （旧御前山村（旧伊勢畑村）、旧美和村） 大 子 町 （旧生瀬村、旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村） 城 里 町 （旧七会村）	山村振興法
特 定 農 山 村 地 域 (9 市町)	日立市（旧十王町）、常陸太田市（旧常陸太田市（旧菅田村、旧河内村）、旧金砂郷町（旧金砂村）、旧水府村、旧里美村）、高萩市、北茨城市（旧華川村、旧関本村）、常陸大宮市（旧御前山村（旧伊勢畑村）、旧大宮町（旧大場村）、旧山方町（旧世喜村、旧下小川村）、旧美和村）、大子町、城里町（旧七会村）、古河市（旧総和町（旧岡郷村）、旧三和町）、坂東市（旧猿島町（旧生子菅村、旧沓掛村））	特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

指 定 区 分	指 定 地 域	根 拠 法 令
山間急傾斜 地帯指 定 地 域 (10 市町)	日立市（旧日立市〔旧東小沢村の区域を除く〕、旧十王町）、石岡市（旧八郷町）、常陸太田市（旧常陸太田市〔旧西小沢村及び旧幸久村の区域を除く〕、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村）、高萩市、北茨城市、笠間市〔旧笠間市〕、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、桜川市（旧岩瀬町、旧真壁町〔旧長讃村の区域を除く〕、旧大和村〔旧大国村の区域を除く〕）、城里町（旧常北町、旧桂村〔旧坏村の区域を除く〕、旧七会村）、太子町	茨城県単土地改良事業補助金交付要項別表の付表

[illegible]

(2) 土地改良区の状況

① 土地改良区設立状況等一覧

事項 区分	地区数					地区面積 (ha)				組合員数 (人)		
	R5.4.1 現在	R6.3.31 現在	異動			R7.3.31 現在	R5.4.1 現在	R6.3.31 現在	増減	R5.4.1 現在	R6.3.31 現在	増減
			設立	解散	増減							
土地改良区	177	178	1	3	△2	176	107,623	107,521	△102	186,280	185,759	△521
同連合	2	2	-	-	-	2	9,817	9,786	△31	18,719	18,614	△105
合計	179	180	1	3	△2	178	117,440	117,307	△133	204,999	204,373	△626

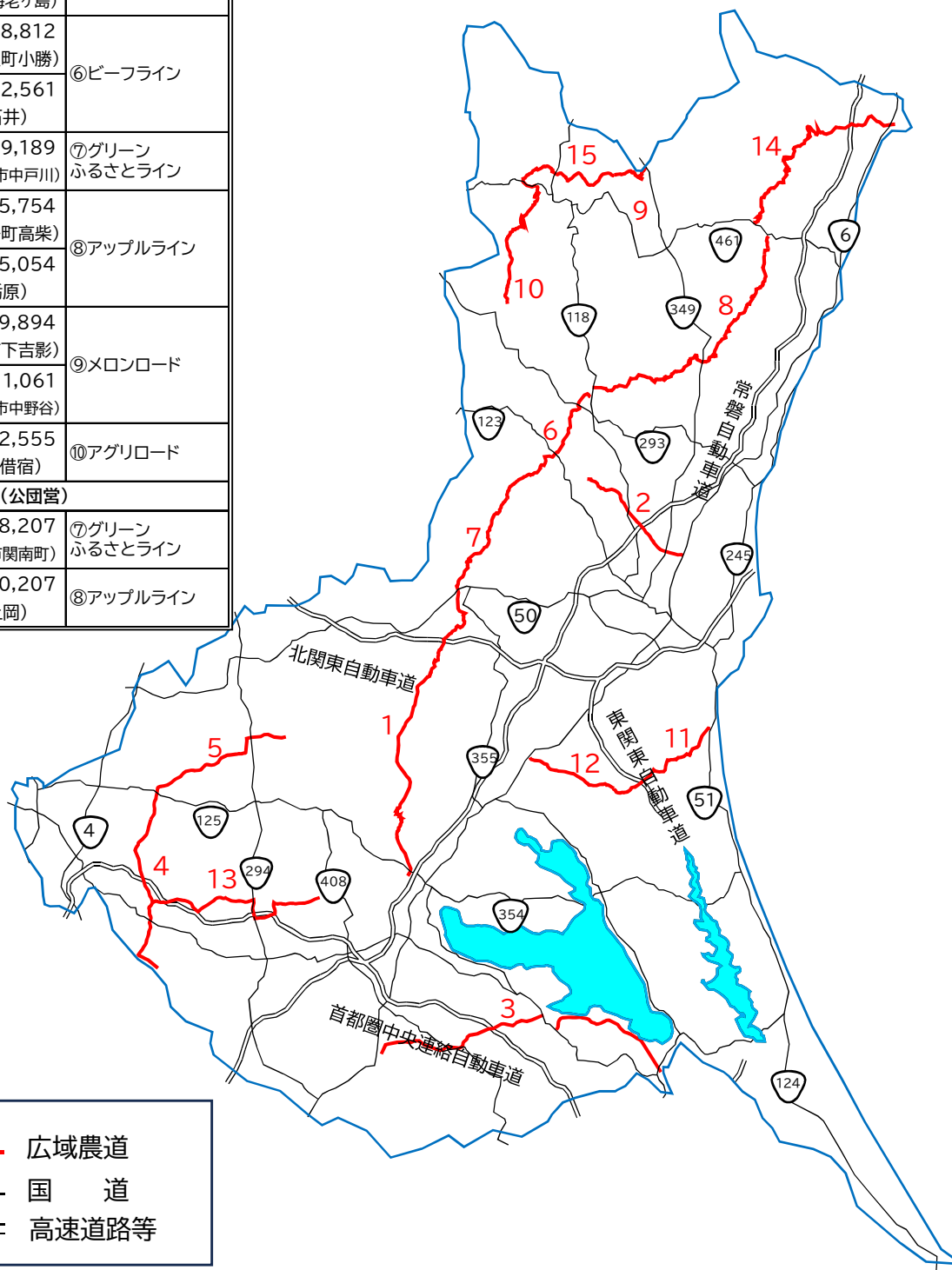
② 土地改良区組合員数規模別一覧表

(令和6年3月31日現在)

組合員数 区分	300人未満	300人～ 1,000人未満	1,000人～ 5,000人未満	5,000人～ 10,000人未満	10,000人以上	計
土地改良区	77	65	30	3	3	178
同連合	-	-	1	-	1	2
計	77	65	31	3	4	180

(3) 広域営農団地農道位置図

広域農道(県営)				
番号	路線名	工期	事業量(m)	愛称
1	八 郷 S45～S55 18,365 (笠間市来栖～土浦市上坂田)			①フルーツライン
2	那 珂 S46～S57 14,427 (那珂市下江戸～ひたちなか市田彦)			②バードライン
3	稲 敷 S47～H8 20,595 (稲敷市西代～龍ヶ崎市若柴町)			③カントリーライン
4	猿 島 S48～H元 13,792 (坂東市桐木～八千代町水口)			④ライブライン
5	県西北部 S49～H2 10,507 (八千代町水口～筑西市海老ヶ島)			⑤グリーンライン
6	笠 間 S54～H4 8,812 (常陸大宮市鷹巣～城里町小勝)			⑥ビーフライン
7	笠間2期 S55～H14 12,561 (城里町小勝～笠間市石井)			
8	県北東部、2期 S56～R元 29,189 (常陸大宮市辰ノ口～高萩市中戸川)			⑦グリーン ふるさとライン
9	県北北部 S56～H8 5,754 (常陸太田市徳田～大子町高柴)			⑧アップルライン
10	県北北部2期、3期 S61～H20 5,054 (大子町上岡～大子町栃原)			
11	涸 沼 南 S63～H14 9,894 (鉾田市上釜～小美玉市下吉影)			⑨メロンロード
12	涸沼南2期 H2～H17 11,061 (小美玉市下吉影～小美玉市中野谷)			
13	つくば下総、2期 H5～R元 12,555 (つくば市酒丸～坂東市借宿)			⑩アグリロード
広域農道(公団営)				
14	多 賀 S58～H2 18,207 (高萩市中戸川～北茨城市関南町)			⑦グリーン ふるさとライン
15	奥 久 慈 H5～H12 10,207 (大子町高柴～大子町上岡)			⑧アップルライン



凡例	
1	広域農道
	国 道
	高速道路等

(4) 農地局関連の主な会議一覧

(令和7年4月1日現在)

所管 課	会 議 の 名 称	設置 根拠	内 容	会 議 の 種 類	構 成 員	
					本庁	事務所
農 村 計 画 課	農業農村整備事業進行管理委員会	要領	農業農村整備事業に関する施策の進捗状況 確認に必要な調査と進行管理 農山漁村地域整備計画の評価 事業の再評価・事後評価 事業計画の審査・承認	委員会、幹事会	○	
	茨城県土地改良区統合整備推進協議会	要項	土地改良区の合併及び解散等の推進	協議会、指導班	○	○
	茨城県土地改良区運営基盤強化協議会	会則	土地改良区運営基盤強化の推進	協議会、運営実務委員会	○	○
	農地局災害対策班	規定	農地、農業用施設災害に関する情報収集、連絡調整	対策班、班員	○	○
	土地改良技術検討会	要領	技術に関する指針及び基準等の作成	検討会、検討部会	○	
	茨城県農業農村整備事業広報会議	要項	農業農村整備事業のPR	委員会、幹事会	○	○
	茨城県イノシシ等被害防止対策協議会	要領	農林業等への被害防止に係る総合的対策の推進	幹事会、全体会議	○	○
水政課	茨城県渇水対策連絡会議	要項	県内の渇水情報の共有、対応策の協議	会議	○	
県土連	利根川水系農業水利協議会 茨城県支部	規約	水利情報の提供と農業水利諸問題の研究	委員会、幹事会	○	

所管 課	会 議 の 名 称	設置 根拠	内 容	会 議 の 種 類	構 成 員	
					本庁	事務所
農 地 整 備 課	国営那珂川沿岸農業水利事業連絡調整会議	要領	事業の円滑な推進に関する連絡調整	本会議、検討部会	○	○
	全国土地改良施設管理事業推進協議会	規約	情報の交換、研さん等を行うことにより維持管理事業の円滑な推進に資する	協議会、管理部会	○	
	茨城県国土調査推進協議会	任意	事業の啓発普及、講習会の開催、関係者の顕彰等	総会、理事会	○	
	茨城県日本型直接支払制度推進委員会	要項	事業の実施状況の点検、農業団体等の取組の評価及び指導・助言	委員会	○	

(5) 農業農村整備事業の変遷

年		農 政 の 動 き		農業農村整備事業の変遷					そ の 他 計 画 等		県 の 動 き																																									
		目的・名称		農業生産基盤整備	農 村 整 備	農地等保全管理	国計画																																													
昭和24	土地改良法制定	食糧増産対策事業	食糧増産対策事業	S31県営かんがい排水事業		S37湛水防除事業	S35国民所得倍増計画 S37全国総合開発計画	土経地済改良長期計画	S26県総合計画	S24隣波ノ江村で畑地かんがい																																										
25										生産性の向上と農業生産の選択的拡大	S38ほ場整備事業	S40農免農道整備事業	S44新全国総合開発計画	S40県総合振興計画	S34県総合開発の構想 S36県総合振興計画(大綱)	S26県営農業水利事業豊岡地区外5ヶ村地区起工式 S27土浦市外15ヶ村大規模県営土地改良事業着手 S27山川沼 新利根川上流地区かんがい排水事業実施 S29畑地農業改良促進法による畑地灌漑地区指定																																				
26																農業基盤整備事業	S45県営畑地帯総合整備事業	S45広域農道整備事業 S47農村基盤総合整備パイロット事業 S48農村総合整備モデル事業	S50地盤沈下対策事業	S52第3次全国総合開発計画	S45県新総合振興計画	S32県営かんがい排水事業村田村外三ヶ村地区採択 S33辰ノ口県営大規模かんがい排水事業採択																														
27	食糧増産10ヶ年計画																					農業経営基盤強化促進法 「新しい食料・農業・農村の方針」 水田営農活性化対策 UR農業合意関連対策大綱	S52土地改良総合整備事業 S54排水対策特別型	S58農業集落排水事業	S60国営造成施設管理団体整備促進事業	S61第4次全国総合開発計画	S51県民福祉基本計画 S51県農業振興基本方策 S55第2次県民福祉基本計画	S37湛水防除事業 長井戸沼、長柄、大野地区採択																								
28																												農業農村整備事業	H1低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業	H2中山間地域総合整備事業 H3水環境整備事業	H5ふるさと水と土基金	H10 21世紀国土グランドデザイン(全国総合開発計画)	H7県UR関連対策大綱 H7県長期総合計画 H7農業振興計画'95	S39ほ場整備事業南総中流地区採択 S40農免農道整備事業 小場江、野田奈川、石下、協和、玉里、関城、柳下地区採択																		
29																																		多面的機能の発揮	H6畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	H8基幹水利施設管理事業	H10田園整備事業 H10棚田地域と土保全基金	H12県長期総合計画(改定) H12県農業・農村振興ビジョン	S49農村基盤総合整備パイロット事業石岡台地区採択													
30																																							H13農村振興総合整備事業	H19農地・水・環境保全向上対策	H15いばらき農業改革研究会提言 H15茨城農業改革大綱 H17元氣いばらき戦略プラン H17農業・農村振興計画'06-'10	S50農村総合整備モデル事業 明野町、玉造町地区採択										
31																																										H15経営体育成基盤整備事業 H16新農業水利システム保全整備事業	H19農地・水・環境保全向上対策	H20国土形成計画(全国計画) H21国土形成計画(広域地方計画)	S54県営畑地帯総合整備事業 羽賀台地区採択 S54排水対策特別事業 奥山、鹿島、高道祖北部、中妻地区採択 S54土地改良総合整備事業 小絹地区採択							
32																																													H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	S59農業集落排水事業 中村、高岡地区採択 S59地盤沈下対策事業 岡堰地区採択					
33																																															H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	S63新県民福祉基本計画			
34																																																	H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H2県民福祉基本計画	
35																																																			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)
36	農業基本法	H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H5担い手育成型ほ場整備事業 三和西部地区採択																																																
37	農業構造改善事業促進対策大綱			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H6畑地帯総合整備事業 道六地区採択																																														
38						H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H9中山間地域総合整備事業(県営) 南指原地区採択																																												
39								H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H12田園空間整備事業 利根下総地区採択																																										
40										H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H14農村振興総合整備事業 北茨城地区採択																																								
41												H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H15いばらき農業改革研究会提言																																						
42														H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H17新農業水利システム保全整備事業早井地区採択																																				
43																H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H19農地・水・環境保全向上対策本格実施																																		
44	農業振興地域の整備に関する法律 稲作転換対策 (都市計画法)																	H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)	H20農業排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																
45																				H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																															
46																						H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																													
47																								H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																											
48		H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																																	
49	(国土利用計画法)			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																															
50						H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																													
51								H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																											
52										H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																									
53	水田利用再編対策											H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																							
54														H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																					
55																H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																			
56																		H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																	
57																				H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																															
58																						H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																													
59																								H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																											
60		H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																																	
61	「21世紀に向けての農政の基本方向」			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																															
62	水田農業確立対策					H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																													
63								H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																											
平成元										H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																									
2												H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																							
3														H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																					
4																H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																			
5	農業経営基盤強化促進法 「新しい食料・農業・農村の方針」 水田営農活性化対策																	H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																	
6	UR農業合意関連対策大綱																			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																															
7																						H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																													
8	新生産調整推進対策																							H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																											
9	新たな米政策大綱	H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																																	
10	農政改革大綱			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																															
11	緊急生産調整推進対策 食料・農業・農村基本法					H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																													
12	食料・農業・農村基本計画 水田農業経営確立対策							H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																											
13										H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																									
14	改正土地改良法の施行 「食」と「農」の再生プラン 米政策改革大綱											H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																							
15														H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																					
16	新たな食料・農業・農村基本計画															H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																			
17	経営所得安定対策等大綱																	H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																	
18																				H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																															
19																						H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																													
20																								H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																											
21		H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																																	
22	戸別所得補償モデル対策			H19農地・水・環境保全向上対策	H20農水排水再生プロジェクト事業実施(森林湖沼環境税活用事業) H20農業集落排水施設接続支援事業(森林湖沼環境税活用事業)																																															

年	農 政 の 動 き	農業農村整備事業の変遷					その他計画等	県 の 動 き		
		目的・名称	農業生産基盤整備	農 村 整 備	農地等保全管理	国計画		第7 （次 H土 2地 3改 し良 25 7か ）年 計 画	H23県長期総合計画(改定) H23新茨城農業改革大綱	H25いばらきの畑地再生事業
平成23	戸別所得補償制度の本格実施	多 農 食 農 業 業 料 村 業 の 振 持 興 統 的 安 定 的 供 給 的 発 展 確 保	H23戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業		H23農地・水保全管理支払交付金 H23震災対策農業水利施設整備事業					
24										
25	農林水産業・地域の活力創造プラン		H25農業競争力強化基盤整備事業 H25農村地域防災減災事業							
26	農地中間管理機構の創設・経営所得安定対策見直し・水田フル活用とコメ政策の見直し・日本型直接支払制度の創設 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律				H26多面的機能支払交付金	（土 H地 2改 4良 し 長 2期 8計 ）画	H26国土強靱化基本計画 H26インフラ長寿命化計画			
27	食料・農業・農村基本計画 総合的なTPP関連政策大綱		H27農地耕作条件改善事業						H27茨城県公共施設等総合管理計画	H27中山間地域農業基盤整備促進事業 H27中山間地域アグリビジネス創出調査研究事業 H27元気な農業農村創生チャレンジ事業
28	農業競争力強化プログラム			H28農山漁村振興交付金						
29	土地改良法の改正(中間管理機構関連農地整備、ため池耐震化等)								H28県長期総合計画(改定) H28新茨城農業改革大綱 H28茨城県国土強靱化計画	
30	防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策(H30～R2) 土地改良法の改正(土地改良区のあり方)		H30農地中間管理機構関連農地整備事業 H30農業水路等長寿命化・防災減災事業 H30水利施設等保全高度化事業			（土 H地 2改 8良 し 長 R期 2計 ）画	H30国土強靱化基本計画(改定)		H30茨城県総合計画	H30水田水質保全対策モデル事業(森林湖沼環境税活用) H30水田畑地化推進事業
令和元	農業用ため池の管理及び保全に関する法律									
2	新たな食料・農業・農村基本計画 総合的なTPP関連政策大綱(改定) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法			R2中山間地域農業農村総合整備事業						R2農地中間管理機構関連農地整備事業 南友部地区採択
3	防災・減災・国土強靱化のための5か年緊急対策(R3～7) 土地改良長期計画		R3防災重点農業用ため池緊急整備事業	R3農村整備事業			R3インフラ長寿命化計画(改正)			
4	土地改良法の改正(豪雨対策等)								R4第2次茨城県総合計画 R4茨城県公共施設等総合管理計画(改定)	
5			R5畑作等促進整備事業			土 （地 R改 3良 し 長 R期 7計 ）画	R5国土強靱化基本計画(改定)		R5茨城農業の将来ビジョン	
6										
7										



令和7年度事業計画概要書

編集発行 茨城県農林水産部農地局農村計画課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話 029-301-4150

F A X 029-301-4169

農地局HP「いばらきの農村発見」

<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp>



「いばらきのグリーンツーリズム」

<https://www.green-tourism.pref.ibaraki.jp>

